

学 生 便 覧

2023年度

(令和5年度)

神戸大学大学院人文学研究科

神戸大学文学部

目 次

文学部・人文学研究科沿革略史

文学部及び人文学研究科ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー

主要役職一覧

人文学研究科事務室

1 教学規則・共通細則等

神戸大学教学規則

神戸大学共通細則

神戸大学学生懲戒規則

神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ

神戸大学日本語等授業科目履修規則

2 神戸大学全学共通授業科目履修規則等

神戸大学全学共通授業科目履修規則

全学共通授業科目の履修方法に関する申合せ

神戸大学大学教育推進機構教養教育院高度教養科目履修規程

教養教育院開講科目の追試験に関する内規

協定等に基づき留学する学生の教養教育院開講科目の定期試験の取扱いに関する申合せ

[全学共通授業科目]交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、定期試験の休講措置について

3 学 部（諸規則）

神戸大学文学部規則

専修別専門科目履修に関する内規

神戸大学文学部高度教養科目に関する内規

科目ナンバリングの導入について

神戸大学 ESD コース実施要領

神戸大学数理・データサイエンス・AI 教育プログラム実施要領

神戸大学文学部科目等履修生規程

神戸大学文学部聴講生規程

神戸大学文学部研究生規程

4 学 部（教務関係内規等）

履修科目の登録の上限の取扱いに関する内規

単位の取扱内規

レポート取扱内規

文学部特別試験に関する内規

文学部の成績評価基準に関する内規

成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

試験及び論文・レポートにおける不正行為に関する申合せ

卒業論文取扱いに関する内規

専修別学生収容限度数について

専修の所属変更に関する内規

外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申合せ

入学前の既修得単位の認定に関する内規

神戸大学文学部学生の留学に関する内規

協定に基づき留学する学生の定期試験の取扱いに関する申合せ

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、

定期試験の休講措置の取扱い

文学部再入学に関する申合せ

5 神戸大学学位規程等

神戸大学学位規程

神戸大学学位規程人文学研究科細則

人文学研究科の課程博士学位に関する内規

人文学研究科の論文博士学位に関する内規

神戸大学大学院人文学研究科学位論文評価基準

6 大学院人文学研究科（諸規則・内規等）

神戸大学大学院人文学研究科規則

科目ナンバリングの導入について

試験及び論文・レポートにおける不正行為に関する申合せ

海外協定大学の修士課程学生の神戸大学大学院人文学研究科博士課程前期課程への

受入れ並びに修了要件に関する内規

神戸大学大学院人文学研究科博士課程前期課程の学生の海外協定大学の修士課程への

派遣並びに修了要件に関する内規

日本語日本文化教育プログラムに関する内規

人文学研究科規則第 16 条第 2 項に関する申合せ

人文学研究科特別試験に関する内規

人文学研究科の成績評価基準に関する内規

成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

神戸大学大学院人文学研究科研究生規程

神戸大学大学院人文学研究科外国人特別学生入学選考規程

博士課程前期課程学生の入学前の既修得単位の認定に関する内規

日本語日本文化教育インターンシップ（海外日本語日本文化教育実習）の単位認定に関する内規

人文学研究科学生の留学に関する内規

人文学研究科学生の留学に関する内規第 5 条に関する申合せ

人文学研究科学生の研究指導計画書及び学修プロセスフロー関連提出書類等に関する申合せ

人文学研究科学生の学修プロセスフロー

海外協定大学の修士課程学生の神戸大学大学院人文学研究科博士課程前期課程における早期修了に関する申合せ

神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する申合せ

人文学研究科博士課程後期課程再入学に関する申合せ

7 教育職員免許・学芸員資格取得関係（学部・大学院共通）

教育職員免許状取得について

教職・教科に関する科目履修要領

学芸員資格取得に関する科目履修内規

学芸員資格取得に関する科目履修について

社会調査士及び専門社会調査士資格取得について

社会調査士認定規則（抜粋）

専門社会調査士認定規則（抜粋）

8 学生生活（厚生）関係（学部・大学院共通）

証明書等の発行について

住所変更の届出について

身上異動について

授業料納付について

授業料免除申請、奨学金、アルバイトについて

教室の使用について

大学院学生研究室の使用について
構内への車両乗入れ規制について
構内駐車許可要領
自動車・二輪車駐車許可者の遵守事項
神戸大学バイク駐輪登録要領
定期健康診断及び健康相談について
神戸大学学生健康診断規程
健康相談（「からだの健康相談」と「こころの健康相談」）
福利厚生用具等について

9 教育交流（国内外）

国内の大学等との交流協定状況
外国の大学等との交流協定状況

10 院生協議会規約等

神戸大学大学院人文学研究科院生協議会会則

11 教員名簿・神戸大学文学部・大学院人文学研究科棟平面図等

教員名簿
神戸大学文学部・大学院人文学研究科棟平面図
主な部局等所在地及び電話番号

文学部・人文学研究科沿革略史

1949 (昭和 24) 年	5 月	国立学校設置法 (法律第 150 号) によって、神戸大学が設置され、文理学部を置くことが決定された。 文理学部文科の学生入学定員 90 人
1949 (昭和 24) 年	7 月	文理学部文科第 1 回入学式を行った。
1950 (昭和 25) 年	10 月	文理学部文科専門教育課程の授業を六甲台学舎において開始した。
1951 (昭和 26) 年	10 月	文理学部文科は六甲台学舎から御影学舎に移転した。
1953 (昭和 28) 年	3 月	文理学部文科第 1 回学士試験合格証書授与式を行った。
1953 (昭和 28) 年	4 月	文理学部文科に専攻生制度を開設した。
1954 (昭和 29) 年	4 月	国立学校設置法の改正により文理学部を廃止し、文学部、理学部が設置された。 文学部の学生入学定員 90 人
1958 (昭和 33) 年	4 月	専攻生制度を廃止し、文学専攻科 (哲学専攻、史学専攻、文学専攻) が設置された。
1964 (昭和 39) 年	4 月	六甲台町に文学部新学舎が竣工し、移転した。
1967 (昭和 42) 年	4 月	文学部の学生入学定員を 100 人に増員した。
1968 (昭和 43) 年	3 月	文学専攻科を廃止した。
1968 (昭和 43) 年	4 月	大学院文学研究科 (修士課程) が設置された。 学生入学定員 50 人
1970 (昭和 45) 年	10 月	大学院文学研究科第 1 回修士学位記授与式を行った。
1971 (昭和 46) 年	2 月	教室・演習室棟が増築された。
1971 (昭和 46) 年	12 月	文学部に研究生制度を開設した。
1975 (昭和 50) 年	4 月	大学院文学研究科に外国人特別学生制度を開設した。
1979 (昭和 54) 年	4 月	大学院文学研究科に文化構造専攻 (後期 3 年博士課程) が独立専攻として設置された。(翌年 4 月に大学院文化学研究科に移行)
1980 (昭和 55) 年	4 月	文化構造専攻及び社会文化専攻からなる独立研究科として、大学院文化学研究科 (後期 3 年博士課程) が設置された。 学生入学定員 13 人
1981 (昭和 56) 年	3 月	文化学研究科棟が竣工した。
1987 (昭和 62) 年	4 月	文学部の学生入学定員を 120 人に増員した。
1991 (平成 3) 年	4 月	文学部の学生入学定員を 135 人に増員した。
1994 (平成 6) 年	4 月	文学部の学生入学定員を 115 人に減員した。
2001 (平成 13) 年	4 月	文学部の 3 学科 (哲学科・史学科・文学科) を 1 学科 (人文学科) に改組した。
2002 (平成 14) 年	4 月	大学院文化学研究科の文化構造専攻に倫理創成論大講座を新設し、社会文化専攻を 3 大講座から 4 大講座に改組するとともに連携講座を新設した。 学生入学定員を 20 人に増員した。
2004 (平成 16) 年	4 月	国立大学法人法の施行に伴い、国立大学法人神戸大学に文学部、大学院文学研究科及び大学院文化学研究科を設ける。
2005 (平成 17) 年	4 月	大学院文学研究科の 6 専攻を 2 専攻 (文化基礎専攻及び文化動態専攻) に改組した。
2007 (平成 19) 年	4 月	大学院文学研究科 (修士課程) と大学院文化学研究科 (独立研究科博士課程) を改組・統合して、区分制の大学院として 2 専攻 (文化構造専攻・社会動態専攻) からなる大学院人文学研究科が設置された。 4 月 大学院文学研究科社会学専攻・英米文学専攻を廃止した。
2008 (平成 20) 年	4 月	大学院文学研究科芸術学芸術史専攻・史学専攻・国文学専攻を廃止した。
	10 月	文学部哲学科を廃止した。
2010 (平成 22) 年	10 月	大学院文学研究科を廃止した。
2015 (平成 27) 年	3 月	大学院文化学研究科を廃止した。
2016 (平成 28) 年	4 月	大学院人文学研究科博士課程前期課程の学生入学定員を 44 人に減員した。
2017 (平成 29) 年	4 月	文学部の学生入学定員を 100 人に減員した。

文学部 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

神戸大学文学部は、人類の文化的営みの蓄積としての人文学を、古典を通して深く理解するとともに、社会的対話によりそれを実践して行く能力を身につけ、現代社会において活躍できる人材を育成することを目的としている。また、徹底した少人数教育により、個々の学生の好奇心に応え、自ら問題を設定し、解決するスキルを学生に伝授することを目的としている。

この目的を達成するため、以下に示した方針に従って学士の学位を授与する。

学位：学士（文学）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、文学部は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本学部に4年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上（卒業論文を含む）を習得すること。卒業論文の単位取得のためには、指定の期日までに卒業論文を提出し、卒業論文試験に合格することを要する。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、卒業までに、本学部学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。

○「人間性」

- ・人文学に関わる課題について自ら主体的に学び、協働して解決することができる能力

○「創造性」

- ・人文学の意義と重要性を理解し、複眼的に思考することで、人文学の発展に貢献することができる能力

○「国際性」

- ・異なる文化によって育まれた多様性を理解・受容し、必要な外国語でコミュニケーションをはかる能力

○「専門性」

- ・自らの好奇心を学問的に問題化し検証する訓練を積むことを通じて、人文学の幅広い知識を獲得する能力
- ・人類の知的営みの蓄積である古典を通じた人文学共通の問題・課題についての理解力
- ・文化・言語・学域の壁を越えた意思疎通および連携を可能にする社会的対話力
- ・固有の学問的課題を知の普遍的課題に位置づける深い洞察力

【カリキュラム・ポリシー（文学部）】

神戸大学のカリキュラム・ポリシーにもとづき、文学部は以下の方針に則りカリキュラムを編成する。

1. 「人間性」「創造性」「国際性」を学生に身につけさせるため、すべての学生が履修する共通の科目として、基礎教養科目、総合教養科目、高度教養科目、外国語科目、初年次セミナー、キャリア科目、情報科目、健康・スポーツ科学及びその他必要と認める科目を開設する。
 2. 人類の文化的営みの蓄積としての人文学を、古典を通して深く理解するとともに、社会的対話により、それを実践することを通じて人文学的素養を涵養し、「専門性」を学生に身につけさせるため、以下の専門科目及びその他必要と認める科目を開設する。
- ・自らの好奇心を学問的に問題化し検証する訓練を積み、幅広い知識を身につけることができるよ

うに初年次セミナー、専門科目基礎科目、高度教養科目を開設する。

- ・人類共通の叡智の蓄積である古典を通して人文学共通の問題・課題を発見できる理解力を身につけることができるように専門科目基礎科目、専門科目、グローバル科目を開設する。
- ・文化・言語・学域の壁を越えた意思疎通および連携を可能にする社会的対話力を身につけることができるように専門科目、ESD科目、グローバル科目を開設する。
- ・固有の学問的課題を知の普遍的課題に位置づけられる洞察力を身につけることができるように卒業論文・卒業論文関連科目を開設する。

なお、これらの科目は、講義・演習・実習等の授業形態に応じて、アクティブラーニング、体験型学修などを適宜組み合わせて行う。

学修成果の評価は、次の方法で行う。

- ・講義科目については、筆記試験、レポート、参加度等により、学修目標に即して多面的、包括的な方法で到達度を判定する。
- ・演習・実験・実習及び実技科目については、筆記試験、レポート、参加度、発表内容、実技等により、学修目標に即して多面的、包括的な方法で到達度を判定する。

人文学研究科 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

博士課程前期課程

神戸大学人文学研究科博士課程前期課程は、人文学の高い専門性を追求すると同時に、総合性を高めることによって、人文学の古典的な役割を継承しながら、現代社会において活躍できる人材を養成することを目的としている。この目的を達成するため、以下に示した方針に従って修士の学位を授与する。

学位：修士（文学）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、人文学研究科は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本研究科博士課程前期課程に2年以上在学し、研究科共通科目、選択科目、特別研究に関してそれぞれ所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本研究科学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。

○「人間性」「創造性」「国際性」

- ・人文学の意義を理解し、その発展に貢献することのできる能力。また、人文学に関わる課題について、共同して解決することのできる能力。さらに、異なる文化に由来する多様性を受容し、必要な外国語でコミュニケーションをはかる能力。

○「専門性」

- ・人類がこれまで蓄積してきた人間と社会に関する古典的な文献の原理論的研究という人文学の基礎的な方法を継承しつつ、個々の文化現象の現代的意味を問うことができる能力。
- ・古典研究を踏まえて、フィールドワークを重視した社会文化の動態的分析を行い、なおかつあらたな社会的規範や文化の形成に寄与できる能力。
- ・研究者としての基礎能力を具えるとともに、人文学を知識基盤社会に生かすことができる能力。

博士課程後期課程

神戸大学人文学研究科博士課程後期課程は、人文学の高い専門性を追求すると同時に、総合性を高めることによって、人文学の古典的な役割を継承しながら、現代社会に対応する人材を養成すること

を目的としている。この目的を達成するため、以下に示した方針に従って博士の学位を授与する。

学位：博士（文学）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、人文学研究科は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本研究科博士課程後期課程に3年以上在学し、研究科共通科目、特別演習に関してそれぞれ所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本研究科学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。

○「人間性」「創造性」「国際性」

- ・人文学の意義を理解し、その発展に貢献することのできる能力。また、人文学に関わる課題について、共同して解決することのできる能力。さらに、異なる文化に由来する多様性を受容し、必要な外国語でコミュニケーションをはかる能力。

○「専門性」

- ・人文学の高い専門性を追求し、人文学の古典的な役割を継承しながら、現代社会に対応する能力。
- ・人類がこれまで蓄積してきた人間と社会に関する古典的な文献の原理論的研究という人文学の基礎的な方法を継承しつつ、個々の文化現象の現代的意味を問うことができる能力。
- ・古典研究を踏まえて、フィールドワークを重視した社会文化の動態的分析を行い、なおかつ新たな社会的規範や文化の形成に寄与できる能力。
- ・自立した研究者として、研究を企画し、組織できる能力。

学位：博士（学術）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、人文学研究科は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本研究科博士課程後期課程に3年以上在学し、研究科共通科目、特別演習に関してそれぞれ所定の単位以上を習得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、修了までに、本研究科学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。

○「人間性」「創造性」「国際性」

- ・人文学の意義を理解し、その発展に貢献することのできる能力。また、人文学に関わる課題について、共同して解決することのできる能力。さらに、異なる文化に由来する多様性を受容し、必要な外国語でコミュニケーションをはかる能力。

○「専門性」

- ・人文学の高い専門性を追求すると同時に、専門性にもとづく学際性を高めることによって、人文学の古典的な役割を継承しながら、現代社会に対応する能力。
- ・人類がこれまで蓄積してきた人間と社会に関する古典的な文献の原理論的研究という人文学の基礎的な方法を継承しつつ、個々の文化現象の現代的意味を問うことができる能力。
- ・古典研究を踏まえて、フィールドワークを重視した社会文化の動態的分析を行い、なおかつ新たな社会的規範や文化の形成に寄与できる能力。
- ・自立した研究者として、研究を企画し、組織できる能力。

【カリキュラム・ポリシー（人文学研究科）】

神戸大学のカリキュラム・ポリシーにもとづき、人文学研究科は以下の方針に則りカリキュラムを

編成する。

博士課程前期課程 学位：修士（文学）

1. 「人間性」「創造性」「国際性」を身につけさせるため、研究科共通科目を開設する。
2. 人文学の「専門性」を身につけさせるため、以下の専門科目を開設する。
 - ・各分野の高度に専門的な知識を身につけることができるよう特殊研究科目を開設する。
 - ・各分野の研究に必要なスキルと語学の能力を身につけることができるよう、少人数で展開される演習科目を開設する。
 - ・学位論文完成のため、指導教員による特別研究科目を開設する。

なお、これらの科目は講義・演習等の授業形態に応じて、アクティブラーニング、体験型学習などを適宜組み合わせで行う。

指導体制については、各学生に対して3名からなる指導教員チームを編成し、そのうち必ず他専攻の教員が参加する体制をとっている。それにより、高い専門性ばかりでなく、幅広い学際的視野のもとで研究する能力を育成する。また論文の提出までに、計画書の提出、準備/予備論文の提出、公開研究報告会の開催など、研究の進捗状況をその都度上記の体制でチェックしながら、研究遂行の能力を総合的に育成する。

学修成果の評価は、次の方法で行う。

- ・講義科目については、筆記試験、レポート、参加度等により、学修目標に即して多面的、包括的な方法で到達度を判定する。
- ・演習・実習等については、筆記試験、レポート、参加度、発表内容等により、学修目標に即して多面的、包括的な方法で到達度を判定する。

博士課程後期課程 学位：博士（文学）

1. 「人間性」「創造性」「国際性」を身につけさせるため、研究科共通科目を開設する。
2. すぐれた「専門性」を有する学位論文完成のため、指導教員による特別演習科目を開設する。

指導体制については、各学生に対して3名からなる指導教員チームを編成し、そのうち必ず他専攻の教員が参加する体制をとっている。それにより、高い専門性ばかりでなく、幅広い学際的視野のもとで研究する能力を育成する。また論文の提出までに、計画書の提出、準備/予備論文の提出、公開研究報告会および博士予備論文公開審査の開催など、研究の進捗状況をその都度上記の体制でチェックしながら、研究遂行の能力を総合的に育成する。

学修成果の評価は、筆記試験、レポート、参加度、発表内容等により、学修目標に即して多面的、包括的な方法で到達度を判定する。

博士課程後期課程 学位：博士（学術）

1. 「人間性」「創造性」「国際性」を身につけさせるため、研究科共通科目を開設する。
2. すぐれた「専門性」とそれにもとづく学際性を有する学位論文完成のため、指導教員による特別演習科目を開設する。

指導体制については、各学生に対して3名からなる指導教員チームを編成し、そのうち必ず他専攻の教員が参加する体制をとっている。それにより、高い専門性ばかりでなく、幅広い学際的視野のもとで研究する能力を育成する。また論文の提出までに、計画書の提出、準備/予備論文の提出、公開研究報告会および博士予備論文公開審査の開催など、研究の進捗状況をその都度上記の体制でチェックしながら、研究遂行の能力を総合的に育成する。

学修成果の評価は、筆記試験、レポート、参加度、発表内容等により、学修目標に即して多元的、包括的な方法で到達度を判定する。

主要役職一覧

文 学 部

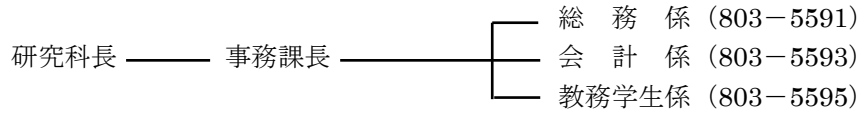
文 学 部 長	長 坂 一 郎	教 授
教 務 委 員	石 山 裕 慈	准教授

人 文 学 研 究 科

人文学研究科長	長 坂 一 郎	教 授
大 学 院 委 員	古 市 晃	教 授
学 生 委 員	佐々木 祐	准教授
図 書 委 員	高 田 京比子	教 授

人文学研究科事務室

人文学研究科事務室では、文学部、人文学研究科に関する事務を取り扱っています。
具体的な事務機構・事務分掌は次のとおりです。



事務分掌

[教務学生係]

- ①入学、退学、転学、休学、復学及び卒業等に関すること。
- ②授業及び試験に関すること。
- ③教育職員免許状に関すること。
- ④学生の諸証明に関すること。
- ⑤学生の自治活動、課外活動、福利厚生に関すること。
- ⑥留学生、留学に関すること。
- ⑦その他教務、学生に関すること。

[会計係]

- ①授業料の徴収に関すること。
- 以下省略

[総務係]

- ①教職員の人事に関すること。
- 以下省略

学生の皆さんには、教務学生係が中心的な事務窓口となります。

1 教学規則・共通細則等

神戸大学教学規則

(平成 16 年 4 月 1 日 制 定)

(令和 5 年 3 月 28 日 一部改正)

目次

第 1 章 総則(第 1 条－第 9 条)

第 2 章 学部

第 1 節 入学(第 10 条－第 21 条)

第 2 節 修業年限, 教育課程, 課程の履修等(第 22 条－第 39 条)

第 3 節 留学及び休学(第 40 条－第 44 条)

第 4 節 退学及び除籍(第 45 条－第 47 条)

第 5 節 卒業要件及び学士の学位(第 48 条・第 49 条)

第 6 節 授業料(第 50 条－第 54 条)

第 7 節 賞罰(第 55 条・第 55 条の 2)

第 3 章 大学院

第 1 節 入学(第 56 条－第 62 条)

第 2 節 修業年限, 教育方法, 修了要件等(第 63 条－第 71 条)

第 3 節 準用規定(第 72 条－第 77 条)

第 4 章 学位プログラム(第 77 条の 2)

第 5 章 特別聴講学生, 特別研究学生, 科目等履修生, 聴講生, 研究生, 専攻生及び外国人特別学生(第 78 条－第 83 条)

第 6 章 特別の課程(第 83 条の 2)

第 7 章 授業料, 入学料及び検定料の額(第 84 条・第 84 条の 2)

第 8 章 教育職員免許状(第 85 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は, 国立大学法人神戸大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。)第 29 条の規定に基づき, 学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育憲章)

第 2 条 本学の教育は, 神戸大学教育憲章(平成 14 年 5 月 16 日制定)に則り, 行うものとする。

(学部)

第 3 条 本学の学部に置く学科は, 次のとおりとする。

文学部 人文学科

国際人間科学部 グローバル文化学科, 発達コミュニティ学科, 環境共生学科, 子ども教育学科

法学部 法律学科

経済学部 経済学科

経営学部 経営学科

理学部 数学科，物理学科，化学科，生物学科，惑星学科

医学部 医学科，保健学科

工学部 建築学科，市民工学科，電気電子工学科，機械工学科，応用化学科，情報知能工学科

農学部 食料環境システム学科，資源生命科学科，生命機能科学科

海洋政策科学部 海洋政策科学科

(大学院)

第4条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は，次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻，社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化関連専攻，グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学研究科	人間発達専攻，人間環境学専攻	博士課程
法学研究科	法学政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位課程
理学研究科	数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，惑星学専攻	博士課程
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	修士課程
	医科学専攻	博士課程
	医療創成工学専攻	博士課程
保健学研究科	保健学専攻	博士課程
工学研究科	建築学専攻，市民工学専攻，電気電子工学専攻，機械工学専攻，応用化学専攻	博士課程

システム情報学研究科	システム情報学専攻	博士課程
農学研究科	食料共生システム学専攻，資源生命科学専攻，生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻，国際協力政策専攻，地域協力政策専攻	博士課程
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻	博士課程

- 2 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，医学研究科医療創成工学専攻，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程は，これを前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。
- 3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は，学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし，法学研究科の専門職学位課程は，専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項に規定する法科大学院とする。

(乗船実習科)

第5条 本学に置く乗船実習科に関することは，神戸大学乗船実習科規則(平成16年4月1日制定)で定める。

(収容定員)

第6条 本学の収容定員は，別表のとおりとする。

(学年)

第7条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

(学期・クォーター)

第8条 学年を分けて，次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期に二つの期間(以下「クォーター」という。)を置くことができる。

3 各クォーターの始期及び終期については，別に定める。

(休業日)

第9条 定期の休業日は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 臨時の休業日は、学長が定める。
- 3 教育上必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、夏季及び冬季休業の期間は、各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。
- 4 教育上必要と認めるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、休業日において授業等を行うことができる。

第2章 学部

第1節 入学

(入学許可)

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第17条に規定する入学手続を完了した者(第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。)に対し、入学を許可する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。)による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
- (8) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(早期入学)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程，高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者
- (3) 外国において，学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。)の当該課程に2年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第150条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者(平成13年文部科学省告示第167号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第4条に規定する受検科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については，その免除を受けた科目を除く。)について合格点を得た者を含む。)で，17歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

(入学期)

第12条 入学の時期は，学年の初めとする。ただし，学年の途中においても，学期の区分に従い，学生を入学させることができる。

(編入学)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者で，本学に編入学を志望する者があるときは，第10条の規定にかかわらず，学期の初めにおいて，教授会の議を経て，入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 施行規則附則第7条に規定した者

2 前項に規定する者のほか，次の各号のいずれかに該当する者で文学部，法学部，経済学部，経営学部又は工学部に編入学を志望する者があるときは，教授会の議を経て，入学を許可することができる。

- (1) 大学に2年以上在学し，所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において，前3号と同程度の課程を修了した者

3 第1項に規定する者のほか，次の各号のいずれかに該当する者で国際人間科学部，理学部，農学部又は海事科学部に編入学を志望する者があるときは，教授会の議を経て，入学を許可することができる。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)

4 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で医学部保健学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 外国において、前2号と同程度の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)

(転入学)

第14条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(再入学)

第15条 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部に入學を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(入学志願)

第16条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。

- (1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入学共通テストにおいて受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。
- (4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

(入学者選抜)

第 16 条の 2 入学者の選抜は、学則第 27 条の 2 第 3 号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第 17 条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

(入学料の免除)

第 18 条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全部又は一部を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予等)

第 19 条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

2 前条第 1 項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者(次項により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4 入学料の免除を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者が、第 1 項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

5 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号。以下「修学支援法」という。)第 12 条第 1 項の規定により入学料減免の認定を取り消された者は、取消しを告知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

6 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(死亡等による入学料の免除)

第 20 条 前条第 1 項又は前条第 2 項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全部を免除する。

2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者が、前条第 3 項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第 47 条第 1 項第 1 号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。

3 修学支援法第 12 条第 1 項の規定により入学料減免の認定を取り消された者が、前条第 5 項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第 47 条第 2 項の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。

(宣誓)

第 21 条 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第2節 修業年限，教育課程，課程の履修等

(修業年限)

第22条 学部の修業年限は，4年とする。ただし，本学に3年以上在学した者(施行規則第149条に規定する者を含む。)が，卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ，かつ，学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

- 2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は，学部規則において定め，公表するものとする。
- 3 医学部医学科については，第1項の規定にかかわらず，その修業年限は6年とする。
- 4 学生が，職業を有している等の事情により，修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは，教授会の議を経て，その計画的な履修を認めることができる。
- 5 前項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

第23条 大学の学生以外の者のうち科目等履修生又は第83条の2に規定する特別の課程の履修生(以下「特別の課程履修生」という。)として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては，当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは，教授会の議を経て，修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の2分の1を超えない期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第24条 学生は，修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

- 2 第22条第4項の規定により履修を認められた学生(以下「長期履修学生」という。)の在学年限については，関係の学部規則で定める。

(教育課程)

第25条 学部は，学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき，必要な授業科目を次条第1項に定める区分に従って開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目の区分)

第26条 授業科目の区分は，次のとおりとする。

基礎教養科目

総合教養科目

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

高度教養科目

専門科目(専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。)

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

- 2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

第 27 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第 1 項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

- 4 第 1 項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

- 5 前 4 項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(履修方法及び試験)

第 28 条 第 26 条第 1 項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則、神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「履修規則」という。)及び神戸大学大学教育推進機構教養教育院高度教養科目履修規程(平成 28 年 3 月 22 日制定)で定める。

- 2 第 26 条第 2 項の規定により開設される授業科目(以下「日本語等授業科目」という。)及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)で定める。

(履修科目の登録の上限)

第 29 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

- 2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準)

第 30 条 各学部は、各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多元的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

(単位の授与)

第 31 条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して、単位を与える。

(単位の基準)

第 32 条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第 27 条第 1 項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

2 全学共通授業科目(履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。)については、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 演習、実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

3 日本語等授業科目については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第 33 条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第 34 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

3 前 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。

4 前 3 項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。

5 前 4 項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第 34 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前 2 項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第 3 項及び第 4 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 前 3 項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 35 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第 34 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項及び第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

3 前 2 項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 36 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 34 条第 3 項及び第 4 項、第 34 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 前 3 項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)

第 37 条 第 13 条から第 15 条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会の議を経て、これを定める。

(転学部)

第 38 条 学長は、学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、許可することがある。

(転学科)

第 39 条 学長は、学生で転学科を希望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することができる。

第 3 節 留学及び休学

(留学)

第 40 条 第 34 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第 22 条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

第 41 条 学生が、疾病その他の理由により、3 か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、更に 1 年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

第 41 条の 2 前条の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、第 60 条第 1 項の規定により医学研究科医科学専攻の博士課程に早期入学するときは、医学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の休学期間は、4 年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、医学部長は、更に 1 年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(休学の解除)

第 42 条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

第 43 条 学生で、疾病により 3 か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

第 44 条 休学の期間は、通算して 3 年を超えることはできない。ただし、第 41 条の 2 に規定する学生の休学期間の通算については、8 年を限度として、医学部において別に定める。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

第 4 節 退学及び除籍

(退学)

第 45 条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(疾病等による除籍)

第 46 条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

(入学料等未納による除籍)

第 47 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

- (1) 第 18 条又は第 19 条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は一部免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学料を納付期限内に納付しないとき。
 - (2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。
- 2 修学支援法第 12 条第 1 項の規定により入学料又は授業料の減免の認定を取り消された者が、その者に係る納付すべき入学料又は授業料を納付期限内に納付しないときは、当該認定に係る年度末をもって学部長がこれを除籍するものとする。

第 5 節 卒業要件及び学士の学位

(卒業要件)

第 48 条 卒業の要件は、第 22 条に定める期間在学し、124 単位(医学部医学科にあつては、188 単位。以下同じ。)以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき 124 単位のうち、第 27 条第 2 項の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。ただし、124 単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第 1 項に規定する授業により 64 単位(医学部医学科にあつては、128 単位)以上を修得しているときは、60 単位を超えることができることとする。
- (学士の学位授与)

第 49 条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

第 6 節 授業料

(授業料の納期)

第 50 条 授業料は、次の 2 期に分け、年額の 2 分の 1 に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期別	納付期間
前期(4月から9月まで)	4月1日から4月30日まで
後期(10月から3月まで)	10月1日から10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第 1 項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 4 第 1 項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付しなければならない。

- 5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。
- 6 修学支援法第 12 条第 1 項の規定により授業料減免の認定を取り消された者の授業料は、取消しを告知した日から起算して 14 日以内に納付しなければならない。
- 7 既納の授業料は、還付しない。ただし、第 2 項又は第 3 項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。
 - (1) 第 2 項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第 45 条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額
 - (2) 第 3 項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
 - (3) 第 3 項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出、第 41 条第 1 項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
(授業料の免除)

第 51 条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全部又は一部を免除することがある。

- 2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。
(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第 52 条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

- 2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。
(休学者の授業料)

第 53 条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月(休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月)から復学当月の前月までの授業料を免除する。

- 2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。
(退学者等の授業料)

第 54 条 第 50 条に定める期の中途において、第 45 条の規定により退学し、第 55 条の 2 第 1 項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第 47 条の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

- 2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第7節 賞罰

(表彰)

第55条 学生として表彰に値する行為があったときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することがある。

- 2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程(平成17年2月17日制定)で定める。

(懲戒)

第55条の2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。
- 3 停学3か月以上にわたるときは、その期間は、第22条の修業年限に算入しない。
- 4 前3項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則(平成16年4月1日制定)で定める。

第3章 大学院

第1節 入学

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第56条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)
- (9) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
(修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学)

第 57 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に 3 年以上在学した者
 - (2) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(後期課程の入学資格)

第 58 条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第 104 条第 3 項の規定に基づき学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(第 74 条において「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第 118 号)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

(医学研究科医科学専攻の博士課程の入学資格)

第 59 条 医学研究科医科学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学，歯学，薬学（修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。）を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は、医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 5 年以上である課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和 30 年文部省告示第 39 号）
- (7) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、大学の医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの
(医学研究科医科学専攻の博士課程への早期入学)

第 60 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に 4 年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における 16 年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程（最終の課程は、医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するもの

として当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- 2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(進学)

第 61 条 本学大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程又は医学研究科医科学専攻の博士課程に進学を志望する者については、当該研究科の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

(入学者選抜)

第 62 条 大学院の入学者の選抜は、学則第 27 条の 2 第 3 号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

- 2 大学院の入学志願者に対する選考方法は、各研究科において別に定める。

第 2 節 修業年限、教育方法、修了要件等

(標準修業年限)

第 63 条 修士課程の標準修業年限は、2 年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を 1 年以上 2 年未満の期間とすることができる。
- 3 前項に規定する修士課程を置く研究科、専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は、次のとおりとする。

人間発達環境学研究科 人間発達専攻(1 年履修コース)1 年

- 4 人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、医学研究科医療創成工学専攻、保健学研究科、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科、国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程の標準修業年限は、前期課程 2 年、後期課程 3 年の 5 年とする。
- 5 医学研究科医科学専攻の博士課程の標準修業年限は、4 年とする。
- 6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は、2 年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科の定めるところにより、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を 1 年以上 2 年未満の期間とすることができる。
- 7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程(以下「法科大学院」という。)の標準修業年限は、3 年とする。

(教育課程)

第 63 条の 2 大学院(専門職大学院を除く。)は、学則第 27 条の 2 第 1 号及び第 2 号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 専門職大学院は、学則第 27 条の 2 第 1 号及び第 2 号の規定により定める方針に基づき必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
(教育方法等)

第 64 条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。
- 3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 4 各研究科における授業科目、その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については、当該研究科規則で定める。

(他大学大学院等の研究指導)

第 65 条 教育上有益と認めるときは、他大学(外国の大学を含む。)の大学院又は研究所等(外国の研究機関を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、修士課程及び前期課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1 年を超えないものとする。

- 2 教育上有益と認めるときは、外国の大学院又は研究所等との協定に基づき、後期課程の学生に、本学と当該外国の大学院又は研究所等において、共同の研究指導を受けさせることがある。

(研究指導のための留学)

第 66 条 前条の規定に基づき、外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は、所属研究科長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第 63 条の標準修業年限に算入する。

(修士課程及び前期課程の修了要件)

第 67 条 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に 2 年(人間発達環境学研究科人間発達専攻(1 年履修コース)にあつては、1 年)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第 75 条において読み替えて準用する第 36 条(第 2 項を除く。)の規定により本学に入学する前に修得した単位(第 56 条又は第 57 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学の修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

(博士課程の修了要件)

第 68 条 博士課程(医学研究科医科学専攻の博士課程を除く。)の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院(専門職大学院を除く。以下この項において同じ。)に3年(専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

3 医学研究科医科学専攻の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

4 第75条において読み替えて準用する第36条(第2項を除く。)の規定により医学研究科医科学専攻の博士課程に入学する前に修得した単位(第59条又は第60条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により医学研究科医科学専攻の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(専門職学位課程の修了要件)

第 69 条 専門職学位課程(法科大学院を除く。以下この条において同じ。)の修了要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、所定の単位を修得することとする。

2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

3 法科大学院の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

- 4 法科大学院の在学期間については、第 75 条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。
- 5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第 3 項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて 1 年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと、第 3 項に規定する単位については、第 74 条、第 74 条の 2 及び第 75 条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93 単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30 単位を超えてみなすことができる。
- 6 認定連携法曹基礎課程(本学法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。)を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると研究科が認める者に関する前項、第 74 条、第 74 条の 2 及び第 75 条の規定の適用については、「30 単位」とあるのは、「46 単位」とする。

(学位論文及び最終試験)

第 70 条 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与)

第 71 条 各研究科において、所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

第 3 節 準用規定

(準用規定)

第 72 条 第 12 条(入学期)、第 14 条(転入学)、第 15 条(再入学)、第 16 条(入学志願)、第 17 条(入学手続)、第 18 条(入学料の免除)(第 2 項を除く。)、第 19 条(入学料の徴収猶予等)、第 20 条(死亡等による入学料の免除)、第 21 条(宣誓)、第 22 条(修業年限)(第 1 項、第 2 項及び第 3 項を除く。)、第 24 条(在学年限)、第 27 条(授業の方法)、第 31 条(単位の授与)、第 32 条(単位の基準)(第 2 項及び第 3 項を除く。)、第 33 条(他学部の授業科目の履修)、第 38 条(転学部)、第 39 条(転学科)、第 45 条(退学)、第 46 条(疾病等による除籍)、第 47 条(入学料等未納による除籍)、第 50 条から第 54 条まで(授業料)、第 55 条(表彰)及び第 55 条の 2(懲戒)の規定は、大学院に準用する。ただし、第 24 条を準用する場合において、医学研究科医科学専攻の博士課程以外の博士課程にあつては、標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

(履修科目の登録の上限)

第 73 条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第 29 条第 1 項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(成績評価基準)

第 73 条の 2 大学院(専門職大学院を除く。)の成績評価基準に関しては、第 30 条を準用する。

この場合において、「各学部」とあるのは「各研究科」と、「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

2 専門職大学院の成績評価基準に関しては、第 30 条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第 74 条 大学院学生その他大学(外国の大学を含む。)の大学院の授業科目の履修に関しては、第 34 条を準用する。この場合において、同条第 3 項中「60 単位」とあるのは、「15 単位(ただし、法科大学院学生にあつては 30 単位)」と、同条第 4 項中「及び外国の」とあるのは、「外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、同条第 5 項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第 74 条の 2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては、第 34 条の 2 を準用する。この場合において、同条第 1 項及び第 2 項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第 3 項中「60 単位」とあるのは、「15 単位(ただし、法科大学院学生にあつては 30 単位)」と、同条第 4 項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(大学院が編成する特別の課程における学修)

第 74 条の 3 第 83 条の 2 の規定により大学院が編成する特別の課程における学修については、第 35 条を準用する。この場合において、同条第 1 項中「短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「第 83 条の 2 の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、第 56 条の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)における学修」と、同条第 2 項中「第 34 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項及び第 2 項」とあるのは「第 74 条の 3 において読み替えて準用する第 34 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項及び第 2 項」と、「60 単位」とあるのは「15 単位」と、同条第 3 項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 75 条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第 36 条(第 2 項を除く。)を準用する。この場合において、同条第 1 項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「第 75 条において読み替えて準用する第 1 項」と、「第 34 条第 3 項及び第 4 項、第 34 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて 60 単位」とあるのは、「15 単位を超えないものとし、かつ、第 75 条において読み替えて準用する第 34 条第 3 項及び第 4 項、第 34 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあつては

15 単位、法科大学院学生にあつては 30 単位)」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「第 75 条において読み替えて準用する第 1 項及び前項」と、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(留学)

第 76 条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第 40 条を準用する。この場合において、同条第 1 項中「第 34 条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「第 74 条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第 2 項中「第 22 条」とあるのは「第 63 条」と読み替えるものとする。

(休学)

第 77 条 大学院学生の休学に関しては、第 41 条第 1 項、第 42 条、第 43 条及び第 44 条第 2 項を準用するほか、各研究科規則で定める。

第 4 章 学位プログラム

(学位プログラム)

第 77 条の 2 各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか、明確な人材養成目的に基づき、学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系性・一貫性ある教育を実施するため、学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

2 学位プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生

(特別聴講学生)

第 78 条 他の大学，短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)又は高等専門学校との協定に基づき，当該大学(大学院を含む。)，短期大学又は高等専門学校の学生で，本学の授業科目又は別に定める教育プログラムを履修しようとする者があるときは，特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生については，協定に定めるもののほか，関係の学部規則，研究科規則等で定める。

(特別研究学生)

第 79 条 他大学(外国の大学を含む。)の大学院との協定に基づき，当該大学院の学生で，本学において研究指導を受けようとする者があるときは，特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生については，協定に定めるもののほか，関係の研究科規則で定める。

(科目等履修生)

第 80 条 本学が開設する 1 又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは，科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に対しては，単位を与えることができる。

3 科目等履修生については，関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(聴講生，研究生及び専攻生)

第 81 条 本学が開設する 1 又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、聴講生として許可することがある。

- 2 特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として許可することがある。
- 3 本学学部卒業者で、特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは、専攻生として許可することがある。
- 4 聴講生、研究生及び専攻生については、それぞれ関係の学部規則、研究科規則及び専攻生規則で定める。

(授業料の納期)

第 82 条 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生の授業料については、それぞれの在学予定期間に応じ、3 か月分又は 6 か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし、在学予定期間が 3 か月未満又は 6 か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

(外国人特別学生)

第 83 条 外国人で、第 10 条、第 56 条、第 58 条又は第 59 条の規定によらないで、外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可する。

- 2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第 49 条又は第 71 条に定める学位を授与する。

第 6 章 特別の課程

第 83 条の 2 本学の学生以外の者を対象として、法第 105 条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成することができる。

- 2 特別の課程の編成及び実施に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 授業料、入学料及び検定料の額

(授業料、入学料及び検定料の額)

第 84 条 本学の授業料、入学料及び検定料(以下「授業料等」という。)の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程(平成 16 年 4 月 1 日制定)に定められた額とする。

(授業料等の不徴収)

第 84 条の 2 国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、第 78 条第 1 項又は第 79 条第 1 項の協定に基づき、不徴収とすることができる。
- 3 科目等履修生のうち、教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 22 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき本学に派遣された教育職員(以下「現職教育職員」という。)の入学料及び検定料については、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

- 4 聴講生及び研究生のうち、現職教育職員の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
- 5 学長の承認に基づき現職のままで科目等履修生、聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等は、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 6 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めたときは、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

第 8 章 教育職員免許状

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 85 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 学部の表の規定中海事科学部の第 3 年次編入学定員に係る部分は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 神戸大学学則等を廃止する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 1 条の規定による廃止前の神戸大学学則(以下「旧学則」という。)第 2 条第 2 項に規定する法学研究科経済関係法専攻、公共関係法専攻及び政治社会科学専攻は、改正後の神戸大学教学規則(以下「新規則」という。)第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 旧学則の規定により存続するものとされた学部の学科及び研究科の専攻のうち、平成 16 年 3 月 31 日において現に学生が在学する学科又は専攻は、新規則第 3 条及び第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該学科若しくは当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が当該学科又は当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)附則第 17 条の規定に基づき、神戸商船大学において同大学を卒業するため又は同大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を引き続き本学において行うため、平成 16 年 3 月 31 日において現に神戸商船大学に在学する者(以下「在学者」という。)が在学しなくなるまでの間、海事科学部及び自然科学研究科に次に掲げる課程及び専攻を置く。

海事科学部 商船システム学課程，輸送情報システム工学課程，海洋電子機械工学課程，動力システム工学課程

自然科学研究科

前期 2 年の課程 商船システム学専攻，輸送情報システム工学専攻，海洋電子機械工学専攻，動力システム工学専攻

後期 3 年の課程 海上輸送システム科学専攻，海洋機械エネルギー工学専攻

- 5 前項に規定する課程及び専攻における教育課程の履修その他在学者の教育に関し必要な事項は，海事科学部教授会及び自然科学研究科教授会が定めるものとする。

附 則(平成 17 年 3 月 17 日)

- 1 この規則は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし，別表第 1 学部の表の規定中発達科学部の第 3 年次編入学定員に係る部分は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 34 条第 3 項，第 56 条，第 58 条及び第 59 条の改正規定は，平成 16 年 12 月 13 日から適用する。
- 3 国際文化学部コミュニケーション学科及び地域文化学科並びに発達科学部人間発達科学科，人間環境科学科及び人間行動・表現学科は，改正後の第 3 条の規定にかかわらず，平成 17 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 4 文学研究科哲学専攻，芸術学芸術史専攻，社会学専攻，史学専攻，国文学専攻及び英米文学専攻は，改正後の第 4 条の規定にかかわらず，平成 17 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附 則(平成 17 年 11 月 22 日)

この規則は，平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 20 日)

- 1 この規則は，平成 18 年 4 月 1 日から施行し，改正後の第 13 条第 1 項第 2 号及び第 56 条第 2 号の規定については，平成 17 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 18 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者は，改正後の第 26 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 22 日)

- 1 この規則は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 18 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者は，改正後の第 47 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 12 月 26 日)

この規則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日)

この規則は、平成 19 年 3 月 20 日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、平成 19 年 3 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 19 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第 67 条の規定を除き、なお従前の例による。
- 3 工学部建設学科は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 文学研究科文化基礎専攻及び文化動態専攻、総合人間科学研究科コミュニケーション学専攻、地域文化学専攻、人間発達科学専攻、人間環境科学専攻、人間行動・表現学専攻、人間形成科学専攻、コミュニケーション科学専攻及び人間文化科学専攻、文化科学研究科文化構造専攻及び社会文化専攻並びに自然科学研究科数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻、地球惑星科学専攻、建設学専攻、電気電子工学専攻、機械工学専攻、応用化学専攻、情報知能工学専攻、応用動物学専攻、植物資源学専攻、生物環境制御学専攻、生物機能化学専攻、食料生産環境工学専攻、海事技術マネジメント学専攻、海上輸送システム学専攻、マリンエンジニアリング専攻、数物科学専攻、分子物質科学専攻、地球惑星システム科学専攻、情報・電子科学専攻、機械・システム科学専攻、地域空間創生科学専攻、食料フィールド科学専攻、海事科学専攻、生命機構科学専攻及び資源生命科学専攻は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 19 年 3 月 27 日)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 25 日)

この規則は、平成 19 年 12 月 25 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 18 日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 4 条第 3 項、第 10 条第 8 号、第 11 条第 1 項第 5 号、第 13 条第 1 項第 2 号及び第 3 号、第 22 条第 1 項、第 56 条第 2 号及び第 8 号、第 58 条第 1 号、第 59 条第 6 号、第 68 条第 2 項並びに第 69 条第 2 項及び第 4 項の規定は、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。ただし、別表第 1 学部の表の規定中農学部及び海事科学部の第 3 年次編入学定員に係る部分は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 農学部応用動物学科，植物資源学科，生物環境制御学科，生物機能化学科及び食料生産環境工学科並びに海事科学部海事技術マネジメント学課程，海上輸送システム学課程及びマリンエンジニアリング課程は，改正後の第3条の規定にかかわらず，平成20年3月31日に当該学科又は課程に在学する者が当該学科又は課程に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 3 経済学研究科経済システム分析専攻及び総合経済政策専攻並びに医学系研究科バイオメディカルサイエンス専攻，医科学専攻及び保健学専攻は，改正後の第4条の規定にかかわらず，平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附 則(平成21年3月18日)

この規則は，平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日)

- 1 この規則は，平成22年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科情報知能学専攻は，改正後の第4条第1項の規定にかかわらず，平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附 則(平成22年10月26日)

この規則は，平成22年10月26日から施行する。

附 則(平成23年3月22日)

この規則は，平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月21日)

- 1 この規則は，平成24年4月1日から施行する。
- 2 経営学研究科博士課程マネジメント・システム専攻，会計システム専攻，市場科学専攻及び現代経営学専攻は，改正後の第4条第1項の規定にかかわらず，平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附 則(平成24年9月26日)

この規則は，平成24年9月26日から施行する。

附 則(平成25年3月27日)

- 1 この規則は，平成25年4月1日から施行する。

- 2 海事科学部海事技術マネジメント学科及び海洋ロジスティクス科学科は、改正後の神戸大学教学規則(以下「新規則」という。)第3条の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 人間発達環境学研究科心身発達専攻、教育・学習専攻、人間行動専攻及び人間表現専攻は、改正後の新規則第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成25年10月29日)

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月20日)

この規則は、平成26年5月20日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月23日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 理学部地球惑星科学科は、改正後の神戸大学教学規則(以下「新規則」という。)第3条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 理学研究科博士課程地球惑星科学専攻は、新規則第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 平成27年度から平成29年度までの理学部の惑星学科及び地球惑星科学科の総定員、平成27年度から平成31年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員、平成27年度から平成36年度までのこれらの総定員並びに平成27年度の海事科学部グローバル輸送科学科、海洋安全システム科学科、マリンエンジニアリング学科、海事技術マネジメント学科及び海洋ロジスティクス科学科の総定員は、新規則別表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。
- 5 平成27年度から平成28年度までの理学研究科の惑星学専攻及び地球惑星科学専攻の博士課程の専攻別の総定員は、新規則別表の規定にかかわらず、附則別表第2に掲げるとおりとする。
附則別表第1及び第2(省略)

附 則(平成 27 年 9 月 29 日)

この規則は、平成 27 年 9 月 29 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 22 日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 28 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第 26 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 科学技術イノベーション研究科科学技術イノベーション専攻及び別表の改正規定により入学定員を改める博士課程前期課程の専攻の平成 28 年度の総定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表に掲げるとおりとする。

附則別表（省略）

附 則(平成 28 年 6 月 21 日)

この規則は、平成 28 年 6 月 21 日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 3 月 21 日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国際文化学部国際文化学科並びに発達科学部人間形成学科、人間行動学科、人間表現学科及び人間環境学科は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成 29 年度から平成 31 年度までの国際人間科学部及び別表の改正規定により入学定員を改める学科の総定員並びに学部の総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表第 1 のとおりとする。
- 4 平成 29 年度から平成 31 年度までの別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員及び博士課程の総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表第 2 のとおりとする。

附則別表第 1 及び第 2（省略）

附 則(平成 30 年 3 月 30 日)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 法学研究科理論法学専攻及び政治学専攻は、改正後の神戸大学教学規則(以下「新規則」という。)第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 平成 30 年度の医学部及び医学部保健学科の総定員並びに全学部総定員は、新規別表の規定にかかわらず、附則別表第 1 に掲げるとおりとする。
- 4 平成 30 年度から平成 31 年度までの別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員及び全博士課程の総定員の合計は、新規別表の規定にかかわらず、附則別表第 2 に掲げるとおりとする。

附則別表第 1 及び第 2 (省略)

附 則(平成 31 年 2 月 26 日)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度から令和 8 年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員及び総定員は、別表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表 (省略)

附 則(令和 2 年 7 月 28 日)

この規則は、令和 2 年 7 月 28 日から施行する。

附 則(令和 2 年 9 月 29 日)

この規則は、令和 2 年 9 月 29 日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、令和 2 年 6 月 30 日から適用する。

附 則(令和 2 年 12 月 1 日)

この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 3 年 3 月 30 日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定中、工学部に係る部分は令和 4 年 4 月 1 日から、海洋政策科学部に係る部分は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 19 条、第 20 条、第 47 条及び第 50 条の規定は、令和 3 年 3 月 1 日から適用する。
- 3 海事科学部グローバル輸送科学科、海洋安全システム科学科及びマリンエンジニアリング学科は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 4 令和3年度から令和5年度までの海洋政策科学部海洋政策科学科，海事科学部グローバル輸送科学科，海洋安全システム科学科及びマリンエンジニアリング学科の総定員及び学部の総定員の合計は，改正後の別表の規定にかかわらず，附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第4項関係)

年度	区分		総定員
令和3年度	海洋政策科学部	海洋政策科学科	200
		3年次編入学定員	—
		学部計	200
	海事科学部	グローバル輸送科学科	240
		海洋安全システム科学科	120
		マリンエンジニアリング学科	240
		3年次編入学定員	20
		学部計	620
	全学部合計		10,639
	令和4年度	海洋政策科学部	海洋政策科学科
3年次編入学定員			—
学部計			400
海事科学部		グローバル輸送科学科	160
		海洋安全システム科学科	80
		マリンエンジニアリング学科	160
		3年次編入学定員	20
		学部計	420
全学部合計		10,627	
令和5年度		海洋政策科学部	海洋政策科学科
	3年次編入学定員		10
	学部計		610

	海事科学部	グローバル輸送科学科	80
		海洋安全システム科学科	40
		マリンエンジニアリング学科	80
		3年次編入学定員	10
		学部計	210
全学部合計			10,615

附 則(令和4年3月29日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にEUエキスパート人材養成プログラムを履修している者については、改正後の第77条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和4年度から令和9年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員及び総定員は、別表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第3項関係）

年度	区分		入学定員	総定員
令和4年度	医学部	医学科	112	697
		計	272	1,337
	全学部合計		2,530	10,639
令和5年度	医学部	医学科	100	685
		計	260	1,325
	全学部合計		2,518	10,627
令和6年度	医学部	医学科	100	673
		計	260	1,313
	全学部合計		2,518	10,615
令和7年度	医学部	医学科	100	661
		計	260	1,301
	全学部合計		2,518	10,603

令和8年度	医学部	医学科	100	649
		計	260	1,289
	全学部合計		2,518	10,591
令和9年度	医学部	医学科	100	637
		計	260	1,277
	全学部合計		2,518	10,579

附 則(令和4年5月24日)

この規則は、令和4年5月24日から施行する。

附 則(令和5年3月28日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- システム情報学研究科システム科学専攻、情報科学専攻及び計算科学専攻は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 令和5年度から令和10年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員及び総定員は、別表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第3項関係)

年度	区分		入学定員	総定員
令和5年度	医学部	医学科	112	697
		計	272	1,337
	全学部合計		2,530	10,639
令和6年度	医学部	医学科	100	685
		計	260	1,325
	全学部合計		2,518	10,627
令和7年度	医学部	医学科	100	673
		計	260	1,313
	全学部合計		2,518	10,615
令和8年度	医学部	医学科	100	661
		計	260	1,301
	全学部合計		2,518	10,603

令和9年度	医学部	医学科	100	649
		計	260	1,289
	全学部合計		2,518	10,591
令和10年度	医学部	医学科	100	637
		計	260	1,277
	全学部合計		2,518	10,579

別表

収容定員

1 学部

区分		入学定員		2年次編入学定員		3年次編入学定員		総定員	
		学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計
文学部	人文学科	100	100					400	400
国際人間科学部	グローバル文化学科	140	370					560	1,500
	発達コミュニティ学科	100				5	5	410	
	環境共生学科	80				3	3	326	
	子ども教育学科	50				2	2	204	
法学部	法律学科	180	180			20	20	760	760
経済学部	経済学科	270	270			20	20	1,120	1,120
経営学部	経営学科	260	260			20	20	1,080	1,080
理学部	数学科	28	153			学科共通 25	25	112	662
	物理学科	35		140					
	化学科	30		120					
	生物学科	25		100					
	惑星学科	35		140					
医学部	医学科	100	260	5	5			625	1,265
	保健学科	看護学専攻				80	640		
		検査技術科学専攻				40			
		理学療法学専攻				20			
		作業療法学専攻				20			
工学部	建築学科	93	565			学科共通 20	20	372	2,300
	市民工学科	63		252					
	電気電子工学科	93		372					
	機械工学科	103		412					
	応用化学科	106		424					
	情報知能工学科	107		428					
農学部	食料環境システム学科	36	160			学科共通 10	10	144	660
	資源生命科学科	55		220					
	生命機能科学科	69		276					
海洋政策科学部	海洋政策科学科	200	200			10	10	820	820
合計			2,518		5		135		10,567

2 大学院

区分		入学定員										総定員							
		修士課程		博士課程				専門職学位課程				修士課程		博士課程				専門職学位課程	
				前期		後期								前期		後期			
		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計		
人文学研究科	文化構造専攻		17	44	8	20						34	88	24	60				
	社会動態専攻		27		12							54		36					
国際文化学研究科	文化関連専攻		18	47	6	15						36	94	18	45				
	グローバル文化専攻		29		9							58		27					
人間発達環境学研究科	人間発達専攻		51	91	11	17						102	17	33	51				
	(1年履修コース)		4									4	8						

	人間環境学専攻		36	6						72		18				
法学研究科	法学政治学専攻		37	37	18	18				74	74	54	54			
	実務法律専攻						80	80						240	240	
経済学研究科	経済学専攻		83	83	20	20				166	166	60	60			
経営学研究科	経営学専攻		51	51	32	32				102	102	96	96			
	現代経営学専攻						69	69						138	138	
理学研究科	数学専攻		22	12	4	27				44	24	12	81			
	物理学専攻		24	2	5					48	4	15				
	化学専攻		28		6					56		18				
	生物学専攻		24		6					48		18				
	惑星学専攻		24		6					48		18				
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	25	25						50	50						
	医科学専攻						100	100						400	400	
	医療創成工学専攻		15	15	8	8				30	30	24	24			
保健学研究科	保健学専攻		64	64	25	25				128	128	75	75			
工学研究科	建築学専攻		64	31	8	42				128	63	24	12			
	市民工学専攻		42	6	6					84	2	18	6			
	電気電子工学専攻		64		8					128		24				
	機械工学専攻		76		10					152		30				
	応用化学専攻		70		10					140		30				
システム情報学研究科	システム情報学専攻		80	80	12	12				160	160	36	36			
農学研究科	食料共生システム学専攻		26	12	5	23				52	24	15	69			
	資源生命科学専攻		42		8					84		24				
	生命機能科学専攻		52		10					104		30				
海事科学研究科	海事科学専攻		75	75	11	11				150	150	33	33			
国際協力研究科	国際開発政策専攻		26	70	8	23				52	14	24	69			
	国際協力政策専攻		22		7					44	0	21				
	地域協力政策専攻		22		8					44		24				
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻		40	40	10	10				80	80	30	30			
合計		25	1,255		303		100		149	50	2,506		909		400	378

神戸大学共通細則

(平成 16 年 4 月 1 日 制 定)

(令和 3 年 9 月 15 日 最終改正)

(入学志願)

第 1 条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写真

その他の書類

(合否の判定)

第 2 条 入学試験の合否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して行う。

(宣誓)

第 3 条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

(成績)

第 4 条 授業科目の成績は、100 点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀 (90 点以上)

優 (80 点以上 90 点未満)

良 (70 点以上 80 点未満)

可 (60 点以上 70 点未満)

不可 (60 点未満)

2 秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。

(2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。

(3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。

(4) 可 学修の目標を達成している。

(5) 不可 学修の目標を達成していない。

(学生証)

第 5 条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠席届)

第 6 条 学生が、2 週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第 7 条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第 8 条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所(保護者等の住所等を含む。)を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第 9 条 大学院における入学志願及び合否の判定については、第 1 条及び第 2 条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については、第 4 条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

(健康診断)

第 10 条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様式)

第 11 条 諸願届等の様式は、別紙のとおりとする。

途中の附則(略)

附 則(令和 3 年 9 月 15 日)

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、様式 8 号の改正規定中生年月日に係る部分は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

様式1号

入学許可書

受験番号 番
氏 名

神戸大学 学部に入학을許可する。

年 月 日

神戸大学長

A4 (297mm×210mm)

様式2号

宣 誓 書

私は、神戸大学の学生として学業に励み、
本学の規律を守ることを誓います。

年 月 日

神戸大学長 殿

署名

A4 (297mm×210mm)

様式3号

年 月 日

神戸大学 殿

学部

学科

学籍番号 番

住 所

氏 名

休 学 願

下記のとおり休学したいので御許可願います。

記

1 理 由

2 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。A4 (297mm×210mm)

様式4号

年 月 日

神戸大学 殿

学部

学科

学籍番号 番

住 所

氏 名

復 学 願

下記のとおり復学したいので御許可願います。

記

1 理 由

2 復学年月日 年 月 日

注 病気の場合は健康診断書(復学意見書)添付のこと。

A4 (297mm×210mm)

様式5号

	年 月 日	
神戸大学 殿		
	学部	
	学籍番号	学科 番
	本人住所 氏 名	
退 学 願		
下記のとおり退学したいので御許可願います。		
記		
1 理 由		
2 退学年月日	年 月 日	

注 病気の場合は診断書添付のこと。A4(297mm×210mm)

様式7号

	年 月 日	
神戸大学 殿		
	学部	
	学籍番号	学科 番
	住所 氏名	
欠 席 届		
下記のとおり欠席しますからお届けします。		
記		
1 理 由		
2 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	

注 病気の場合は診断書添付のこと。A4(297mm×210mm)

様式6号
(表)

写 真	神戸大学学生証
	所属
	学籍番号
	氏名
	生年月日
	上記の者は、本学の学生であることを証明する。
	発行年月日 年 月 日
	有効期限 年 月 日
	神戸大学長 印
(図書館利用ID)	(生協組員番号)

(裏)

◀	
————— 注意事項 —————	
<p>1 本学学生は常にこの学生証を携帯し、次の場合は、これを掲示しなければならない。</p> <p>(1) 本学職員の請求があった場合</p> <p>(2) 通学定期乗車券又は学生用割引乗車券の購入及びこれによって乗車船し、係員の請求があった場合</p> <p>(3) 本学図書館を利用する場合 (表面顔写真下の数字は図書館利用IDです。)</p> <p>2 本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。</p> <p>3 本証を紛失したとき又は記載内容に変更が生じたときは直ちに発行者に届け出ること。</p> <p>4 卒業、退学等により学籍を離れたときは、直ちに発行者に返納すること。</p>	(シール貼付スペース)
神戸大学 〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1 TEL(078)881-1212(大代表)	

神戸大学学生懲戒規則

(平成 16 年 4 月 1 日 制 定)

(平成 27 年 3 月 31 日 最終改正)

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 55 条の 2(第 72 条において準用する場合を含む。)に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(懲 戒)

第 2 条 懲戒は、本学の規定に違背し、学生としての本分を守らない者があるときに行われるものとする。

(懲戒の内容)

第 3 条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校及び次の行為を禁止すること。
 - イ 本学の施設及び設備を利用すること(本学が発行したアカウントを用いて、本学の管理する電子計算機及び情報ネットワーク機器を利用すること含み、特に退去を命ぜられない限り、本学の学生寮又は外国人留学生宿舎に居住することを除く。)
 - ロ 本学の公認課外活動団体の活動に参加すること。
- (3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

(懲戒の発議)

第 4 条 懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生の所属学部又は研究科の教授会(以下「教授会」という。)は、その事実関係を調査し、懲戒処分の可否等について審議するものとする。

- 2 学長が指名した理事は、前項の調査及び審議に際し、必要に応じて、教授会に対し意見を述べることができる。
- 3 教授会は、懲戒処分の必要があると認めるときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の学部又は研究科に係わる場合の懲戒手続)

第 5 条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる学部又は研究科に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁 明)

第 6 条 教授会は、第 4 条第 1 項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

- 2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第 7 条 学長は、第 4 条第 3 項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、懲戒処分を決定する。

2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

(懲戒処分のお知らせ)

第 8 条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

第 9 条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

(無期停学の解除)

第 10 条 教授会は、無期停学の学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。

2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

(異議申立て)

第 11 条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発行日から起算して14日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の可否を評議会に付議するものとする。

3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ

(平成16年4月1日 教育研究評議会決定)

神戸大学学生懲戒規則に定める手続きの適正化、透明化を図るに当たっては、懲戒処分に該当する行為それ自体もあらかじめ明確に特定しておくことが望まれることから、次の申合せを行うものとする。

1 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。

- (1) 学生の本分に反する重大な犯罪行為
- (2) 本学の教職員又は学生に対する暴力行為
- (3) 本学の施設・設備への重大な破壊行為
- (4) 本学の教育・研究活動に対する重大な妨害行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

2 教育研究機関としての大学のなす懲戒は、教育的な配慮から慎重に行われなければならない。学生の自主的な活動に対しては、特に慎重な配慮が加えられなければならない。

3 申合せ第1項は、懲戒対象行為を限定し、その明確化を図ることを旨とし、従来了解されてきたその範囲を拡大するものではない。

神戸大学日本語等授業科目履修規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最終改正 令和 4 年 3 月 31 日

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 28 条第 2 項の規定に基づき、日本語及び日本事情に関する科目(以下「日本語等授業科目」という。)の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(日本語等授業科目及び単位数)

第 2 条 日本語等授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修手続)

第 3 条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする日本語等授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(試 験)

第 4 条 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。

3 不合格となった日本語等授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。

4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、大学教育推進機構グローバル教育センター留学生教育部門において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(単位の取扱)

第 5 条 日本語等授業科目の単位の取扱については、各学部規則の定めるところによる。

(雑 則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、グローバル教育センター留学生教育部門長が定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則施行の際現在在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 28 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
日本語 IA	0.5	日本語 IIIB	0.5	日本語 VIA	0.5	日本語 VIIIB	0.5
日本語 IB	0.5	日本語 IVA	0.5	日本語 VIB	0.5	日本事情 IA	0.5
日本語 IIA	0.5	日本語 IVB	0.5	日本語 VIIA	0.5	日本事情 IB	0.5
日本語 IIB	0.5	日本語 VA	0.5	日本語 VIIB	0.5	日本事情 IIA	0.5
日本語 IIIA	0.5	日本語 VB	0.5	日本語 VIIIA	0.5	日本事情 IIB	0.5

2 神戸大学全学共通授業科目履修規則等

神戸大学全学共通授業科目履修規則

(平成 16 年 4 月 1 日 制定)
最終改正 令和 5 年 3 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)第 28 条第 1 項の規定に基づき、全学に共通する授業科目(以下「全学共通授業科目」という。)の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(全学共通授業科目の区分)

第 2 条 全学共通授業科目の区分は、次のとおりとする。

- 基礎教養科目
- 総合教養科目
- 外国語科目
- 情報科目
- 健康・スポーツ科学
- 共通専門基礎科目
- 資格免許のための科目
- その他必要と認める科目

(全学共通授業科目及び単位数)

第 3 条 全学共通授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定するもののほか、臨時に全学共通授業科目を開設することがある。
- 3 前項の授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

(全学共通授業科目の年次配当)

第 4 条 全学共通授業科目の各年次の配当は、各学部規則の定めるところによる。

(履修要件)

第 5 条 全学共通授業科目の履修要件は、各学部規則の定めるところによる。

(履修手続)

第 6 条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(試験)

第 7 条 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。
- 3 不合格となった全学共通授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。
- 4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、神戸大学大学教育推進機構教養教育院において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(成績評価基準)

第 8 条 教学規則第 30 条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、神戸大学大学教育推進機構教養教育院長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 16 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、神戸大学学則等を廃止する規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 2 条の規定による廃止前の神戸大学全学共通授業科目履修規則の規定の例による。

(途中の附則略)

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 5 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお、従前の例による。

別表(第3条関係)

全学共通授業科目及び単位数

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	備 考
基礎教養科目	人文系	哲学	1	
		心理学	1	
		論理学	1	
		教育学	1	
		倫理学	1	
		社会学系	法学	1
	政治学	1		
	経済学	1		
	経営学	1		
	社会学	1		
	教育社会学	1		
	地理学	1		
	生命科学系	医学	1	
	保健学	1		
	生物学	1		
	自然科学系	数学	1	
	物理学	1		
	化学	1		
	惑星学	1		
	情報科学	1		
	総合教養科目	教育と人間形成	1	
	(1) 多文化理解	文学	1	
	言語科学	1		
	芸術と文化	1		
	日本史	1		
	東洋史	1		
	アジア史	1		
西洋史	1			

(1) 多文化理解	考古学	1	
	芸術史	1	
	美術史	1	
	科学史	1	
	社会思想史	1	
	文化人類学	1	
	現代社会論	1	
	越境する文化	1	
	生活環境と技術	1	
	カタチの文化学	1	
	科学技術と倫理	1	
	現代物理学が描く世界	1	
	身近な物理法則	1	
	カタチの自然学	1	
	ものづくりと科学技術	1	
(2) 自然界の成り立ち	生命科学	1	
	生物資源と農業	1	
	環境学入門	1	
	社会と人権	1	
	男女共同参画とジェンダー	1	
	グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2	
	国際協力の現状と課題	1	
	政治と社会	1	
	社会生活と法	1	
	国家と法	1	
	現代の経済	1	
	経済社会の発展	1	
	地球史における生物の変遷	1	
	生物の環境適応	1	
	人間活動と地球生態系	1	
食と健康	1		
資源・材料とエネルギー	1		
(3) ESD	ESD基礎	1	
	ESD論	1	
	ESD論	1	
	ESD生涯学習論	1	

健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学実習2	0.5		資格免許のための科目	日本国憲法1	1	
	心と行動	2			日本国憲法2	1	
	線形代数入門1	1		その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ		その数値定める。
	線形代数入門2	1			総合科目Ⅱ		その数値定める。
	線形代数1	1					
	線形代数2	1					
	線形代数3	1					
	線形代数4	1					
	微分積分入門1	1					
	微分積分入門2	1					
	微分積分1	1					
	微分積分2	1					
	微分積分3	1					
	微分積分4	1					
	数理統計1	1					
	数理統計2	1					
	物理学入門	1					
	力学基礎1	1					
	力学基礎2	1					
	電磁気学基礎1	1					
	電磁気学基礎2	1					
	連続体力学基礎	1					
	熱力学基礎	1					
	量子力学基礎	1					
	相対論基礎	1					
	物理学実験基礎	1					
	物理学実験	2					
	基礎無機化学1	1					
共通専門基礎科目	基礎無機化学2	1					
	基礎物理化学1	1					
	基礎物理化学2	1					
	基礎有機化学1	1					
	基礎有機化学2	1					
	化学実験1	1					
	化学実験2	1					
	生物学概論A1	1					
	生物学概論A2	1					
	生物学概論B1	1					
	生物学概論B2	1					
	生物学概論C1	1					
	生物学概論C2	1					
	生物学概論D1	1					
	生物学概論D2	1					
	生物学各論A1	1					
	生物学各論A2	1					
	生物学各論B1	1					
	生物学各論B2	1					
	生物学各論C1	1					
	生物学各論C2	1					
	生物学各論D1	1					
	生物学各論D2	1					
	生物学各論E1	1					
	生物学各論E2	1					
	生物学実験1	1					
	生物学実験2	1					
	基礎地学1	1					
	基礎地学2	1					

全学共通授業科目の履修方法に関する申合せ

(平成 16 年 4 月 1 日 制定)
最終改正 平成 4 年 11 月 24 日

全学共通授業科目に係る授業を円滑、かつ、効果的に実施するため、その履修方法を次のとおり取り扱う。

- 1 全学共通授業科目の履修は、自己の所属する学部・学科・クラスなどにより、指定された曜日・時限(以下「学部指定開講枠」という。)の授業科目を履修するものとする。
- 2 単位の未修得により、入学年度に配当された年次以降に履修(以下「再履修」という。)する場合も、原則として、学部指定開講枠の授業科目を再履修するものとする。ただし、外国語科目必修科目、健康・スポーツ科学実習 1 及び健康・スポーツ科学実習 2 を除く。
授業科目を再履修する場合において、授業科目の授業の方法・内容等から、次に定める授業科目(*)については、抽選登録を行うこととする。なお、共通専門基礎科目実験科目については、別紙「受講許可カード交付願」により、所定の受講許可カードの交付を受け、授業担当教員の承認を得なければならない。
*抽選登録を行う授業科目
(1) 外国語科目(必修科目のみ)
(2) 情報基礎
(3) 数学系の共通専門基礎科目
- 3 基礎教養科目・総合教養科目において、「学部指定開講枠」以外の授業科目(以下「学部指定外開講枠」という。)を再履修しなければ修学が困難と認められる場合における再履修を認める範囲は、別に定めるものとする。
- 4 基礎教養科目・総合教養科目以外の授業科目において、学部指定外開講枠の授業科目を再履修しなければ修学が困難と認められる場合は、次に定める範囲において、別紙「(学部指定外開講枠)履修登録願」に所属学部の許可を受け、指定する日程までに提出後、授業担当教員の承認が得られた場合に限り、学部指定外開講枠の授業科目を再履修することができるものとする。

再履修が可能な学部指定外開講枠の授業科目

- (1) 次の共通専門基礎科目(物理学実験, 物理学実験基礎, 化学実験 1, 化学実験 2, 生物学実験 1 及び生物学実験 2 を除く。)
数学系, 物理学系, 化学系の授業科目
- (2) 情報科学 1, 情報科学 2
- (3) 健康・スポーツ科学(健康・スポーツ科学実習 1, 2 を除く。)

附 則

この申合せは、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

(途中の附則略)

附 則

この申合せは、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

神戸大学大学教育推進機構教養教育院高度教養科目履修規程

(平成 28 年 3 月 22 日 制定)
最終改正 令和 5 年 3 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)第 28 条第 1 項の規定に基づき、神戸大学大学教育推進機構教養教育院が開講する高度教養科目の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(高度教養科目、単位数及び配当年次)

第 2 条 高度教養科目の授業科目名、単位数及び配当年次は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定するもののほか、臨時に高度教養科目を開設することがある。
- 3 前項の場合における授業科目、単位数及び配当年次は、開設の都度定める。

(履修要件)

第 3 条 高度教養科目の履修要件は、各学部規則の定めるところによる。

(履修手続)

第 4 条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする高度教養科目を所属学部長に届け出なければならない。

(試験)

第 5 条 試験の実施等については、神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「履修規則」という。)第 7 条の規程を準用する。

(成績評価基準)

第 6 条 教学規則第 30 条に規定する成績評価基準については、履修規則第 8 条の規程により別に定める成績評価基準を準用する。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教養教育院長が定める。

附 則(令和5年3月28日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行し、改正後の神戸大学大学教育推進機構教養教育院高度教養科目履修規程の規定は、令和2年度入学者から適用する。
- 2 この規程施行の際現に国際人間科学部に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和5年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学又は再入学する者については、改正後の別表(複言語共修セミナー(タンデム)、複言語共修セミナー(外国語としての日本語)、グローバルラーニングスキルズ及びグローバルエキスパートセミナーに係る部分を除く。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

授業科目	単位数	配当年次	備考
カタチの科学	1	2年次以上	
E S D総合演習	2	3年次以上	
データサイエンスP B L演習	1	2年次以上	
大学教育論	1	2年次以上	
高等外国語教育論	1	2年次以上	
国際協力アクティブ・ラーニングA	2	3年次以上	
国際協力アクティブ・ラーニングB	2	3年次以上	
国際協力アクティブ・ラーニングC	2	3年次以上	
海外インターンシップ実習A	1	3年次以上	
海外インターンシップ実習B	2	3年次以上	
外国語セミナーA（英語）	1	2年次以上	
外国語セミナーB（英語）	1	2年次以上	
外国語セミナーC（英語）	1	2年次以上	
外国語セミナーD（英語）	1	2年次以上	
外国語セミナーA（ドイツ語）	1	2年次以上	
外国語セミナーA（フランス語）	1	2年次以上	
外国語セミナーA（中国語）	1	2年次以上	
外国語セミナーA（ロシア語）	1	2年次以上	
外国語セミナーB（ドイツ語）	1	2年次以上	
外国語セミナーB（フランス語）	1	2年次以上	
外国語セミナーB（中国語）	1	2年次以上	
外国語セミナーB（ロシア語）	1	2年次以上	
外国語セミナーC（ドイツ語）	1	3年次以上	
外国語セミナーC（フランス語）	1	3年次以上	
外国語セミナーC（中国語）	1	3年次以上	
外国語セミナーC（ロシア語）	1	3年次以上	
外国語セミナーD（ドイツ語）	1	3年次以上	
外国語セミナーD（フランス語）	1	3年次以上	
外国語セミナーD（中国語）	1	3年次以上	
外国語セミナーD（ロシア語）	1	3年次以上	
外国語セミナーE（ドイツ語）	1	3年次以上	
外国語セミナーE（フランス語）	1	3年次以上	
外国語セミナーE（中国語）	1	3年次以上	
外国語セミナーE（ロシア語）	1	3年次以上	
外国語セミナーF（ドイツ語）	1	3年次以上	
外国語セミナーF（フランス語）	1	3年次以上	
外国語セミナーF（中国語）	1	3年次以上	
外国語セミナーF（ロシア語）	1	3年次以上	
多言語セミナー1（スペイン語）	1	3年次以上	
多言語セミナー2（スペイン語）	1	3年次以上	
多言語セミナー3（スペイン語）	1	3年次以上	
多言語セミナー4（スペイン語）	1	3年次以上	
多言語セミナー1（イタリア語）	1	3年次以上	

多言語セミナー 2 (イタリア語)	1	3 年次以上	
多言語セミナー 3 (イタリア語)	1	3 年次以上	
多言語セミナー 4 (イタリア語)	1	3 年次以上	
多言語セミナー 1 (韓国語)	1	3 年次以上	
多言語セミナー 2 (韓国語)	1	3 年次以上	
多言語セミナー 3 (韓国語)	1	3 年次以上	
多言語セミナー 4 (韓国語)	1	3 年次以上	
多言語セミナー 1 (ラテン語)	1	3 年次以上	
多言語セミナー 2 (ラテン語)	1	3 年次以上	
多言語セミナー 3 (ラテン語)	1	3 年次以上	
多言語セミナー 4 (ラテン語)	1	3 年次以上	
複言語共修セミナー (タンデム)	1	3 年次以上	
複言語共修セミナー (外国語としての日本語)	1	3 年次以上	
グローバルラーニングスキルズ	1	3 年次以上	
グローバルエキスパートセミナー	1	3 年次以上	

教養教育院開講科目の追試験に関する内規

(平成 16 年 4 月 1 日 制定)
最終改正 令和 4 年 1 月 27 日

- 第 1 条** 神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 7 条第 4 項及び神戸大学大学教育推進機構教養教育院高度教養科目履修規程(平成 28 年 3 月 22 日制定)第 5 条の規定に基づき、追試験に関する事項について定める。
- 第 2 条** 追試験は原則として行わないが、次の各号の一に該当する場合は、大学教育推進機構教養教育院教養教育委員会の議を経て行うことがある。
- (1) 急性の病気
 - (2) 忌引(配偶者、二親等内の親族)
 - (3) 不慮の事故(自損、他損を問わない。)
 - (4) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
 - (5) 大学の授業科目として行われる実習(教育実習、介護体験、学外での調査・見学等)
 - (6) その他やむを得ない事由
- 2 前項第 2 号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。
- (1) 配偶者又は父母 7 日以内
 - (2) 子 5 日以内
 - (3) 配偶者の父母 3 日以内
 - (4) 二親等の親族 3 日以内
- 第 3 条** 追試験受験の願い出は、事由を明記した追試験受験願(所定の用紙)に診断書又は証明書等を添付して教養教育院長に提出するものとする。
- 第 4 条** 追試験受験願の提出期限は当該定期試験終了後 1 週間以内とする。
- 第 5 条** 追試験の実施時期は原則として、許可後 1 週間以内とする。
- 第 6 条** 定期試験期間以外に実施される期末試験についても取扱いを同じとする。
- 第 7 条** 休学及び欠席の期間中に実施された試験科目については、追試験を行わない。

附 則

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

協定等に基づき留学する学生の教養教育院開講科目の定期試験の取扱いに関する申合せ

(平成 16 年 4 月 1 日 制定)
最終改正 令和 4 年 1 月 27 日

1. 協定に基づき留学(短期海外研修等を含む。)する学生または神戸大学の教育プログラム(海外で実施されるものに限る。)に参加する学生が、教養教育院開講科目の定期試験を受験できない場合には、定期試験の実施日の変更を認めることがある。
2. 前項に該当する学生で定期試験の実施日の変更を希望する者は、原則として出発日の属する月の前々月の 10 日までに大学教育推進機構教養教育院長に別紙様式により申し出るものとする。なお、特別な事情により、期日までに申し出ることができない場合は、理由書(様式自由)を添付し、その旨を申し出るものとする。
3. 定期試験の実施日の変更は、大学教育推進機構教養教育院教養教育委員会の了承を経て、行うものとする。
4. 定期試験の実施は、担当教員の指示する方法によるものとする。

附 則

この申合せは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日

大学教育推進機構教養教育院長 殿

学 部 名

学籍番号

氏 名

電話番号

協定等に基づく留学に伴う教養教育院開講科目の
定期試験実施日変更願

このことについて、下記のとおり定期試験の実施日を変更していただきますようお願いいたします。

記

1. 留学先（国名・機関名）

2. 留学目的

3. 留学期間

自令和 年 月 日 ～ 至令和 年 月 日
(令和 年 月 日出国予定)

4. 教養教育院開講科目

開 講 曜 日/時 限	授 業 科 目 名	担 当 教 員 名
/		
/		
/		
/		
/		

【所属学部事務担当者・教育プログラム実施責任者記入欄】

協定大学・教育プログラム欄にチェックを入れ、協定大学・教育プログラム名を記入の上、署名・押印をお願いいたします。

協定大学・教育プログラム	所属学部事務担当者・教育プログラム実施責任者 署名及び確認印
<input type="checkbox"/> 協定大学： 大学	所属：
<input type="checkbox"/> 教育プログラム：	印

[全学共通授業科目]

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、定期試験の休講措置について

平成28年1月27日	全学教務委員会	決 定
平成30年9月26日	全学教務委員会	一部改正
平成31年2月20日	全学教務委員会	一部改正
令和元年9月18日	全学教務委員会	一部改正
令和 3年5月26日	全学教務委員会	一部改正
令和 4年3月23日	全学教務委員会	一部改正

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時の対応については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 交通機関の運休の場合

< 1 > 六甲台地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))のうち2線が同時に運休した場合
- (2) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

< 2 > 楠地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))、阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合
- (2) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

< 3 > 名谷地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合
- (2) 神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

< 4 > 深江地区において開講する授業

JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))、阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

ただし、次の場合は授業を実施する。

- (1) 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

2. 気象警報の発表の場合

神戸市に警報（ただし暴風，大雪，暴風雪に限る）又は特別警報が発表された場合，当日のその後に開始する授業（定期試験を含む）を休講とする。

なお，気象警報が広域に発表された場合は，神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし，次の場合は授業を実施する。

- (1) 午前6時までに，気象警報が解除された場合は，1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに，気象警報が解除された場合は，午後1時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに，気象警報が解除された場合は，午後5時以降に開始する授業から実施する。

3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

各地区（六甲台地区，楠地区，名谷地区，深江地区）の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合，当該地区で当日のその後に開始する全ての授業（定期試験を含む）を休講とする。ただし，午前6時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は，1時限目の授業から実施する。

4. 休講の周知方法

交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は，学内掲示板，うりぼーネット，各学部及び各研究科のホームページ等により，あらかじめ周知するものとする。

- (注) 1. 交通機関の運休とは，事故，気象現象，地震，その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり，通学が困難な場合をいう。
2. 気象警報は，「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。
3. 気象警報の発表及び解除，避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は，テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については，授業を行うことがある。ただし，避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。
5. このほか，必要な事項は各学部又は各研究科において別に定める。
6. この申合せは，対面授業及び一部対面授業の実施にあたって適用するものとする。
7. この申合せは，令和4年4月1日から適用する。

3 学部（諸規則）

神戸大学文学部規則

平成 5 年 3 月 26 日 制 定

平成 16 年 4 月 1 日 独法化改正

令和 5 年 3 月 31 日 最終改正

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)に基づき、神戸大学文学部(以下「本学部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第 1 条の 2 本学部は、広い知識を授けるとともに、言葉及び文化、人間の行動並びに歴史及び社会に関する教育研究を行い、人間文化及び現代社会に対する深い教養、専門的知識、柔軟な思考力並びに豊かな表現能力を有する人材を養成することを目的とする。

(学 科)

第 2 条 本学部到人文学科を置く。

(学科目及び専修)

第 3 条 本学部の人文学科に次の表に掲げる学科目及び専修を置く。

学科目	専 修
哲 学	哲学
文 学	国文学, 中国文学, 英米文学, ドイツ文学, フランス文学
史 学	日本史学, 東洋史学, 西洋史学
知識システム	心理学, 言語学, 芸術学
社会文化	社会学, 美術史学, 地理学

2 学生は、入学後指定の期日までに、所属を希望する専修を神戸大学文学部長(以下「学部長」という。)に届け出て、許可を受けなければならない。

3 前項の希望者が別に定める専修ごとの収容限度数を越える場合は、選考の上、所属を決定する。

4 所属した専修の変更を志望する者があるときは、神戸大学文学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、許可することがある。

(授業科目及び単位数)

第 4 条 本学部における授業科目及び単位数は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の授業科目の各年次の配当は、別に定める。

3 第 1 項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。

4 前項の授業科目及び単位数並びに授業科目の各年次の配当は、開設の都度定める。

5 教学規則第 27 条第 2 項の規定により開設する授業科目については、別に定める。

(単位の基準)

第 5 条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

(1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 演習については、15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(4) 卒業論文については、10 単位とする。

(履修要件)

- 第 6 条** 学生は、別表第 2 に定めるところに従い、132 単位以上を修得しなければならない。
- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき 132 単位のうち、第 4 条第 5 項の授業科目の履修により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。
 - 3 外国人留学生が教学規則第 26 条第 2 項の規定により開設された授業科目の単位を修得したときは、別に定めるところによりこれらの単位数を別表第 2 の必要修得単位数に算入することができる。

(履修科目の登録の上限)

- 第 7 条** 教学規則第 29 条第 1 項の規定に基づく履修科目の登録の上限は、54 単位とする。
- 2 前条の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

(授業科目の履修)

- 第 8 条** 学生は、每学期指定の期日までに、所定の履修届を学部長に提出しなければならない。
- 2 他学部の授業科目の履修については、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

- 第 9 条** 学生は、教授会の議を経て、本学部と協定している他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。)の授業科目を履修することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定に基づかずに外国の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。
 - 3 前 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を限度として本学部において修得したものとみなし、別表第 2 の必要修得単位数に算入することができる。

(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

- 第 9 条の 2** 学生が教授会の議を経て、休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学部において修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、本学部において修得したものとみなすことができる。
 - 3 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第 3 項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を限度として、別表第 2 の必要修得単位数に算入することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第 10 条** 教学規則第 35 条第 1 項の規定に基づく単位の認定は、教授会の議を経て行う。
- 2 前項の規定により認定することができる単位数は、第 9 条第 2 項及び前条第 2 項の単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
 - 3 前 2 項の規定により認定された単位数は、別表第 2 の必要修得単位数に算入することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第 11 条** 教学規則第 36 条第 4 項の規定に基づく既修得単位等の認定は、教授会の議を経て行う。

- 2 前項の規定により認定することができる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第9条第2項、第9条の2第2項及び前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項の規定により認定された単位数は、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(編入学者の全学共通授業科目等の履修)

第11条の2 編入学者は、教育職員免許状を取得するために、全学共通授業科目等のうち資格免許のための科目として次の授業科目を履修し、4単位を修得することができる。

日本国憲法1、日本国憲法2、健康・スポーツ科学実習基礎、健康・スポーツ科学実習1、健康・スポーツ科学実習2、Academic English Communication A1、Academic English Communication A2、Academic English Communication B1、Academic English Communication B2、情報科学1、情報科学2

(試験)

第12条 試験は、科目試験及び卒業論文試験とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、レポート試験等の成績をもって、科目試験に代えることがある。

(科目試験)

第13条 科目試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

- 2 事故等のため科目試験を受けることができなかつた者に対しては、教授会の議を経て、特別試験を行うことがある。

(卒業論文試験)

第14条 卒業論文試験は、指定の期日までに卒業論文を提出した者について行う。

- 2 卒業論文試験に合格した学生に対しては、卒業論文の単位として10単位を与える。

(成績評価基準)

第15条 教学規則第30条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(卒業)

第16条 所定の期間在学し、第6条に規定する要件を満たした者について、卒業を認定する。

(転学部)

第17条 他学部の学生で、所属学部長の承認を得て本学部に転学部を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することができる。

- 2 前項の転学部は、学年の初めに行うものとする。

(特別聴講学生)

第18条 本学部と協定している他の大学又は短期大学の学生で、本学部の特別聴講学生を志願する者は、所属大学を経由して学部長に願い出るものとする。

- 2 特別聴講学生の在学期間は、その履修する授業科目が開講される学期末までとする。

(科目等履修生)

第19条 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第20条 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第21条 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 22 条 学生が教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所定の授業科目の単位を修得したときは、次の表に掲げる免許状及び免許教科の種類ごとに、教員の免許状の授与を受ける所要資格を取得することができる。

免許状の種類	免許教科の種類
中学校教諭一種免許状	社会, 国語, 英語
高等学校教諭一種免許状	公民, 地理歴史, 国語, 英語

2 前項の授業科目及び単位の修得方法等については、別に定める。

(学芸員の資格の取得)

第 23 条 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)及び博物館法施行規則(昭和 30 年文部省令第 24 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定に基づく科目の履修については、別に定める。

(ESD コース)

第 23 条の 2 環境, 開発, 平和, 人権等の様々な社会問題を解決する力を身に付け, 持続可能な社会づくりに資する人材を養成するため, 本学部に ESD コースを置く。

2 ESD コースに関し, 必要な事項は別に定める。

(数理・データサイエンス・AI 教育プログラム)

第 24 条 数理的思考, データ分析・活用力及び AI 活用能力に関する基礎的素養を有する人材を育成するため, 本学部に数理・データサイエンス・AI 教育プログラムを置く。

2 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムに関し必要な事項は, 別に定める。

(雑 則)

第 25 条 この規則に定めるもののほか, この規則の実施に関し必要な事項は, 教授会の議を経て, 学部長が定める。

附 則

1 この規則は, 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 5 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学, 転入学又は再入学する者については, なお従前の例による。

別表第1 授業科目及び単位数(第4条関係)

イ 専門科目以外の科目

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	備 考	
人文系	哲学	哲学	1	別表第2を参照	
		心理学	1	別表第2を参照	
	心理学	心理学A	1	別表第2を参照	
		心理学B	1	別表第2を参照	
	論理学	論理学	1		
	教育学	教育学A	1		
		教育学B	1		
	倫理学	倫理学	1	別表第2を参照	
	社会科学系	法学	法学A	1	
			法学B	1	
政治学		政治学A	1		
		政治学B	1		
経済学		経済学A	1		
		経済学B	1		
経営学		経営学	1		
社会学		社会学	1		
教育社会学		教育社会学	1		
地理学		地理学	1		
生命科学系	医学	医学A	1		
		医学B	1		
	保健学	保健学A	1		
		保健学B	1		
		健康科学A	1		
		健康科学B	1		
	生物学	生物学A	1		
		生物学B	1		
		生物学C	1		
	数学	数学	数学A	1	
数学B			1		
数学C			1		
数学D			1		
統計学		統計学A	1		
		統計学B	1		
		物理学	物理学A	1	
化学		物理学B	1		
		化学A	1		
		化学B	1		
	化学C	1			
惑星学	化学D	1			
	惑星学C	1			
惑星学	惑星学D	1			
	情報学A	1			
情報科学	情報学B	1			
	データサイエンス基礎学	1			
総合教養科目	(1) 多文化理解	教育と人間形成	1		
		文学	文学A	1	
	言語科学	文学B	1		
		言語科学A	1		
	芸術と文化	言語科学B	1		
		芸術と文化A	1		
	日本史	芸術と文化B	1		
		日本史A	1		
	東洋史	日本史B	1		
		東洋史A	1		
アジア史	東洋史B	1			
	アジア史A	1			
	アジア史B	1			

(1) 多文化理解	西洋史	西洋史A	1	
		西洋史B	1	
	考古学	考古学A	1	
		考古学B	1	
	芸術史	芸術史A	1	
		芸術史B	1	
	美術史	美術史A	1	
		美術史B	1	
	科学史	科学史A	1	
		科学史B	1	
社会思想史	社会思想史	1		
文化人類学	文化人類学	1		
現代社会論	現代社会論A	1		
	現代社会論B	1		
越境する文化	越境する文化	1		
生活環境と技術	生活環境と技術	1		
カタチの文化学	カタチの文化学	1		
(2) 自然界の成り立ち	科学技術と倫理	科学技術と倫理	1	
	現代物理学が描く世界	現代物理学が描く世界	1	
	身近な物理法則	身近な物理法則	1	
	カタチの自然学	カタチの自然学A	1	
		カタチの自然学B	1	
	ものづくりと科学技術	ものづくりと科学技術A	1	
		ものづくりと科学技術B	1	
	生命科学	生命科学A	1	
		生命科学B	1	
	生物資源と農業	生物資源と農業A	1	
生物資源と農業B		1		
生物資源と農業C		1		
生物資源と農業D		1		
環境学入門	環境学入門A	1		
	環境学入門B	1		
社会と人権	社会と人権A	1		
	社会と人権B	1		
男女共同参画とジェンダー	男女共同参画とジェンダーA	1		
	男女共同参画とジェンダーB	1		
グローバルリーダーシップ育成基礎演習	グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2		
国際協力の現状と課題	国際協力の現状と課題A	1		
	国際協力の現状と課題B	1		
政治と社会	政治と社会	1		
社会生活と法	社会生活と法	1		
国家と法	国家と法	1		
現代の経済	現代の経済A	1		
	現代の経済B	1		
経済社会の発展	経済社会の発展	1		
地球史における生物の変遷	地球史における生物の変遷	1		
生物の環境適応	生物の環境適応	1		
人間活動と地球生態系	人間活動と地球生態系	1		
食と健康	食と健康A	1		
	食と健康B	1		
資源・材料とエネルギー	資源・材料とエネルギーA	1		
	資源・材料とエネルギーB	1		

総合教養科目	(4) ESD	ESD基礎	ESD基礎(持続可能な社会づくり1)	1	
		ESD論	ESD論(持続可能な社会づくり2)A	1	
			ESD論(持続可能な社会づくり2)B	1	
		ESD生涯学習論	ESD生涯学習論A	1	
			ESD生涯学習論B	1	
		ESDボランティア論	ESDボランティア論	1	
	(5) キャリア科目	企業社会論	企業社会論A	1	
			企業社会論B	1	
		職業と学び	職業と学び-キャリアデザインを考えるA	1	
			職業と学び-キャリアデザインを考えるB	1	
		社会基礎学(グローバル人材に不可欠な教養)	社会基礎学(グローバル人材に不可欠な教養)	2	
		ボランティアと社会貢献活動	ボランティアと社会貢献活動A	1	
			ボランティアと社会貢献活動B	1	
	グローバルチャレンジ実習	グローバルチャレンジ実習	1又は2		
	(6) 神戸学	神戸大学史	神戸大学史A	1	
			神戸大学史B	1	
		阪神・淡路大震災	阪神・淡路大震災と都市の安全	1	
		地域連携	ひょうご神戸学	1	
			地域社会形成基礎論	1	
		日本酒学入門	1		
	海への誘い	海への誘い	2		
		瀬戸内海学入門	2		
	(7) データサイエンス	データサイエンス概論	データサイエンス概論A	1	
			データサイエンス概論B	1	
		データサイエンス基礎演習	データサイエンス基礎演習	1	
	外国語科目	外国語第 I	Academic English Communication A1	0.5	
			Academic English Communication A2	0.5	
Academic English Communication B1			0.5		
Academic English Communication B2			0.5		
Academic English Communication B1 (選抜上級クラス)			0.5		
Academic English Communication B2 (選抜上級クラス)			0.5		
Academic English Literacy A1			0.5		
Academic English Literacy A2			0.5		
Academic English Literacy B1			0.5		
Academic English Literacy B2			0.5		

外国語科目	外国語第 I	Academic English Literacy B1 (選抜上級クラス)	0.5	
		Academic English Literacy B2 (選抜上級クラス)	0.5	
		Advanced English Online 1	0.5	
		Advanced English Online 2	0.5	
		Advanced English (海外研修)	1	
		外国語第 II	ドイツ語初級A1	0.5
	ドイツ語初級A2		0.5	
	ドイツ語初級B1		0.5	
	ドイツ語初級B2		0.5	
	ドイツ語初級A3		0.5	
	ドイツ語初級A4		0.5	
	ドイツ語初級B3		0.5	
	ドイツ語初級B4		0.5	
	ドイツ語初級SA3		0.5	
	ドイツ語初級SA4		0.5	
	ドイツ語初級SB3		0.5	
	ドイツ語初級SB4		0.5	
	フランス語初級A1		0.5	
	フランス語初級A2		0.5	
	フランス語初級B1		0.5	
	フランス語初級B2		0.5	
	フランス語初級A3		0.5	
	フランス語初級A4		0.5	
	フランス語初級B3		0.5	
	フランス語初級B4		0.5	
	フランス語初級SA3		0.5	
	フランス語初級SA4		0.5	
	フランス語初級SB3		0.5	
	フランス語初級SB4		0.5	
	中国語初級A1		0.5	
	中国語初級A2		0.5	
	中国語初級B1		0.5	
	中国語初級B2		0.5	
	中国語初級A3		0.5	
	中国語初級A4		0.5	
	中国語初級B3		0.5	
	中国語初級B4		0.5	
	中国語初級SA3		0.5	
	中国語初級SA4		0.5	
	中国語初級SB3		0.5	
	中国語初級SB4	0.5		
	外国語III	第三外国語(ドイツ語)T1	0.5	
		第三外国語(ドイツ語)T2	0.5	
		第三外国語(ドイツ語)T3	0.5	
		第三外国語(ドイツ語)T4	0.5	
		第三外国語(フランス語)T1	0.5	

外国語科目	外国語III	第三外国語(フランス語)T2	0.5	
		第三外国語(フランス語)T3	0.5	
		第三外国語(フランス語)T4	0.5	
情報科目		情報基礎	1	
		情報科学1	1	
		情報科学2	1	
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学講義A	1	
		健康・スポーツ科学講義B	1	
		健康・スポーツ科学実習基礎	1	
		健康・スポーツ科学実習1	0.5	
		健康・スポーツ科学実習2	0.5	
高度教養科目		人文学演習A	1	別表第2を参照
		人文学演習B	1	別表第2を参照
		人文学講義A(a)	1	別表第2を参照
		人文学講義A(b)	1	別表第2を参照
		人文学講義B(a)	1	別表第2を参照
		人文学講義B(b)	1	別表第2を参照
		グローバル・アクティブ・ラーニングA	1	別表第2を参照
		グローバル・アクティブ・ラーニングB	1	別表第2を参照
		English Summer Lectures in Humanities A	1	別表第2を参照
		English Summer Lectures in Humanities B	1	別表第2を参照
		高度教養セミナー文学部A(a)	1	別表第2を参照
		高度教養セミナー文学部A(b)	1	別表第2を参照
		高度教養セミナー文学部B(a)	1	別表第2を参照
		高度教養セミナー文学部B(b)	1	別表第2を参照
		オックスフォード夏季プログラム(高度教養)	2	文学部開設科目であるが、文学部学生は高度教養科目として履修不可とする。
資格免許のための科目		日本国憲法1	1	
		日本国憲法2	1	
		教育原理	2	
		教育史	2	
		教職論(中・高)	2	
		教育行政学(中・高)	2	
		教育経営学(中・高)	2	
		心の発達と教育1(学習・言語心理学1)	1	
		心の発達と教育2(教育・学校心理学1)	1	
		青年心理学	2	
		中等特別支援教育論	2	
		中等カリキュラム論	2	
		国語科教育論A	2	
		国語科教育論B	2	
		国語科教育論C	2	

資格免許のための科目	国語科教育論D	2	
	英語科教育論A	2	
	英語科教育論B	2	
	英語科教育論C	2	
	英語科教育論D	2	
	英語科教育論E	2	
	社会科教育論A	2	
	社会科教育論B	2	
	地歴科教育論	2	
	地歴科教育論A	2	
	社会科・地歴科教育論	2	
	社会科・地歴科教育論A	2	
	公民科教育論	2	
	社会科・公民科教育論	2	
	中等道徳教育論	2	
	総合的な学習の指導法(中・高)	2	
	中等特別活動指導論	2	
	中等学習指導・ICT活用論	2	
	中等生徒指導論	2	
	中等学校教育相談	2	
	教職実践演習(中・高)	2	
	中等教育事前・事後指導	1	
	中学校教育実地研究A	2	
	中学校教育実地研究B	2	
	高等学校教育実地研究	2	
	博物館情報・メディア論	2	
	法律学	2	
	政治学	2	
	音声言語	2	
	文章表現	2	
	漢文学	2	
	書道実技	1	
	英会話	1	
	英作文	2	
	比較文化	2	
	博物館概論	2	
	博物館経営論	2	
博物館資料論	2		
博物館資料保存論	2		
博物館展示論	2		
博物館教育論	2		
博物館実習	3		
その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ		その都度定める。
	総合科目Ⅱ		その都度定める。

ロ 専門科目

	授業科目	単位	備考
基 礎 科 目	初年次セミナー	1	
	哲学入門	2	
	文学入門	2	
	史学入門	2	
	知識システム入門	2	
	社会文化入門	2	
	人文学導入演習	2	
	人文学基礎・哲学	2	
	人文学基礎・国文学	2	
	人文学基礎・中国文学	2	
	人文学基礎・英米文学	2	
	人文学基礎・ドイツ文学	2	
	人文学基礎・フランス文学	2	
	人文学基礎・日本史学	2	
	人文学基礎・東洋史学	2	
	人文学基礎・西洋史学	2	
	人文学基礎・心理学	2	
	人文学基礎・言語学	2	
	人文学基礎・芸術学	2	
	人文学基礎・社会学	2	
	人文学基礎・美術史学	2	
	人文学基礎・地理学	2	
	人文情報学	2	
	西洋古典文学	2	
	英語	1	
	ドイツ語	1	
	フランス語	1	
	イタリア語	1	
	中国語	1	
	ロシア語	1	
	韓国語	1	
	西洋古典語	1	
	グ ロ ー バ ル 人 文 学 英 語 科 目	グローバル英語力強化演習Ⅰ	2
グローバル英語力強化演習Ⅱ		2	
グローバル英語力強化演習Ⅲ		2	
グローバル人文学特殊講義		2	
グローバル人文学専門英語		2	
オックスフォード夏季プログラム		2	
哲学概論	2		
哲学特殊講義	2		
哲学演習	2		
西洋哲学史	2		
西洋哲学史特殊講義	2		
西洋哲学史演習	2		
現代思想演習	2		
倫理学講義	2		
倫理学特殊講義	2		
倫理学演習	2		
応用倫理学講義	2		
応用倫理学演習	2		
科学哲学・科学思想史	2		
科学哲学・科学思想史演習	2		
論理学特殊講義	2		
宗教学	2		
比較思想演習	2		
外書講読	2		
国文学概論	2		
国文学史	2		
国文学特殊講義	2		
国文学演習	2		
国語学概論	2		
国語学特殊講義	2		
国語学演習	2		
日本語教育学	2		

専 門 科 目	中国文学概論	2	
	中国文学史	2	
	中国文学特殊講義	2	
	中国文学演習	2	
	中国思想史	2	
	中国思想特殊講義	2	
	中国語学概論	2	
	中国語学特殊講義	2	
	中国語学演習	2	
	英米文学概論	2	
	イギリス文学史	2	
	アメリカ文学史	2	
	イギリス文学特殊講義	2	
	アメリカ文学特殊講義	2	
	イギリス文学演習	2	
	アメリカ文学演習	2	
	比較文学概論	2	
	比較文学方法論	2	
	比較文学特殊講義	2	
	西洋比較文学論	2	
	比較文学演習	2	
	ドイツ文学史	2	
	ドイツ文学特殊講義	2	
	ドイツ文学演習	2	
	ドイツ語学特殊講義	2	
	ドイツ語学演習	2	
	フランス文学史	2	
	フランス文学特殊講義	2	
	フランス文学演習	2	
	フランス語学特殊講義	2	
	フランス語学演習	2	
	日本史	2	
	日本古代中世史	2	
	日本近世近代史	2	
	古文書学	2	
	日本史特殊講義	2	
	日本史演習	2	
	日本社会文化論特殊講義	2	
	日本社会文化論演習	2	
	地域史実習	1	
	地域歴史遺産保全活用基礎論A	2	
地域歴史遺産保全活用基礎論B	2		
地域歴史遺産保全活用演習A	2		
地域歴史遺産保全活用演習B	2		
東洋史	2		
東洋古代中世史	2		
東洋近世近代史	2		
東洋史特殊講義	2		
東洋史演習	2		
西洋史	2		
西洋古代中世史	2		
西洋近世近代史	2		
西洋史特殊講義	2		
西洋史演習	2		
考古学	2		
心理学概論	2		
心理統計I	2		
心理統計II	2		
心理学研究法	2		
心理学特殊講義	2		
心理学演習	2		
心理学初級実験実習I	2		
心理学初級実験実習II	2		
言語学概論	2		
言語学特殊講義	2		

専 門 科 目	言語学各論	2	
	言語学演習	2	
	音声学	2	
	音声学演習	2	
	英語学概論	2	
	英語学特殊講義	2	
	英語学演習	2	
	芸術学概論	2	
	メディア・アート基礎論	2	
	メディア創造論	2	
	芸術学各論	2	
	芸術学特殊講義	2	
	芸術学演習	2	
	メディア・アート論演習	2	
	作品分析実習	2	
	社会学概論	2	
	社会学史	2	
	社会調査演習I	2	
	社会調査演習II	2	
	社会学特殊講義	2	
	社会学講読	2	
	社会学演習	2	
	比較社会学	2	
	社会人類学	2	
	社会人類学演習	2又は4	
	社会調査概論	2	
	社会調査方法論	2	
	社会分析法	2	
	社会統計学	2	
	量的調査法	2	
	質的調査法	2	
	マスコミ論	2	
	社会思想史特殊講義	2	
	美術史概論	2	
	日本美術史	2	
	西洋美術史	2	
	アジア美術史	2	
	近代造形史論	2	
	比較造形文化論	2	
	文化資源学	2	
	美術史特殊講義	2	
	日本美術史演習	2	
	西洋美術史演習	2	
	アジア美術史演習	2	
美術史調査法	2		
美術史資料演習	2		
視覚情報論演習	2		
地理学概論	2		
人文地理学	2		
地誌	2		
自然地理学	2		
地域環境学	2		
西洋地図史	2		
アジア地図史	2		
歴史地理学	2		
文化地理学	2		
地理学特殊講義	2		
地理学演習I	2		
地理学演習II	2		
地理学実習I	1		
地理学実習II	1		
文化財学	2		
景観文化財学	2		
人文情報学演習	2		
臨時科目1	1		
臨時科目2	2		
卒業論文	10		

専 門 科 目	E S D 科 目	環境人文学講義I	2	
		環境人文学講義II	2	
		ESD演習I(環境人文学)	2	
		ESD演習II(環境人文学)	2	
	グ ロ ー バ ル 専 門 科 目	グローバル人文学演習	2	
		比較現代日本論特殊講義	2	
		比較日本文化産業論特殊講義	2	
		グローバル対話力演習	2	

別表第2 履修要件(第6条関係)

授業科目の区分等	専修名 授業科目等	専修別必要修得単位数										備考	
		哲学		国文学, 中国文学, 英米文学, ドイツ文学, フランス文学		日本史学, 東洋史学, 西洋史学		心理学, 言語学, 芸術学		社会学, 美術史学, 地理学			
基礎教養科目	別表第1のイに掲げる基礎教養科目(哲学、心理学A、心理学B、倫理学を除く。)の授業科目	8		8		8		8		8			
総合教養科目	別表第1のイに掲げる総合教養科目の授業科目	8		8		8		8		8			
外国語科目	Academic English Communication A1	0.5	4	0.5	4	0.5	4	0.5	4	0.5	4	1か国語を選択 各初級A3・A4は初級SA3・SA4で初級B3・B4は初級SB3・SB4で代替できる。	
	Academic English Communication A2	0.5		0.5		0.5		0.5		0.5			
	Academic English Communication B1	0.5		0.5		0.5		0.5		0.5			
	Academic English Communication B2	0.5		0.5		0.5		0.5		0.5			
	Academic English Literacy A1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5							
	Academic English Literacy A2	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5							
	Academic English Literacy B1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5							
	Academic English Literacy B2	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5							
	ドイツ語初級A1, フランス語初級A1, 中国語初級A1, ロシア語初級A1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5							
	ドイツ語初級A2, フランス語初級A2, 中国語初級A2, ロシア語初級A2	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5							
ドイツ語初級B1, フランス語初級B1, 中国語初級B1, ロシア語初級B1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5								
ドイツ語初級B2, フランス語初級B2, 中国語初級B2, ロシア語初級B2	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5								
ドイツ語初級A3, フランス語初級A3, 中国語初級A3, ロシア語初級A3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5								
ドイツ語初級A4, フランス語初級A4, 中国語初級A4, ロシア語初級A4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5								
ドイツ語初級B3, フランス語初級B3, 中国語初級B3, ロシア語初級B3	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5								
ドイツ語初級B4, フランス語初級B4, 中国語初級B4, ロシア語初級B4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5								
ドイツ語初級SA3, フランス語初級SA3, 中国語初級SA3	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.5)								
ドイツ語初級SA4, フランス語初級SA4, 中国語初級SA4	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.5)								
情報科目	情報基礎	1		1		1		1		1			
健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学実習基礎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	健康・スポーツ科学講義A	1		1		1		1		1			
	健康・スポーツ科学講義B	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	健康・スポーツ科学実習1	0.5		0.5		0.5		0.5		0.5			
	健康・スポーツ科学実習2	0.5		0.5		0.5		0.5		0.5			
高度教養科目	文学部高度教養科目に関する内規別表にA分野科目として掲げる授業科目	0~2	4	0~2	4	/							
	文学部高度教養科目に関する内規別表にB分野科目として掲げる授業科目, 他学部及び教養教育院開講の高度教養科目	2~4		2~4									
	文学部高度教養科目に関する内規別表にB分野科目として掲げる授業科目			0~2								0~2	0~2
	文学部高度教養科目に関する内規別表にA分野科目として掲げる授業科目, 他学部及び教養教育院開講の高度教養科目			2~4								2~4	2~4
専門科目	別表第1のロに掲げる基礎科目の初年次セミナー	1		1		1		1		1			
	別表第1のロに掲げる基礎科目のドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語	1		1		1		1		1		全学共通授業科目の外国語科目で選択した外国語	
	別表第1のロに掲げる基礎科目(上記科目を除く。)	10		10		10		10		10			
	グローバル人文学英語科目	2		2		2		2		2			
	卒業論文関連科目	42		42		42		42		42			
	卒業論文	10		10		10		10		10			
自由選択科目	別表第1のロに掲げる専門科目(基礎科目、卒業論文を除く。)の授業科目及び第4条第3項に規定する授業科目	35		35		35		35		35		※外国語科目 外国語Ⅲは4単位まで修得できる。	
※外国語科目, 他学部専門科目, 情報科目, その他必要と認める科目の授業科目及び高度教養科目													
合 計		132		132		132		132		132			

専修名	授業科目	単位数	合計単位数
哲学	哲学概論	18	42
	西洋哲学史		
	哲学特殊講義		
	倫理学講義		
	倫理学特殊講義		
	応用倫理学講義		
	科学哲学・科学思想史		
	論理学特殊講義		
	宗教学		
	環境人文学講義Ⅰ		
	環境人文学講義Ⅱ		
	哲学演習		
	西洋哲学史演習		
	現代思想演習		
倫理学演習			
応用倫理学演習			
科学哲学・科学思想史演習			
比較思想演習			
外書講読	8		
国文学	国文学概論	12	42
	国文学史	8	
	国文学特殊講義	8	
	国語学概論	22	
	国語学演習	22	
中国文学	中国文学概論	6	42
	中国文学史		
	中国語学概論		
	中国思想史		
	中国文学特殊講義		
	中国思想特殊講義		
中国語学特殊講義			
中国文学演習	24		
中国語学演習	24		
英米文学	英米文学概論	4	42
	イギリス文学史		
	アメリカ文学史		
	イギリス文学特殊講義		
アメリカ文学特殊講義	20		
イギリス文学演習	18		
アメリカ文学演習	18		
ドイツ文学	ドイツ文学史	18	42
	ドイツ文学特殊講義		
	ドイツ語学特殊講義		
	ドイツ文学演習		
	ドイツ語学演習		
	英米文学概論		
	イギリス文学史		
	アメリカ文学史		
	イギリス文学特殊講義		
	アメリカ文学特殊講義		
	イギリス文学演習		
	アメリカ文学演習		
	比較文学特殊講義		
	比較文学演習		
フランス文学史			
フランス文学特殊講義			
フランス文学演習			
言語学特殊講義			
英語学概論			

専修名	授業科目	単位数	合計単位数
フランス文学	フランス文学史	18	42
	フランス文学特殊講義		
	フランス語学特殊講義		
	フランス文学演習		
	フランス語学演習		
	英米文学概論		
	イギリス文学史		
	アメリカ文学史		
	イギリス文学特殊講義		
	アメリカ文学特殊講義		
	イギリス文学演習		
	アメリカ文学演習		
	比較文学特殊講義		
	比較文学演習		
ドイツ文学史			
ドイツ文学特殊講義			
ドイツ文学演習			
ドイツ語学演習			
言語学特殊講義			
英語学概論			
日本史	日本史	16	42
	日本古代中世史		
	日本近世近代史		
	日本史特殊講義		
	地域歴史遺産保全活用基礎論A		
	地域歴史遺産保全活用基礎論B		
	日本史演習		
	地域歴史遺産保全活用演習A		
	地域歴史遺産保全活用演習B		
	東洋史		
	東洋古代中世史		
	東洋近世近代史		
	東洋史特殊講義		
	東洋史演習		
西洋史			
西洋古代中世史			
西洋近世近代史			
西洋史特殊講義			
西洋史演習			
考古学			
日本美術史			
文化財学			
景観文化財学			
東洋史	東洋史	16	42
	東洋古代中世史		
	東洋近世近代史		
	東洋史特殊講義		
	東洋史演習		
	日本史		
	日本古代中世史		
	日本近世近代史		
	日本史特殊講義		
	西洋史		
	西洋古代中世史		
	西洋近世近代史		
	西洋史特殊講義		
	西洋史演習		
考古学			
アジア美術史			
アジア地図史			
文化財学			

専修名	授業科目	単位数	合計単位数
西洋史	西洋史	16	42
	西洋古代中世史		
	西洋近世近代史		
	西洋史特殊講義		
	西洋史演習		
	日本史		
	日本古代中世史		
	日本近世近代史		
	日本史特殊講義		
	地域歴史遺産保全活用基礎論A		
	地域歴史遺産保全活用基礎論B		
	日本史演習		
	地域歴史遺産保全活用演習A		
	地域歴史遺産保全活用演習B		
東洋史			
東洋古代中世史			
東洋近世近代史			
東洋史特殊講義			
東洋史演習			
考古学			
西洋美術史			
文化財学			
景観文化財学			
心理学	心理学概論	14	42
	心理学研究法		
	心理学特殊講義		
	心理学演習		
	心理統計Ⅰ		
心理統計Ⅱ	8		
心理学初級実験実習Ⅰ	8		
心理学初級実験実習Ⅱ	8		
言語学	言語学概論	4	42
	英語学概論		
	音声学		
	言語学演習		
	音声学演習		
英語学演習	18		
言語学特殊講義	20		
言語学各論	20		
英語学特殊講義	20		
芸術学	芸術学概論	4	42
	メディア創造論		
	メディア・アート基礎論		
	芸術学各論		
芸術学特殊講義	18		
芸術学演習	20		
メディア・アート論演習	20		
作品分析実習	20		
社会学	社会学概論	10	42
	社会学史		
	社会調査概論		
	社会調査方法論		
	比較社会学		
	社会人類学		
	社会学特殊講義		
	社会分析法		
	社会統計学		
	量的調査法		
	質的調査法		
	環境人文学講義Ⅰ		
	環境人文学講義Ⅱ		
	社会学講読		
社会学演習			
社会人類学演習			
社会調査演習Ⅰ			
社会調査演習Ⅱ			
地理学	地理学概論	18	42
	人文地理学		
	地誌		
	自然地理学		
	地域環境学		
	西洋地図史		
	アジア地図史		
	歴史地理学		
	文化地理学		
	地理学特殊講義		
	文化財学		
	景観文化財学		
	地理学演習Ⅰ		
	地理学演習Ⅱ		
地理学実習Ⅰ			
地理学実習Ⅱ			
社会調査演習Ⅰ			
社会調査演習Ⅱ			
比較社会学			
社会人類学			
社会学特殊講義			
日本美術史			
西洋美術史			
文化資源学			
美術史特殊講義			
日本史			
日本古代中世史			
日本近世近代史			
東洋史			
東洋古代中世史			
東洋近世近代史			
西洋史			
西洋古代中世史			
西洋近世近代史			
環境人文学講義Ⅰ			
環境人文学講義Ⅱ			

専修名	授業科目	単位数	合計単位数
美術史	美術史概論	8	42
	日本美術史		
	西洋美術史		
	アジア美術史		
	近代造形史論		
	比較造形文化論		
	文化資源学		
	美術史特殊講義		
	日本美術史演習		
	西洋美術史演習		
	アジア美術史演習		
	美術史調査法		
	美術史資料演習		
	視覚情報論演習		
日本史			
日本古代中世史			
日本近世近代史			
日本史特殊講義			
東洋史			
東洋古代中世史			
東洋近世近代史			
東洋史特殊講義			
東洋史演習			
考古学			
西洋美術史			
文化財学			
景観文化財学			
地理学	地理学概論	18	42
	人文地理学		
	地誌		
	自然地理学		
	地域環境学		
	西洋地図史		
	アジア地図史		
	歴史地理学		
	文化地理学		
	地理学特殊講義		
	文化財学		
	景観文化財学		
	地理学演習Ⅰ		
	地理学演習Ⅱ		
地理学実習Ⅰ			
地理学実習Ⅱ			
社会調査演習Ⅰ			
社会調査演習Ⅱ			
比較社会学			
社会人類学			
社会学特殊講義			
日本美術史			
西洋美術史			
文化資源学			
美術史特殊講義			
日本史			
日本古代中世史			
日本近世近代史			
東洋史			
東洋古代中世史			
東洋近世近代史			
西洋史			
西洋古代中世史			
西洋近世近代史			
環境人文学講義Ⅰ			
環境人文学講義Ⅱ			

附 則

- この内規は、令和5年4月1日から施行する。
- この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和5年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

神戸大学文学部高度教養科目に関する内規

平成 28 年 3 月 7 日制定

平成 29 年 2 月 15 日改正

令和 4 年 2 月 17 日改正

(趣旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学文学部（以下「本学部」という。）における高度教養科目の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(高度教養科目及び単位数)

第 2 条 高度教養科目は、教養教育院、本学部及び他学部が開設するもののうちから、文学部規則別表第 2（履修要件）に定めるところにより履修するものとする。

- 2 本学部が開設する高度教養科目及び単位数は、別表のとおりとする。
- 3 前項に規定するもののほか、臨時に高度教養科目を開設することがある。
- 4 前項の授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

(高度教養科目の年次配当)

第 3 条 本学部が開設する高度教養科目の各年次の配当は、別表のとおりとする。

(その他)

第 4 条 本学部規則第 9 条第 3 項並びに第 9 条の 2 第 3 項に基づく単位は、高度教養科目として算入することができる。

- 2 編入学生については、既修得単位のうち 2 単位を上限として、高度教養科目として認定することができる。

別表（第 2 条、第 3 条関係）文学部高度教養科目

授業科目	単位数	配当年次	備考
人文学演習 A	1	3 年次以上	A 分野科目
人文学演習 B	1	3 年次以上	B 分野科目
人文学講義 A (a)	1	3 年次以上	A 分野科目
人文学講義 A (b)	1	3 年次以上	A 分野科目
人文学講義 B (a)	1	3 年次以上	B 分野科目
人文学講義 B (b)	1	3 年次以上	B 分野科目
グローバル・アクティブ・ラーニング A	1	2 年次以上	A 分野科目（隔年開講）
グローバル・アクティブ・ラーニング B	1	2 年次以上	B 分野科目（隔年開講）
English Summer Lectures in Humanities A	1	2 年次以上	A 分野科目（隔年開講）
English Summer Lectures in Humanities B	1	2 年次以上	B 分野科目（隔年開講）
高度教養セミナー文学部 A (a)	1	3 年次以上	A 分野科目
高度教養セミナー文学部 A (b)	1	3 年次以上	A 分野科目
高度教養セミナー文学部 B (a)	1	3 年次以上	B 分野科目
高度教養セミナー文学部 B (b)	1	3 年次以上	B 分野科目
オックスフォード夏季プログラム（高度教養）	2	2 年次以上	文学部開設科目であるが、文学部学生は高度教養科目として履修不可とする。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

科目ナンバリングの導入について

神戸大学では、各学部および研究科における教育課程の系統性、順次性及び科目の水準を明らかにし、学生の履修計画、学修活動の手助けとなるように、平成 28 年度の入学者対象のカリキュラムから、科目ナンバリングを導入します。

1. 基本方針

各授業科目のナンバリングコードは、以下のとおり 7 桁の英数字で構成されます。

(例) L 1 H M 1 0 0

第 1 桁	第 2 桁	第 3～第 4 桁	第 5 桁	第 6～第 7 桁
アルファベット	数字	アルファベット	数字	数字
科目提供母体の部局	課程	学科、専攻等	科目のカテゴリー	科目のナンバー
別表 1 参照	1：学士課程 2：博士課程前期課程 3：博士課程後期課程	別表 1 参照（開講部局で設定）	別表 2 のとおり	開講部局毎に設定
(例) L	1	HM	1	00
文学部	学士課程	人文学科	初級レベルの科目	初年次セミナー

第 5 桁 科目のカテゴリー

別表 2

1	学 士 課 程	全学共通授業科目・専門授業科目	初級レベルの科目
2			中級レベルの科目
3			上級レベルの科目
4			最上級レベルの科目（卒業論文関連科目を含む）
5	高度教養科目		
6	大 学 院 課 程	博士課程前期課程、専門職学位課程の専門授業科目	博士課程前期課程、専門職学位課程の基礎科目
7			博士課程前期課程、専門職学位課程の発展科目（修士論文関連科目）
8		博士課程後期課程の専門授業科目	
0		卒業要件外の科目（教職科目等資格関連科目）	

第 6 桁～第 7 桁

第 1 桁	第 2 桁	第 3～第 4 桁	第 5 桁	第 6～第 7 桁
アルファベット	数字	アルファベット	数字	数字
科目提供母体の学部	課程	学科等	科目のカテゴリー	科目のナンバー
L		HM		
文学部	1	人文学科		
大学院人文学研究科	2	文化構造・社会動態		

2. 科目ナンバリングの確認方法及び活用方法

- ・平成 29 年度からは、シラバス及び成績確認表でナンバリングコードを確認できます。

3. 科目ナンバリング一覧表

文学部専門科目

	授業科目	単位	科目ナンバー
基礎科目	初年次セミナー	1	L1HM100
	哲学入門	2	L1HM101
	文学入門	2	L1HM101
	史学入門	2	L1HM101
	知識システム入門	2	L1HM101
	社会文化入門	2	L1HM101
	人文学導入演習	2	L1HM102
	人文学基礎・哲学	2	L1HM102
	人文学基礎・国文学	2	L1HM102
	人文学基礎・中国文学	2	L1HM102
	人文学基礎・英米文学	2	L1HM102
	人文学基礎・ドイツ文学	2	L1HM102
	人文学基礎・フランス文学	2	L1HM102
	人文学基礎・日本史学	2	L1HM102
	人文学基礎・東洋史学	2	L1HM102
	人文学基礎・西洋史学	2	L1HM102
	人文学基礎・心理学	2	L1HM102
	人文学基礎・言語学	2	L1HM102
	人文学基礎・芸術学	2	L1HM102
	人文学基礎・社会学	2	L1HM102
	人文学基礎・美術史学	2	L1HM102
	人文学基礎・地理学	2	L1HM102
	人文情報学	2	L1HM100
	西洋古典文学	2	L1HM100
	英語	1	L1HM100
	ドイツ語	1	L1HM100
	フランス語	1	L1HM100
	イタリア語	1	L1HM100
中国語	1	L1HM100	
ロシア語	1	L1HM100	
韓国語	1	L1HM100	
西洋古典語	1	L1HM100	
専門科目	グローバル英語力強化演習Ⅰ	2	L1HM200
	グローバル英語力強化演習Ⅱ	2	L1HM200
	グローバル英語力強化演習Ⅲ	2	L1HM200
	グローバル人文学特殊講義	2	L1HM200
	グローバル人文学専門英語	2	L1HM300
	オックスフォード夏季プログラム	2	L1HM300
	哲学概論	2	L1HM200
	哲学特殊講義	2	L1HM200
	哲学演習	2	L1HM300
	西洋哲学史	2	L1HM200
	西洋哲学史特殊講義	2	L1HM200
	西洋哲学史演習	2	L1HM300
	現代思想演習	2	L1HM300
	倫理学講義	2	L1HM200
	倫理学特殊講義	2	L1HM200
	倫理学演習	2	L1HM300
	応用倫理学講義	2	L1HM300
	応用倫理学演習	2	L1HM200
	科学哲学・科学思想史	2	L1HM200
	科学哲学・科学思想史演習	2	L1HM300
	論理学特殊講義	2	L1HM200
	宗教学	2	L1HM200
	比較思想演習	2	L1HM300
	外書講読	2	L1HM300
	国文学概論	2	L1HM200
	国文学史	2	L1HM200
	国文学特殊講義	2	L1HM200
	国文学演習	2	L1HM300
国語学概論	2	L1HM200	

専門科目	国語学特殊講義	2	L1HM200
	国語学演習	2	L1HM300
	日本語教育学	2	L1HM200
	中国文学概論	2	L1HM200
	中国文学史	2	L1HM200
	中国文学特殊講義	2	L1HM200
	中国文学演習	2	L1HM300
	中国思想史	2	L1HM200
	中国思想特殊講義	2	L1HM200
	中国語学概論	2	L1HM200
	中国語学特殊講義	2	L1HM200
	中国語学演習	2	L1HM300
	英米文学概論	2	L1HM200
	イギリス文学史	2	L1HM200
	アメリカ文学史	2	L1HM200
	イギリス文学特殊講義	2	L1HM200
	アメリカ文学特殊講義	2	L1HM200
	イギリス文学演習	2	L1HM300
	アメリカ文学演習	2	L1HM300
	比較文学概論	2	L1HM200
	比較文学方法論	2	L1HM200
	比較文学特殊講義	2	L1HM200
	西洋比較文学論	2	L1HM200
	比較文学演習	2	L1HM300
	ドイツ文学史	2	L1HM200
	ドイツ文学特殊講義	2	L1HM200
	ドイツ文学演習	2	L1HM300
	ドイツ語学特殊講義	2	L1HM200
	ドイツ語学演習	2	L1HM300
	フランス文学史	2	L1HM200
	フランス文学特殊講義	2	L1HM200
	フランス文学演習	2	L1HM300
	フランス語学特殊講義	2	L1HM200
	フランス語学演習	2	L1HM300
	日本史	2	L1HM200
	日本古代中世史	2	L1HM200
	日本近世近代史	2	L1HM200
	古文書学	2	L1HM200
	日本史特殊講義	2	L1HM200
	日本史演習	2	L1HM300
	日本社会文化論特殊講義	2	L1HM200
	日本社会文化論演習	2	L1HM300
地域史実習	1	L1HM300	
地域歴史遺産保全活用基礎論A	2	L1HM200	
地域歴史遺産保全活用基礎論B	2	L1HM200	
地域歴史遺産保全活用演習A	2	L1HM300	
地域歴史遺産保全活用演習B	2	L1HM300	
東洋史	2	L1HM200	
東洋古代中世史	2	L1HM200	
東洋近世近代史	2	L1HM200	
東洋史特殊講義	2	L1HM200	
東洋史演習	2	L1HM300	
西洋史	2	L1HM200	
西洋古代中世史	2	L1HM200	
西洋近世近代史	2	L1HM200	
西洋史特殊講義	2	L1HM200	
西洋史演習	2	L1HM300	
考古学	2	L1HM200	
心理学概論	2	L1HM200	
心理統計I	2	L1HM200	
心理統計II	2	L1HM201	
心理学研究法	2	L1HM200	

専 門 科 目	心理学特殊講義	2	L1HM200
	心理学演習	2	L1HM300
	心理学初級実験実習I	2	L1HM300
	心理学初級実験実習II	2	L1HM301
	言語学概論	2	L1HM200
	言語学特殊講義	2	L1HM200
	言語学各論	2	L1HM200
	言語学演習	2	L1HM300
	音声学	2	L1HM200
	音声学演習	2	L1HM300
	英語学概論	2	L1HM200
	英語学特殊講義	2	L1HM200
	英語学演習	2	L1HM300
	芸術学概論	2	L1HM200
	メディア・アート基礎論	2	L1HM200
	メディア創造論	2	L1HM200
	芸術学各論	2	L1HM200
	芸術学特殊講義	2	L1HM200
	芸術学演習	2	L1HM300
	メディア・アート論演習	2	L1HM300
	作品分析実習	2	L1HM300
	社会学概論	2	L1HM200
	社会学史	2	L1HM200
	社会調査演習I	2	L1HM300
	社会調査演習II	2	L1HM301
	社会学特殊講義	2	L1HM200
	社会学講読	2	L1HM300
	社会学演習	2	L1HM300
	比較社会学	2	L1HM200
	社会人類学	2	L1HM200
	社会人類学演習	2又は4	L1HM300
	社会調査概論	2	L1HM200
	社会調査方法論	2	L1HM200
	社会分析法	2	L1HM200
	社会統計学	2	L1HM200
	量的調査法	2	L1HM200
	質的調査法	2	L1HM200
	マスコミ論	2	L1HM200
	社会思想史特殊講義	2	L1HM200
	美術史概論	2	L1HM200
	日本美術史	2	L1HM200
	西洋美術史	2	L1HM200
	アジア美術史	2	L1HM200
近代造形史論	2	L1HM200	
比較造形文化論	2	L1HM200	
文化資源学	2	L1HM200	
美術史特殊講義	2	L1HM200	
日本美術史演習	2	L1HM300	
西洋美術史演習	2	L1HM300	
アジア美術史演習	2	L1HM300	
美術史調査法	2	L1HM300	
美術史資料演習	2	L1HM300	
視覚情報論演習	2	L1HM300	
地理学概論	2	L1HM200	
人文地理学	2	L1HM200	
地誌	2	L1HM200	
自然地理学	2	L1HM200	
地域環境学	2	L1HM200	
西洋地図史	2	L1HM200	
アジア地図史	2	L1HM200	
歴史地理学	2	L1HM200	
文化地理学	2	L1HM200	
地理学特殊講義	2	L1HM200	
地理学演習I	2	L1HM301	

専 門 科 目	地理学演習II	2	L1HM302	
	地理学実習I	1	L1HM301	
	地理学実習II	1	L1HM302	
	文化財学	2	L1HM200	
	景観文化財学	2	L1HM200	
	人文情報学演習	2	L1HM300	
	臨時科目1	1	L1HM200	
	臨時科目2	2	L1HM200	
	卒業論文	10	L1HM400	
	E S D 科 目	環境人文学講義I	2	L1HM200
		環境人文学講義II	2	L1HM200
		ESD演習I(環境人文学)	2	L1HM300
		ESD演習II(環境人文学)	2	L1HM300
	グ ロー バ ル 専 門 科 目	グローバル人文学演習	2	L1HM300
		比較現代日本論特殊講義	2	L1HM200
比較日本文化産業論特殊講義		2	L1HM200	
グローバル対話力演習		2	L1HM300	

神戸大学ESDコース実施要領

令和5年4月1日改正

(趣旨)

第1 神戸大学の各学部規則等の規定により神戸大学ESD(Education for Sustainable Development: 持続可能な開発のための教育) コース (以下「コース」という。) を置き, その実施に関し必要な事項を定める。

(設置目的)

第2 コースは, 各学部がアクション・リサーチ等を共通の手法としながら各学部間及び学内外の組織と連携して, 持続可能な社会づくりに資する人材を養成することを目的とする。

(授業科目名及び単位数)

第3 コースにおける授業科目名, 単位数, 開講時期及び開講学部等については, 別表のとおりとする。

(修了要件)

第4 コースを修了しようとする学生は, 別表に定めるところに従い, 13単位以上を修得しなければならない。

(修了認定証の授与)

第5 コース修了については, 当該コースを履修した学生が所属する学部の教授会の議を経て認定を行い, 修了を認定した者については, 修了認定証を授与する。

2 修了認定証の様式は, 別紙のとおりとする。

3 修了認定証は, 原則として学位記授与式の日に交付する。

(雑則)

第6 この要領に定めるもののほか, コースの実施に関し必要な事項は, ESDコース専門委員会が定める。

附 則

1 この要領は, 平成20年4月1日から実施する。

2 令和2年4月1日に現に在学する者 (以下「在学者」という。) 及び令和2年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学, 転入学又は再入学する者については, 神戸大学ESDコース実施要領の一部を改正する要領 (令和3年1月5日制定。以下「改正要領」という。) 附則第2項の規定にかかわらず, 改正要領による改正後の神戸大学ESDコース実施要領第4及び別表 (必要修得単位数に係る部分に限る。) の規定を適用する。

附 則

この要領は, 平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要領は, 平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要領は, 平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要領は, 平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成30年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成31年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和2年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年1月5日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和3年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和4年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和5年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

別表 授業科目名，単位数，開講時期及び開講学部等

授業科目区分等	授業科目名	単位数	必要修得 単位数	配当年次	開講学部等	
基礎科目	実践農学入門	2	1	1年次	農学部	
	I 群 ESD基礎（持続可能な社会づくり1）	1		1年次	教養教育院	
	ESDボランティア論	1		1年次	教養教育院	
	ESD実践論	2		3年次	国際人間科学部	
	II 群	ESD論（持続可能な社会づくり2）A	1	2	1年次	教養教育院
		ESD論（持続可能な社会づくり2）B	1		1年次	教養教育院
		ESD生涯学習論A	1		1年次	教養教育院
		ESD生涯学習論B	1		1年次	教養教育院
関連科目	環境人文学講義Ⅰ	2	6	2年次	文学部	
	環境人文学講義Ⅱ	2		2年次	文学部	
	比較政治社会論	2		2年次	国際人間科学部	
	スポーツコミュニティ形成論	2		3年次	国際人間科学部	
	幼児心理学演習	2		2年次	国際人間科学部	
	初等理科論	2		2年次	国際人間科学部	
	生活空間計画論	2		2年次	国際人間科学部	
	緑地環境論	2		2年次	国際人間科学部	
	知覚と行為（知覚・認知心理学）	2		2年次	国際人間科学部	
	グローバル開発政策論	2		2年次	国際人間科学部	
	生物多様性科学	2		2年次	国際人間科学部	
	環境社会学	2		2年次	国際人間科学部	
	環境経済学	2		2年次	国際人間科学部	
	途上国農村地域開発論	2		2年次	国際人間科学部	
	メディア論	2		3年次	国際人間科学部	
	ライフコースの心理学（発達心理学）	2		3年次	国際人間科学部	
	市民科学教育論	1		1年次	国際人間科学部	
	障害共生教育論	2		2年次	国際人間科学部	
	コミュニティ・ジェンダー論	2		2年次	国際人間科学部	
	国際法Ⅰ	2		2年次	法学部	
	国際政治経済	2		2年次	法学部	
	環境法	2		3年次	法学部	
	社会保障法	2		2年次	法学部	
	国際法Ⅱ	2		2年次	法学部	
	国際法Ⅲ	2		3年次	法学部	
	社会コミュニケーション入門	2		2年次	経済学部	
	社会環境会計	2		2年次	経営学部	
	人的資源管理	2		2年次	経営学部	
	海洋生物学	2		2年次	理学部	
	生態科学	2		3年次	理学部	
	地域医療学	1		1～3年次	医学部医学科	
	地域医療システム学	1		3年次	医学部医学科	
	行動科学	1		3年次	医学部医学科	
	公衆衛生学	3		3年次	医学部医学科	
	国際保健	1		2年次	医学部保健学科	
	災害保健	1		3年次	医学部保健学科	
	緩和ケア論	1		4年次	医学部保健学科	
	リハビリテーション工学・福祉用具学	1		3年次	医学部保健学科	
	現代医療と生命倫理	1		1年次	医学部保健学科	
	I PW概論	1		1年次	医学部保健学科	
公衆衛生学	1	2年次	医学部保健学科			
環境・食品・産業衛生学	1	2年次	医学部保健学科			
小児疾病論	1	2年次	医学部保健学科			

	地球環境論	1		1年次	工学部		
	水文学	1		3年次	工学部		
	河川流域工学	1		3年次	工学部		
	国際関係論	1		3年次	工学部		
	都市地域計画	2		3年次	工学部		
	合意形成論	1		3年次	工学部		
	農と植物医科学入門	2		1年次	農学部		
	熱帯有用植物学1	1		3年次	農学部		
	熱帯有用植物学2	1		3年次	農学部		
	樹木学	2		1年次	農学部		
	食料生産管理学	2		2年次	農学部		
	森林生態学	2		2年次	農学部		
	土壌と環境	2		3年次	農学部		
	森林保護学	2		3年次	農学部		
	食料産業論	2		3年次	農学部		
	途上国経済論	2		3年次	農学部		
	現代海洋政策概論-1	1		2年次	海洋政策科学部		
	現代海洋政策概論-2	1		2年次	海洋政策科学部		
	海洋法政策概論-1	1		2年次	海洋政策科学部		
	海洋法政策概論-2	1		2年次	海洋政策科学部		
	阪神・淡路大震災と都市の安全	1		2年次	教養教育院		
	ボランティアと社会貢献活動A	1		1年次	教養教育院		
	ボランティアと社会貢献活動B	1		1年次	教養教育院		
フィールド 演習科目	E S D演習 I (環境人文学)	2	4	2年次	文学部		
	E S D演習 II (環境人文学)	2		2年次	文学部		
	E S D演習 I 1 (国際人間科学)	1		2年次	国際人間科学部		
	E S D演習 I 2 (国際人間科学)	1		2年次	国際人間科学部		
	E S D演習 II 1 (国際人間科学)	1		2年次	国際人間科学部		
	E S D演習 II 2 (国際人間科学)	1		2年次	国際人間科学部		
	環境法演習	2		3年次	法学部		
	国際法演習	2		3年次	法学部		
	国際関係論演習	2		3年次	法学部		
	E S D演習 I (環境経済学 I)	2		3年次	経済学部		
	E S D演習 II (環境経済学 II)	2		3年次	経済学部		
	初期体験臨床実習	1		1年次	医学部医学科		
	早期臨床実習 1	1		2年次	医学部医学科		
	早期臨床実習 2	1		3年次	医学部医学科		
	地域社会医学実習	1		4年次	医学部医学科		
	I P W	1		4年次	医学部医学科		
	初期体験実習	1		1年次	医学部保健学科		
	I P W統合演習	1		4年次	医学部保健学科		
	研究ゼミナール	1		2年次	医学部保健学科		
	看護研究方法論	1		3年次	医学部保健学科		
	寄生虫検査学実習	1		3年次	医学部保健学科		
	検査統合演習	1		3年次	医学部保健学科		
	日常生活活動学実習	1		2年次	医学部保健学科		
	理学療法地域医療実習	1		3年次	医学部保健学科		
	基礎作業学実習 I	1		2年次	医学部保健学科		
	基礎作業学実習 II	1		3年次	医学部保健学科		
	兵庫県農業環境論 A	1		2年次	農学部		
	兵庫県農業環境論 B	1		2年次	農学部		
	実践農学	2		2年次	農学部		
	E S D総合演習	2		3年次	教養教育院		
	必要修得単位数の合計			13単位 以上			

(別紙)

第 号

神戸大学E S Dコース修了認定証

殿

年 月 日生

上記の者は持続可能な社会づくりに資する人材を養成する神戸大学E S D (Education for Sustainable Development : 持続可能な開発のための教育) コースの所定の単位を修得したので同コース修了者と認定する

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人神戸大学長

〇 〇 〇 〇

神戸大学数理・データサイエンス・AI 教育プログラム実施要領

令和4年1月18日 神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会決定
令和4年2月8日 神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会一部改正
令和4年11月10日 神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会一部改正
令和5年1月26日 神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸大学の各学部規則の規定に基づき設置される神戸大学数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（以下「プログラム」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 プログラムは、学士課程において、数理的思考、データ分析・活用力、AI 活用能力に関する基礎的素養を有する人材を育成することを目的とする。

(レベル)

第3条 プログラムは、リテラシーレベルと応用基礎レベルに区分する。

(授業科目名，単位数及び修了要件)

第4条 プログラムにおける授業科目名、単位数及び修了要件は、別表のとおりとする。

(修了認定)

第5条 プログラム修了については、当該プログラムを修了した学生が所属する学部の教授会の議を経て年度末ごとに認定を行う。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年11月10日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和5年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

(1) 神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）

	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	情報基礎	情報科目	1	2単位
	データサイエンス基礎学	基礎教養科目	1	
必要修得単位数の合計				2単位

(2) 神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）

文学部

	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	データサイエンス概論A	総合教養科目	1	2単位
	データサイエンス概論B	総合教養科目	1	
選択必修	数学A	基礎教養科目	1	2単位以上
	数学B	基礎教養科目	1	
	数学C	基礎教養科目	1	
	数学D	基礎教養科目	1	
	統計学A	基礎教養科目	1	
	統計学B	基礎教養科目	1	
	心理統計Ⅰ	専門科目	2	
	心理統計Ⅱ	専門科目	2	
	社会統計学	専門科目	2	
	量的調査法	専門科目	2	
	データサイエンス基礎演習	総合教養科目	1	2単位
	データサイエンスPBL演習	高度教養科目	1	
必要修得単位数の合計				6単位以上

（別表（他学部）略）

神戸大学文学部科目等履修生規程

(平成 6 年 3 月 31 日 制 定)

(平成 16 年 4 月 1 日 独法化改正)

(平成 28 年 3 月 31 日 最終改正)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学文学部規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 19 条の規定に基づき、神戸大学文学部(以下「本学部」という。)の科目等履修生に関する事項を定めるものとする。

(許 可)

第 2 条 科目等履修生として入学を志願する者があるときは、学生の修学に差し支えない範囲において、選考の上、神戸大学文学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、これを許可する。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学又は短期大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (3) 本学部において、前 2 号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者
- (4) 外国人が科目等履修生として入学しようとする場合は、前項各号のいずれかの資格のほか、在籍のために必要な在留資格を有していなければならない。

(出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を文学部長(以下「学部長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修願(所定の用紙)
 - (2) 履歴書(所定の用紙)
 - (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
 - (4) 写真(出願前 3 月以内に撮影したもの)
 - (5) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
 - (6) その他本学部において必要と認める書類
- 2 在職者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、所属長の許可書を提出しなければならない。
- 3 日本に居住している外国人は、第 1 項各号及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前 30 日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第 5 条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接等により行う。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、教授会の議を経て、面接等を省略することができる。

(入学手続)

第 6 条 科目等履修生の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を学部長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第 7 条 科目等履修生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(履修の時期)

第 8 条 履修の許可は、学期の初めに行う。

(履修期間)

第 9 条 履修期間は、履修を許可された授業科目の開講学期とし、1 年以内とする。

2 特別の理由により、前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、履修期間を延長することがある。ただし、その場合の履修期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(履修科目)

第 10 条 履修を許可する授業科目は、選考の都度教授会の議を経て、これを定める。

(試 験)

第 11 条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

(単位修得証明書)

第 12 条 科目等履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

(退 学)

第 13 条 科目等履修生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 14 条 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

- (1) 科目等履修生として不都合な行為があったとき。
- (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑 則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

神戸大学文学部聴講生規程

(昭和 41 年 1 月 10 日 制 定)

(平成 16 年 4 月 1 日 独法化改正)

(平成 28 年 3 月 31 日 最終改正)

(趣 旨)

第 1 条 神戸大学文学部規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 20 条の規定に基づき、神戸大学文学部(以下「本学部」という。)の聴講生に関する必要な事項を定めるものとする。

(許 可)

第 2 条 聴講を志望する者があるときは、学生の修学に差し支えない範囲において選考のうえ、神戸大学文学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、これを許可する。

(入学資格)

第 3 条 聴講生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学又は短期大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (3) 本学部において、前 2 号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者
- (4) 外国人が聴講生として入学しようとする場合は、前項各号のいずれかの資格のほか、在籍のために必要な在留資格を有していなければならない。

(出願手続)

第 4 条 聴講を志望する者は所定の期日までに検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を文学部長(以下「学部長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 聴講願書(所定の用紙)
 - (2) 履歴書(所定の用紙)
 - (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
 - (4) 写真(出願前 3 月以内に撮影したもの)
 - (5) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
 - (6) その他本学部において必要と認める書類
- 2 在職者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、所属長の許可書を提出しなければならない。
- 3 日本に居住している外国人は、第 1 項各号及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前 30 日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選 考)

第 5 条 選考は、当該聴講科目の担当教員又は教務委員が行う。

(入 学 期)

第 6 条 聴講の許可は、学期の初めに行う。

(入学手続)

第 7 条 聴講生の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を学部長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(授 業 料)

第 8 条 聴講生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(聴講期間)

第 9 条 聴講期間は、聴講を許可された授業科目の開講学期とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の聴講期間に引き続き聴講を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、聴講期間を延長することがある。ただし、その場合の聴講期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(科目数)

第 10 条 各クォーターで聴講しうる科目は、4科目以内とする。

2 演習、実習及び外国語の聴講は、これを許可しない。

(退学)

第 11 条 聴講生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第 12 条 聴講生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

(1) 聴講生として不都合な行為があったとき。

(2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

神戸大学文学部研究生規程

(昭和 16 年 4 月 1 日 制 定)

(平成 21 年 3 月 31 日 改 正)

(平成 24 年 10 月 9 日 改 正)

(平成 27 年 3 月 31 日 最終改正)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学文学部規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 21 条の規定に基づき、神戸大学文学部(以下「本学部」という。)の研究生に関する事項を定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学又は短期大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (3) 本学部において、前各号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の時期)

第 3 条 研究生の入学の時期は、4 月 1 日及び 10 月 1 日とする。ただし、特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(出願手続)

第 4 条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学文学部長(以下「学部長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 研究生入学願書(所定の用紙)
 - (2) 従来の研究内容及び今後の研究計画の概要
 - (3) 履歴書(所定の用紙)
 - (4) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
 - (5) 写真(出願前 3 月以内に撮影したもの)
 - (6) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
 - (7) その他本学部において必要と認める書類
- 2 在職者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、所属長の許可書を提出しなければならない。
- 3 日本に居住している外国人は、第 1 項各号及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前 30 日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第 5 条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、神戸大学文学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、面接を省略することができる。

(入学手続)

第 6 条 選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を文学部長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(授業料等)

第 7 条 研究生は、所定の期日までに、授業料を納付しなければならない。

2 研究に要する特別の費用は、研究生の負担とする。

(研究期間)

第 8 条 研究生の研究期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由により、研究の継続を願い出た者については、教授会の議を経て、1 年を限度として研究期間の延長を許可することができる。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度による研究生の研究期間については、2 年以内とする。

(研 究)

第 9 条 研究生は、指導教員の下で研究を行うものとする。

2 研究生は、指導教員の承認を得て、研究に関連のある授業を聴講することができる。ただし、聴講に際しては当該授業科目の担当教員の許可を受けなければならない。

3 研究生は、研究期間の終了に当たって、研究報告書を文学部長に提出しなければならない。

(退 学)

第 10 条 研究生が退学しようとするときは、指導教員を経て、文学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 11 条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長が除籍する。

(1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者

(2) 授業料納付の義務を怠る者

(研究証明書の交付)

第 12 条 研究事項について一定の成果をあげた者がその証明を願い出た場合には、研究証明書を交付することができる。

(雑 則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 9 日から施行し、改正後の神戸大学文学部研究生規程の規定は、平成 24 年 7 月 9 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

4 学部（教務関係内規等）

履修科目の登録の上限の取扱に関する内規

平成 13 年 1 月 10 日 決 定
平成 16 年 7 月 28 日 改 正
平成 23 年 2 月 7 日 改 正
令和 2 年 1 月 22 日 改 正

- 1 教育職員免許状取得に関する科目のうち、教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目及び学芸員資格取得に関する科目の単位は、文学部規則第 7 条に規定する履修科目の登録の上限単位数には含めない。
- 2 前年度に 38 単位以上修得し、その修得した単位数の 3/4 以上が秀又は優である学生については、履修科目の登録の上限を超えて登録することを認める。

附 則

この内規は平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 23 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者は、改正後の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

単位の取扱内規

平成 28 年 3 月 7 日 決 定
令和 2 年 2 月 19 日 改 正

- 1 講義は原則として 1 セメスターで完結する。
- 2 クォーター開講のセメスター的運用科目は、クォーターごとに単位を分割して与えない。
- 3 繰り返し履修しても単位を与えない講義については、開講に当たってその旨を明示する。
- 4 上記の取扱いは演習にも適用する。
- 5 他学部の学生にもこの取扱いを適用する。

附 則

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

レポート取扱内規

- 1 レポートは定められた期限までに事務室に提出しなければならない。
- 2 事務室を経由せず直接担当教員に提出したものは無効とする。
- 3 やむを得ない事情のため期限までに提出できない場合は当該科目の担当教員の許可を受けて所定の様式により提出期限延期願を提出締切期日までに事務室に提出しなければならない。
- 4 前項の提出猶予期間は 1 週間を超えることはできない。
- 5 所定の手続を経ずして提出期限に遅れたレポートは受理しない。

文学部特別試験に関する内規

平成 28 年 2 月 8 日 制定

令和 3 年 4 月 28 日 改正

第 1 条 神戸大学文学部規則（平成 5 年 3 月 26 日制定）第 13 条第 2 項の規定に基づき、特別試験に関する事項について定める。

第 2 条 特別試験は原則として行わないが、次の各号の一に該当する場合は、文学部教授会の議を経て行うことがある。

- (1) 急性の病気
- (2) 忌引（配偶者、二親等内の親族）
- (3) 不慮の事故（自損、他損を問わない。）
- (4) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
- (5) 大学の授業科目として行われる実習（教育実習、介護体験、学外での調査・見学等）
- (6) その他やむを得ない事由

2 前項第 2 号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 配偶者又は父母 7 日以内
- (2) 子 5 日以内
- (3) 配偶者の父母 3 日以内
- (4) 二親等の親族 3 日以内

第 3 条 特別試験の願い出は、事由を明記した特別試験受験願（所定の用紙）に医師の診断書（治療期間の明記されたものに限る）又は相当の説明書等を添付して文学部長に提出するものとする。

第 4 条 特別試験受験願の提出期限は当該定期試験終了後 1 週間以内とする。

第 5 条 特別試験の実施時期は原則として、許可後 1 週間以内とする。

第 6 条 定期試験期間以外に実施される試験についても取扱いを同じとする。

第 7 条 休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については、特別試験を行わない。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 3 年 4 月 28 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

文学部の成績評価基準に関する内規

平成 26 年 3 月 19 日制定

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学文学部規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 15 条の規定に基づき、成績評価基準(以下「基準」という。)及び成績について必要な事項を定めるものとする。

(成績評価の方法)

第 2 条 各授業科目における成績評価は、当該授業科目の目的に添って、定期期末試験等の結果、レポート等の提出状況、指示された課題への対応状況、授業への出席状況、授業への取組みと成果等を考慮して行うものとする。

(基準の設定)

第 3 条 基準は、各授業科目毎に当該授業担当教員が定める。

(基準の公表)

第 4 条 各授業科目の基準は、文学部のシラバスに記載して公表するものとする。

(成績)

第 5 条 成績は、合否により成績評価を行う実習等の授業科目を除き、100 点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

和文標語	英文標語	評点区分	評 価 基 準
秀	S	90点以上	学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
優	A	80点以上90点未満	学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
良	B	70点以上80点未満	学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
可	C	60点以上70点未満	学修の目標を達成している。
不可	F	60点未満	学修の目標を達成していない。

※ この基準は平成 24 年 4 月 1 日以降に入学した者に適用する。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

令和3年5月26日 制定

この申合せは、学生から文学部・人文学研究科において開講している授業科目の成績評価に対する申し立てがあった場合に、成績評価の透明性、厳格性を確保するため、必要な手続きについて定めるものとする。

(申し立ての理由)

学生は、受講した授業科目の成績評価について、当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は、文学部長・人文学研究科長に申し立てを行い、成績評価について授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

(申し立ての手続き)

成績評価に対する申し立ては、成績発表後、原則として1週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により記入し、人文学研究科教務学生係に提出することとする。

(申し立てへの対応)

申し立てを受けた授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し、成績評価について速やかに人文学研究科教務学生係を通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等が書面により文学部・人文学研究科長に報告することとする。

附 則

この申合せは、令和3年5月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

試験及び論文・レポートにおける不正行為に関する申合せ

(平成 29 年 1 月 25 日制定)

(令和 4 年 2 月 17 日改正)

1. 定期試験または授業中における試験において、試験時間中に以下の行為を行った場合、または行おうとした場合は、不正行為と認定することがある。

- (1) 受験のために許可された携帯品以外を机上または机の中に置いていた場合
- (2) 持ち込みが許可されていないノート、教科書、配付資料、参考書、メモ等を参照していた場合
- (3) 他人の答案を写す、または他人に答案を写させた場合
- (4) 代理受験させた、または代理受験をした場合
- (5) 試験内容について私語を交わす等、試験を妨害した場合
- (6) 試験監督者の指示に従わなかった場合
- (7) 以上に類する行為を行った場合

2. 論文・レポート作成において以下の行為を行った場合は、不正行為と認定することがある。

- (1) 他人のレポート内容を書き写す、または書き換えた場合
- (2) 盗用・剽窃(他の著作物や WEB 上の情報の出典を明記せず利用する等の行為)を行った場合
- (3) データ等の改ざん・捏造を行った場合
- (4) 以上に類する行為を行った場合

3. 不正行為と疑われる事案が発生した場合、授業担当教員は教務委員と共に当該学生の面談を行い、不正行為と認定された場合には事実確認書を提出させる。

4. 不正行為と認定された場合、原則として当該学期の全履修科目の成績を無効とする。処分については、教務委員会の議を経て人文学研究科又は文学部教授会が決定する。不正行為者の所属部局が異なる場合、研究科長又は学部長は、不正行為者の事実確認書を添付の上、所属研究科又は学部へ通知する。

なお、教養教育院、他研究科又は他学部等から不正行為の通知があった場合も同様の処置を行う。

附 則

この申合せは、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

卒業論文取扱に関する内規

平成 20 年 11 月 19 日 最終改正

- 1 卒業論文を提出する者は、卒業論文提出締切日の属する学期末までに、卒業に必要な所定の期間在学し、かつ所要の単位を修得する見込みの者でなければならない。
- 2 卒業論文の提出期限は 1 月 10 日までとする。ただし、9 月卒業予定の者は 7 月 10 日までとする。
- 3 卒業論文を提出する者は、卒業論文を提出する前年度の 12 月 20 日までに指導教員の承認を受けて研究テーマ届を提出しなければならない。
- 4 卒業論文を提出する者は、卒業論文提出年度の 11 月 15 日までに指導教員の承認を受けて卒業論文題目届を提出しなければならない。ただし、9 月卒業を予定する者は、卒業論文提出年度の 5 月 31 日までに提出しなければならない。
- 5 卒業論文の書式・様式は、各専修の指導教員の指示によるものとする。ただし、原則として、枚数は 50 枚程度（400 字詰原稿用紙、ワープロの場合は換算）とする。
- 6 卒業論文について口頭試問を行う。
- 7 卒業論文の評価は、審査教員の総合判定による。
- 8 第 2 項から第 4 項における提出期限が土・日曜日に当たるときは、その次の月曜日とする。ただし、当該月曜日が祝日に当たるときは、その次の火曜日とする。
- 9 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定めるところによる。

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和 4 年 10 月 5 日から施行する。
- 2 この内規施行の際に卒業論文題目届を提出している学生については、なお従前の例による。

専修別学生収容限度数について

各専修別学生収容限度数は、次のとおりとする。

哲 学	24	国 文 学	24	日本史学	12	心 理 学	12	社 会 学	18
		中国文学	8	東洋史学	16	言 語 学	9	美術史学	8
		英米文学	16	西洋史学	16	芸 術 学	8	地 理 学	6
		ドイツ文学	6						
		フランス文学	6						

適用 平成 22 年度（10 年度）入学者より

専修の所属変更に関する内規

（平成 5 年 2 月 23 日 決 定）

（平成 16 年 4 月 1 日 改 正）

- 1 専修の所属変更は、2 年次後期以降とする。
- 2 所属変更の願い出の期限は、変更を希望する学期の 3 か月前までとする。
- 3 専修の変更を希望する者は、現に所属する専修の教員並びに変更先の関係教員の承認を得て、学部長に「専修所属変更願」を提出するものとする。
- 4 学部長は、教授会の議を経て、これを許可する。

外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申合せ

平成 5 年 2 月 23 日決定

平成 15 年 5 月 28 日改正

平成 16 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 28 日改正

外国人留学生が、神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）別表に掲げられた以下の授業科目の単位を修得したときは、これらの単位を 6 単位を限度として、卒業に必要とされる外国語科目の単位数に算入することができる。

日本語ⅠA（0.5 単位）、日本語ⅠB（0.5 単位）、日本語ⅡA（0.5 単位）、日本語ⅡB（0.5 単位）、
日本語ⅢA（0.5 単位）、日本語ⅢB（0.5 単位）、日本語ⅣA（0.5 単位）、日本語ⅣB（0.5 単位）、
日本語ⅤA（0.5 単位）、日本語ⅤB（0.5 単位）、日本語ⅥA（0.5 単位）、日本語ⅥB（0.5 単位）、
日本語ⅦA（0.5 単位）、日本語ⅦB（0.5 単位）、日本語ⅧA（0.5 単位）、日本語ⅧB（0.5 単位）、
日本事情ⅠA（0.5 単位）、日本事情ⅠB（0.5 単位）、日本事情ⅡA（0.5 単位）、日本事情ⅡB（0.5 単位）

附 則

この申合せは、平成 15 年 5 月 28 日から実施し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この申合せは、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 3 年 4 月 28 日から実施し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

入学前の既修得単位の認定に関する内規

(平成 5 年 2 月 23 日 決 定)

(平成 22 年 9 月 22 日 改 正)

(平成 28 年 3 月 7 日 改 正)

(平成 29 年 2 月 15 日 改 正)

(令和 2 年 1 月 22 日 改 正)

第 1 条 この内規は、学生が本学部に入學する前に大学又は短期大学(以下「大学等」という。)において修得した授業科目の単位の認定について定めるものとする。

第 2 条 本学以外の大学等で修得した授業科目の単位で、認定できる単位及びその単位数の限度は、神戸大学文学部規則(以下「規則」という。)別表第 1 のイ、ロに定める授業科目でその合計単位数は 60 単位を超えないものとする。ただし、規則別表第 1 のイに定める授業科目の区分等のうち、認定できる単位数の上限は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|--|---------------|
| (1) 基礎教養科目(哲学, 心理学A,
心理学B, 倫理学を除く。) | 8 単位 |
| (2) 総合教養科目 | 8 単位 |
| (3) 外国語科目 | 英語
その他の外国語 |
| | 4 単位
4 単位 |
| (4) 情報科学 | 1 単位 |
| (5) 健康・スポーツ科学 | 2 単位 |

2 本学において修得した授業科目の単位で、認定できる単位は、規則別表第 1 のイ、ロに定める授業科目とする。

第 3 条 既修得単位の認定を受けようとする者は、入學した年度の指定の期日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 申請書(別紙様式)
- (2) 卒業証明書又は在籍期間証明書
- (3) 成績証明書及び講義内容を明示できるもの(シラバス、講義要項等)

第 4 条 第 2 条第 1 項の規定による既修得単位の認定は、申請した授業科目ごとに試験(筆記又は口頭)又は書類審査により行う。

2 第 2 条第 2 項の規定による既修得単位については、書類審査により行う。

第 5 条 認定された授業科目の成績の表示は、「認定」とする。

附 則

この内規は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式(略)

神戸大学文学部学生の留学に関する内規

平成 27 年 4 月 22 日 改 正

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 40 条並びに神戸大学文学部規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 9 条の規定により学生が留学する場合の取扱いについて定める。

(留学機関)

第 2 条 留学が認められる外国の大学は、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育研究機関で、あらかじめ本学部と協定を結んでいるものとする。

2 前項に規定するもののほか、事前協定を欠いている場合でも、次の各号に掲げる要件に基づき、本学部において適当と認められた外国の大学については、学生の留学を認めることがある。

(1) 留学する大学における教育課程が明らかであること。ただし、教育課程が明らかでない場合は、留学目的に関係する授業科目、担当教員、当該授業開講期間、授業時間数等が明らかなこと。

(2) 留学する大学において指導を受ける教員、又は受入れ責任者の承認を得ていること。

(留学の許可申請)

第 3 条 外国の大学へ留学する学生は、次の書類を提出して、留学の許可を申請するものとする。ただし、必要に応じてその他の書類の提出を求めることがある。

(1) 留学許可申請書

(2) 外国の大学の入学許可書(写)

(修業年限への算入)

第 4 条 許可を受けて留学した期間は、1 年を限度として、修業年限に算入する。

(単位の認定)

第 5 条 外国の大学で履修した授業科目の単位については、留学した学生に次の書類を提出させ、教授会の議を経て認定する。

(1) 留学した大学の単位認定書、成績証明書又はこれらに代わる証明書

(2) 留学した学生の履修報告書

2 省略

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 22 日から施行する。

協定に基づき留学する学生の定期試験の取扱いに関する申合せ

(平成 29 年 4 月 26 日制定)

1. 協定に基づき留学する学生、または神戸大学の海外教育プログラムに参加する学生が、人文学研究科・文学部の専門科目の定期試験を受験できない場合には、定期試験の実施日の変更を認めることがある。
2. 前項に該当する学生で定期試験の実施日の変更を希望する者は、人文学研究科・文学部教務学生係に別紙様式により申し出ることとする。
3. 定期試験の実施日の変更は、授業担当教員の内諾を得た上で、教務委員会及び人文学研究科・文学部教授会の議を経て行う。
4. 試験の実施は、授業担当教員の指示する方法による。

附 則

この申合せは、平成 29 年 5 月 1 日から適用する。

令和 年 月 日

人文学研究科・文学部長 殿

専攻（専修）名

学籍番号

氏 名

携帯番号

協定に基づく留学に伴う人文学研究科・文学部科目の
定期試験実施日変更願

このことについて、下記のとおり定期試験の実施日を変更していただきますようお願いいたします。

記

1. 留学先（国名・機関名）

2. 留学目的

3. 留学期間

自令和 年 月 日 ～ 至令和 年 月 日
(令和 年 月 日出国予定)

4. 授業科目

開 講 曜 日／時 限	授 業 科 目 名	担 当 教 員 名
/		
/		
/		
/		
/		

交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令時における授業，定期試験の休講措置の取扱い

昭和 63 年 9 月 14 日 決 定
令和 2 年 1 月 22 日 改 正
令和 3 年 6 月 9 日 最終改正

交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令時の対応については，下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 交通機関の運休の場合

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合，当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

(1) JR 西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))，阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))のうち2線が同時に運休した場合

(2) 神戸市バス 16 系統及び 36 系統が同時に運休した場合

ただし，次の場合は授業を実施する。

- ① 午前 6 時までに，交通機関が運行した場合は，1 時限目の授業から実施する。
- ② 午前 10 時までに，交通機関が運行した場合は，午後 1 時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後 2 時までに，交通機関が運行した場合は，午後 5 時以降に開始する授業から実施する。

2. 気象警報の発表の場合

神戸市に警報(ただし暴風，大雪，暴風雪に限る)又は特別警報が発表された場合，当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

なお，気象警報が広域に発表された場合は，神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし，次の場合は授業を実施する。

- (1) 午前 6 時までに，気象警報が解除された場合は，1 時限目の授業から実施する。
- (2) 午前 10 時までに，気象警報が解除された場合は，午後 1 時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後 2 時までに，気象警報が解除された場合は，午後 5 時以降に開始する授業から実施する。

3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

文学部の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合，当日のその後に開始する全ての授業(定期試験を含む)を休講とする。ただし，午前 6 時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は，1 時限目の授業から実施する。

4. 休講の周知方法

交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は，学内掲示板，うりぼーネット，各学部及び各研究科のホームページ等により，あらかじめ周知するものとする。

- (注) 1. 交通機関の運休とは，事故，気象現象，地震，その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり，通学が困難な場合をいう。
2. 気象警報は，「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。
3. 気象警報の発表及び解除，避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は，テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については，授業を行うことがある。ただし，避難指示・

緊急安全確保の発令の場合は除く。

5. このほか、必要な事項は各学部又は各研究科において別に定める。
6. この申合せは、令和3年5月20日から適用する。

文学部再入学に関する申合せ

平成 29 年 7 月 19 日制定

1. 目的

本申合せは、神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 15 条に基づき、神戸大学文学部（以下、「本学部」という。）への再入学に関する必要な事項について定めるものとする。

2. 出願資格

出願資格を有する者は、以下の 3 つの条件をともに満たす者とする。

- (1) 本学部に籍を置き、事情により退学を許可された者、または除籍された者。
- (2) 修業年限の 2 倍の在学期間を越えていないこと。
- (3) 再入学の時点で、退学または除籍から 10 年未満の者。

3. 推薦

再入学を願い出る者は、本学部教員 2 名の推薦を得る必要がある。

4. 推薦基準

本学部への再入学は、学士号の取得が確実と認められる者に限定する。推薦者は、特にこの点を十分に考慮して推薦する。

5. 出願手続

再入学を希望する者は、次の書類等を取りそろえ、再入学を希望する学期の 3 ヶ月前までに、教務学生係に提出するものとする。

- 1 再入学願書及び履歴書（本学部所定の様式）
- 2 再入学を希望する理由書（800 字程度）
- 3 推薦書（本学部教員 2 名の推薦書）
- 4 再入学への出願を許可する旨の勤務先所属長発行の書類（在職者のみ）
- 5 検定料（本学部入学試験検定料と同じ額）
- 6 既に日本に居住している外国人は住民票の写し（提出日前 30 日以内に作成され、在留資格等が明記されているもの、またはこれに代わる書類）

※ただし、国内に在留していない者は、入学時に提出するものとする。

6. 選考方法

再入学希望者に対する選考は、選考を行うことについての教務委員会、教授会での議を経た上で、当該専修の教員あるいは正副教務委員による書類審査及び面接によって行う。

面接は原則として再入学を希望する学期の2ヶ月前までに行うものとする。

合格判定は、本学部の教務委員会、教授会で行う。

選考結果については、教授会で判定後に出願者に通知する。

7. 再入学条件

教務委員会が再入学は適切と判断した場合は、正副教務委員は下記の事項についての教授会原案を作成する。

- (1) 再入学年次
- (2) 標準修業年限
- (3) 最長在学年限は、中途退学等の在学期間（6ヶ月未満の端数は切り捨てる。）と通算する。
- (4) 休学可能年限
- (5) 適用される規則（再入学の年度のもの適用される）
- (6) 旧在籍期間中の既修得単位の認定
- (7) 再入学後に修得すべき単位数

附 則

この申合せは、平成30年4月1日から実施する。

5 神戸大学学位規定等

神戸大学学位規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 16 年 12 月 28 日 平成 17 年 12 月 20 日
平成 19 年 3 月 20 日 平成 20 年 3 月 18 日
平成 21 年 3 月 18 日 平成 22 年 3 月 23 日
平成 23 年 11 月 24 日 平成 25 年 4 月 23 日
平成 25 年 10 月 29 日 平成 27 年 3 月 31 日
平成 27 年 9 月 29 日 平成 28 年 3 月 22 日
平成 29 年 3 月 21 日 平成 30 年 3 月 30 日
令和 3 年 3 月 30 日 令和 4 年 3 月 29 日
令和 5 年 3 月 28 日

(趣 旨)

第 1 条 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項の規定により、神戸大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学 位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位の授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本学大学院研究科(以下「研究科」という。)の修士課程を修了した者
- (2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位の授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

- (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。(この確認を以下「学力の確認」という。)
- (2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

第 6 条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 研究科の専門職大学院の課程(次号の課程を除く。)を修了した者
- (2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

(研究科の在学者の論文等提出手続)

第 7 条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第 67 条に規定する特定の課題についての研究の成果は、当該研究科長に提出するものとする。

- 2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。
- 3 学位論文は、修士の場合は 1 編、1 通を、博士の場合は 1 編、3 通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。
- 4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

- 5 第1項に定める研究の成果(以下「研究の成果」という。)の提出に関することは、各研究科において別に定める。

(研究科の在学者の論文等審査)

- 第 8 条** 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。
- 2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授1人を含めなければならない。
- 3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第1項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。
- 4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者(修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者)にも調査を委嘱することができる。

(研究科の在学者の最終試験)

- 第 9 条** 審査委員及び前条第4項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。
- 2 最終試験の期日は、その都度公示する。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出手続)

- 第 10 条** 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料 57,000 円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。
- 2 本条の規定による論文の提出については、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

(博士課程を経ない者の論文審査及び試験)

- 第 11 条** 学長は、前条第1項の規定による学位論文の提出があったときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第8条の規定に準じて論文の審査を、第9条の規定に準じて試験を行わせるものとする。
- 2 前項の学位論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

(博士課程を経ない者の学力の確認)

- 第 12 条** 研究科長は、前条第1項の規定により学長から論文審査を付託されたときは、教授会において学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。
- 2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。
- 3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。
- 4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認)

- 第 13 条** 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。
- 2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

(論文及び審査料の不返還)

- 第 14 条** 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。
2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

(修士及び博士の学位授与の審議)

- 第 15 条** 研究科長は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第 12 条の規定により学力を確認された者及び第 13 条第 2 項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。
2 前項の教授会は、当該教授会構成員の 3 分の 2 以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の 3 分の 2 以上の賛成があることを要する。

(学位授与の申請)

- 第 16 条** 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものについて、教授会の議を経て、学長に申請するものとする。
2 前項の申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。
(1) 授与しようとする学位(専攻分野の名称を付記したもの)
(2) 授与しようとする年月日
(3) 博士の場合は、第 5 条第 1 項又は第 2 項のいずれの規定によるかの別
(4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨
(5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項
(6) 第 5 条第 2 項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項
3 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については、教授会の議を経て、その旨を学長に申請するものとする。

(学位の授与)

- 第 17 条** 学長は、第 3 条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。
2 学長は、前条に規定する申請に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与をすべきか否かを決定し、当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。
3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

- 第 18 条** 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

- 第 19 条** 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。
2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、当該教授会の議を経て、やむを得ない理由があると認められた場合は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

(専攻分野等の名称等)

- 第 20 条** 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。
2 修士又は博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。
3 専門職学位の名称は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

4 教学規則第 65 条第 2 項の規定に基づき、共同の研究指導を受けた者に博士の学位を授与するに当たっては、博士論文共同指導により授与する旨を付記するものとする。

(学位の名称)

第 21 条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

第 22 条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

3 教授会が前 2 項の規定による議決をする場合には、第 15 条第 2 項の規定を準用する。

(様 式)

第 23 条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

(補 則)

第 24 条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)附則第 4 項に規定する海事科学部の課程を卒業した者及び自然科学研究科の専攻を修了した者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、別表の規定にかかわらず、商船学又は工学とするものとする。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日)

この規程は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 20 日)

この規程は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日)

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 19 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 18 日)

1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 20 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 18 日)

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 文学研究科及び文化科学研究科が存続する間、改正後の第 8 条第 1 項中「教授会」とあるのは「教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)」と、同条第 3 項及び第 4 項並びに第 11 条から第 22 条までの規定中「教授会」とあるのは「教授会等」と読み替えて適用する。

附 則(平成 22 年 3 月 23 日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 11 月 24 日)

この規程は、平成 23 年 11 月 24 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 23 日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 23 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の神戸大学学位規程(以下「新学位規程」という。)第 18 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 新学位規程第 19 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 10 月 29 日)

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 29 日)

この規程は、平成 27 年 9 月 29 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 22 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 21 日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 29 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 30 日)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 3 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 3 月 29 日)

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に EU エキスパート人材養成プログラムを履修している者については、改正後の第 20 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年 3 月 28 日)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第20条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学 部 名 等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際人間科学部	学術又は教育学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部保健学科	看護学, 保健衛生学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
海洋政策科学部	海洋政策科学又は商船学

別表第2(第20条第2項関係)

修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称


研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術, 教育学又は理学	学術, 教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学研究科	バイオメディカルサイエンス又は医工学	医学又は医工学
保健学研究科	保健学	保健学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学, 工学, 学術又は計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学, 工学又は学術
国際協力研究科	国際学, 経済学, 法学又は政治学	学術, 法学, 政治学又は経済学
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション	科学技術イノベーション

別表第3(第20条第3項関係)


専門職学位の名称

研 究 科 名	学位の名称
法学研究科	法務博士(専門職)
経営学研究科	経営学修士(専門職)

別記様式第 1 (第 3 条により学位を授与する場合)

		○第		号
学		位		記
		氏		名
		年		月 日生
本学○○学部○○○○所定の課程を修め本学を卒業したので学士(○○)				
の学位を授与する				
年		月		日
		神 戸 大 学 長 氏		名 園

別記様式第 2 (第 4 条第 1 号により学位を授与する場合)

				修
				第
				号
				学
				位
				記
年		氏		
神 戸 大 学		年		月 日生
月		月		
日		日		
を修了したので修士(○○)の学位を授与する				
本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程				

別記様式第3（第4条第2号により学位を授与する場合）

修 第 号	学 位 記	大学印	年 氏 月 名 日 生	年 月 日 神 戸 大 学	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程 の前期課程を修了したので修士(○○)の学位 を授与する
-------------	-------------	-----	-------------------	---------------------	---

別記様式第5（第5条第1項により学位を授与する場合）

博 い 第 号	学 位 記	大学印	年 氏 月 名 日 生	年 月 日 神 戸 大 学	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程 を修了したので博士(○○)の学位を授与する
------------------	-------------	-----	-------------------	---------------------	--

別記様式第 6 (第 5 条第 2 項により学位を授与する場合)

年 月 日 神戸大学	本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する	大学印	氏名 年 月 日 生	学位記	博 ろ 第 号
---------------------	---	-----	---------------	-----	------------------

別記様式第 7 (第 6 条第 1 号により学位を授与する場合)

年 月 日 神戸大学	本学大学院○○研究科○○専攻の専門職大学院の課程を修了したので○○修士(専門職)の学位を授与する	大学印	氏名 年 月 日 生	学位記	専 第 号
---------------------	--	-----	---------------	-----	-------------

別記様式第 8 (第 6 条第 2 号により学位を授与する場合)

年 月 日 神戸大学	学位を授与する 院の課程を修了したので法務博士(専門職)の 本学大学院○○研究科○○専攻の法科大学	大学印	氏名 年 月 日 生	学位記	法 第 号
---------------------	---	-----	------------------	-----	-------------

別記様式第 9、10、12、13、14、15、16 略

神戸大学学位規程人文学研究科細則

(平成 19 年 3 月 30 日 制 定)

(平成 21 年 3 月 31 日 改 正)

(平成 27 年 3 月 31 日 改 正)

(令和 3 年 1 月 29 日 改 正)

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、神戸大学学位規程(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「規程」という。)第 24 条の規定に基づき、神戸大学大学院人文学研究科(以下「研究科」という。)において規程の施行に必要な事項を定めるものとする。

(修士論文の提出期限及び論文題目の届出)

第 2 条 規程第 7 条第 1 項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「修士論文等」という。)の提出期限は、1 月 16 日とする。ただし、指導教員の認める理由により期限内に修士論文等を提出しなかった者及び修士論文等の審査に合格しなかった者は、次年度の 7 月 15 日までに修士論文等を提出することができる。提出締切日が休日に当たるときは、その翌日とする。

2 修士論文等を提出しようとする者は、前項に定める修士論文等提出期限の 2 か月前までに指導教員の承認を経て、修士論文等の題目を神戸大学大学院人文学研究科長(以下「研究科長」という。)に届出なければならない。

3 修士論文は、日本文の場合 400 字詰原稿用紙 100 枚程度、欧文の場合タイプ用紙 1 行おき 50 枚程度のものとする。

(博士論文の提出)

第 3 条 規程第 7 条第 1 項に規定する博士論文の提出期間は、7 月 1 日から 7 月 10 日まで、及び 12 月 1 日から 12 月 10 日までとする。

2 規程第 10 条第 1 項及び第 13 条第 1 項に規定する学位論文は、随時提出することができる。

(修士論文の審査委員)

第 4 条 規程第 8 条第 2 項及び第 3 項に規定する修士論文の審査委員は、指導教員を含め 3 人とする。

2 前項の審査委員のうち 1 人は、常勤の講師又は助教をもって充てることができる。

(博士論文の審査委員)

第 5 条 規程第 8 条第 1 項及び第 3 項に規定する博士論文の審査委員は、あわせて 3 人以上とする。

(最終試験及び試験の実施期日)

第 6 条 規程第 9 条に規定する最終試験は、神戸大学大学院人文学研究科教授会(以下「教授会」という)の議を経て研究科長が定めるところによる。

(雑 則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

人文学研究科の課程博士学位に関する内規

(平成 19 年 3 月 20 日 制 定)

(令和 27 年 4 月 22 日 一部改正)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学大学院人文学研究科（以下「研究科」という。）において授与する課程博士の学位の種類及び学位論文審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第 2 条 研究科において授与する学位は、博士とする。

2 前項の学位を授与するに当たっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。
文学又は学術

(学位論文等の提出)

第 3 条 学位論文の審査を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類等を指導教員の承認を得て、研究科長に提出するものとする。

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 学位論文審査願 | 1 部 |
| (2) 学位論文提出承認書 | 1 部 |
| (3) 論文目録 | 1 部 |
| (4) 学位論文 | 5 部 |
| (5) 論文内容の要旨(4,000 字程度、日本文による) | 7 部 |
| (6) 履歴書 | 1 部 |
| (7) その他参考論文等 | 各 1 部 |

2 学位論文等の提出期間は、12 月 1 日から 12 月 10 日まで及び 7 月 1 日から 7 月 10 日までとする。

3 指導教員は、教授会において、提出された学位論文の要旨、学位の種類等に関し、意見を述べるものとする。

(審査委員)

第 4 条 提出のあった学位論文の審査及び最終試験を行うため、教授会において、学位論文提出者ごとに 5 名以上の審査委員を選出する。

(最終試験)

第 5 条 審査委員は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭により最終試験を行う。

2 審査委員が必要と認めた場合は、筆答による最終試験を行うことがある。

3 最終試験は、論文審査終了後 1 ヶ月以内に行うものとする。

4 第 1 項に規定する最終試験は、公開により行うことがある。

(審査結果の報告)

第 6 条 審査委員は、論文審査及び最終試験が終了したときは、次に掲げる事項を教授会に報告しなければならない。

- (1) 学位論文の審査結果の要旨
- (2) 最終試験の結果の要旨
- (3) 授与しようとする学位（専攻分野の名称を付記したもの）

(雑 則)

第 7 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 22 日から施行する。

人文学研究科の論文博士学位に関する内規

(平成 19 年 3 月 20 日 制 定)

(平成 27 年 4 月 22 日 一部改正)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学大学院人文学研究科（以下「研究科」という。）において授与する論文博士の学位の種類及び学位論文審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第 2 条 研究科において授与する学位は、博士とする。

2 前項の学位を授与するに当たっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

文学又は学術

(学位論文等の提出)

第 3 条 学位の授与を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類等を、提出する学位論文の内容に関係の深い学術領域の教員の推薦を受けたいえ、研究科長に提出するものとする。

- | | |
|--------------------------------|-------|
| (1) 学位申請書 | 1 部 |
| (2) 論文目録 | 1 部 |
| (3) 学位論文 | 5 部 |
| (4) 論文内容の要旨(4,000 字程度、日本語による) | 7 部 |
| (5) 履歴書 | 1 部 |
| (6) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書 | 各 1 部 |
| (7) 研究業績書（主要論文等を添付すること） | 1 部 |

2 前項に規定する学位授与の申請は、随時行うことができる。

3 提出のあった学位論文等は、人文学研究科教務学生係において仮受付をする。

4 学位論文を推薦した教員は、教授会において、学位申請者の経歴、学位論文の要旨、研究業績等に関し意見を述べるものとする。

(予備審査委員会)

第 4 条 教授会は、提出のあった学位論文を受理すべきか否か及び学位の専攻分野の名称の適否を検討するため、学位論文提出者ごとに予備審査委員会を置く。

2 予備審査委員会は、学位論文を推薦した教員及び教授会において選出する 2 名の委員で構成する。

3 予備審査委員会は、審査の結果を速やかに教授会に報告するものとする。

(学位論文の受理)

第 5 条 教授会は、予備審査委員会の審査結果の報告に基づき、当該論文を受理すべきか否かについて決定するものとする。

2 前項の決定については、出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

(学長への進達)

第 6 条 研究科長は、前条の規定により受理決定された当該論文を、学長に進達するものとする。

(審査委員)

第 7 条 学長から論文審査の付託があったときは、学力の確認、学位論文の審査及び試験を行うため、教授会において、学位論文提出者ごとに 5 名の審査委員を選出する。

(学力の確認)

第 8 条 審査委員は、研究科の課程を修了した者と同等以上の学力があることを確認するため、筆答又は口頭により試問を行う。

2 試問は、研究科における授業科目のうち、審査委員の定めるもの及び語学 2 カ国語について行う。

3 前項の試問を行う際に、審査委員が必要と認めるときは、教授会の議を経て審査委員以外の教員にも試問を委嘱することができる。

4 審査委員が学位申請者の学歴、業績に基づいて学力の確認を行いうると判断した場合は、試問を省略することができる。

(試 験)

第 9 条 審査委員は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭により試問を行う。

2 審査委員が必要と認めた場合は、筆答による試験を行うことがある。

3 第1項に規定する試験は、公開により行うことがある。

(学力の確認及び試験の実施時期)

第 10 条 前2条に規定する学力の確認及び試験は、論文審査終了後1ヶ月以内に行うものとする。

(審査結果の報告)

第 11 条 審査委員は、論文審査及び学力の確認並びに試験が終了したときは、次に掲げる事項を教授会に報告しなければならない。

(1) 学位論文の審査結果の要旨

(2) 学力の確認及び試験の結果の要旨

(3) 授与しようとする学位（専攻分野の名称を付記したもの）

(雑 則)

第 12 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する

附 則

この内規は、平成27年4月22日から施行する。

神戸大学大学院人文学研究科学位論文評価基準

人文学研究科

神戸大学大学院人文学研究科は、学位論文について、研究科のディプロマ・ポリシーに基づき、以下の基準により総合的に評価する。

なお、この基準に定めるもののほか、必要なものは当該教育研究分野が定める。

修士論文の評価基準

1. 当該分野における学術上の創意工夫
2. 問題意識の明確さと課題設定の適切さ
3. 先行研究の検討・吟味の適切さ
4. 分析内容の独自性
5. 事実調査・文献資料等の取扱いの適切さ
6. 分析の明確さと論理的展開の一貫性
7. 表現・表記法の適切さ
8. 引用等の適切な処理と論文の体裁

博士論文の評価基準

1. 当該分野の学界に対する学術上の寄与
2. 当該分野以外の学術的研究への波及と社会的貢献
3. 問題意識の的確さと課題設定の明晰さ
4. 先行研究の検討・吟味の明晰さ
5. 分析内容の独創性
6. 事実調査・文献資料等の取扱いの的確さ
7. 分析の的確さと論理的展開の明晰さ
8. 表現・表記法の的確さ
9. 引用等の的確な処理を含む、学術論文に相応しい形式・文体上の卓越性

6 大学院人文学研究科（諸規則・内規等）

神戸大学大学院人文学研究科規則

(平成 19 年 3 月 20 日 制 定)

改正 平成 20 年 3 月 31 日 平成 21 年 2 月 16 日 平成 21 年 3 月 31 日
平成 22 年 3 月 1 日 平成 23 年 3 月 29 日 平成 24 年 3 月 21 日
平成 25 年 3 月 27 日 平成 26 年 3 月 26 日 平成 26 年 6 月 26 日
平成 27 年 3 月 31 日 平成 28 年 3 月 31 日 平成 28 年 9 月 30 日
平成 28 年 11 月 11 日 令和 2 年 3 月 31 日 令和 2 年 12 月 1 日
令和 3 年 3 月 31 日 令和 3 年 10 月 13 日 令和 5 年 3 月 31 日

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)及び神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)に基づき、神戸大学大学院人文学研究科(以下「研究科」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科における教育研究上の目的)

第 2 条 研究科は、人類がこれまで蓄積してきた人間及び社会に関する古典的な文献の原理論的研究並びにフィールドワークを重視した社会文化の動態的分析を通じ、新たな社会的規範及び文化の形成に寄与する教育研究を行う。

(課 程)

第 3 条 研究科の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、これを前期 2 年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期 3 年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し、前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(専攻、コース及び教育研究分野)

第 4 条 研究科に置く専攻、コース及び教育研究分野は、別表第 1 のとおりとする。

(各専攻における教育研究上の目的)

第 5 条 各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 文化構造専攻

人類がこれまで蓄積してきた人間及び社会に関する古典的な文献の原理論的研究を通じ、新たな社会的規範及び文化の形成に寄与する教育研究を行うとともに、前期課程においては、人文学の基礎的な方法を継承しつつ、個々の文化現象の現代的意味を問うことのできる基礎的能力を備え、人文学を知識基盤社会に活かすことのできる人材を養成することを目的とし、後期課程においては、人文学の高度な研究法を継承しつつ、新たな社会的規範及び文化の形成に寄与できる能力並びに共同研究を企画し、組織する能力を持つ人材を養成することを目的とする。

(2) 社会動態専攻

フィールドワークを重視した社会文化の動態的分析を通じ、新たな社会的規範及び文化の形成に寄与する教育研究を行うとともに、前期課程においては、社会文化の動態的分析の基礎的な能力を備え、人文学を知識基盤社会に活かすことのできる人材を養成することを目的とし、後期課程においては、社会文化の高度な動態的分析能力を備え、新たな社会的規範及び文化の形成に寄与できる能力並びに共同研究を企画し、組織する能力を持つ人材を養成することを目的とする。

(研究科長)

第 6 条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

(副研究科長)

第 7 条 研究科に、副研究科長 2 人を置く。

2 副研究科長は、研究科長の職務を補佐する。

3 副研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学資格)

第 8 条 前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)
 - (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、神戸大学大学院人文学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、研究科の前期課程に入学させることができる。
- (1) 大学に 3 年以上在学した者
 - (2) 外国において、学校教育における 15 年の課程を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 3 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第 118 号）
- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達したもの

(進 学)

第 9 条 神戸大学(以下「本学」という。)の大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程に進学を希望する者については、選考の上、進学させる。

(再 入 学)

第 10 条 研究科を中途退学した者又は除籍された者が、再入学を志願するときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(選考方法)

第 11 条 入学志願者に対する選考は、学力検査、口頭試問等により行う。

(教育方法)

第 12 条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)により行う。

(授業科目及び単位数)

第 13 条 研究科の授業科目及び単位数は、別表第 2 のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。ただし、その授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

(単位の基準)

第 14 条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

- (1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(指導教員)

第 15 条 研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という。)は、研究科に勤務する教授又は客員教授とする。ただし、必要があるときは、教授会の議を経て、研究科に勤務する准教授、講師若しくは助教又は客員准教授をもって充てることができる。

(授業科目の履修)

第 16 条 学生は、授業科目の履修に当たり、指導教員の承認を得て、学期の初めに所定の履修届を研究科長に提出しなければならない。

- 2 学生は、他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得た上、研究科長を経て、当該研究科長の許可を受けなければならない。
- 3 前期課程に在籍する学生は、学部の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得た上、研究科長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。
- 4 後期課程に在籍する学生は、前期課程の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得た上、研究科長の許可を受けなければならない。
- 5 第 2 項の規定により履修した他の研究科の授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、第 24 条に規定する単位として認めることができる。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第 17 条 学生は、教授会の議を経て、研究科と協定している他大学(外国の大学を含む。以下同じ。)の大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定に基づかずに、外国の大学の大学院の授業科目を履修することができる。
- 3 前 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、前期課程の学生に限り、15 単位を限度として研究科において修得したものとみなし、第 24 条に規定する単位として認めることができる。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第 17 条の 2 学生が教授会の議を経て、休学期間中に研究科と協定を締結している外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、研究科において修得したものとみなすことができる。
- 3 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、教授会の議を経て、前期課程の学生に限り、前条第 3 項により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて 15 単位を限度として、第 24 条に規定する単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 18 条 教学規則第 75 条の規定に基づく既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。

- 2 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定の期日までに必要な書類を研究科長に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により認定された単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前期課程の学生に限り、15 単位を限度(ただし、第 17 条第 3 項並びに前条第 1 項及び第 2 項の規定により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。)として、第 24 条に規定する単位として認めることができる。

(他大学大学院等の研究指導)

第 19 条 学生は、教授会の議を経て、研究科と協定している他大学の大学院又は研究所等(外国の研究機関を含む。)において研究指導を受けることができる。この場合において、当該研究指導を

受けることができる期間は、前期課程の学生にあつては1年、後期課程の学生にあつては2年を超えないものとする。

(留 学)

第 20 条 学生は、第 17 条及び前条の規定に基づき、外国の大学院又は研究機関に留学しようとするときは、研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、標準修業年限に算入する。

(休 学)

第 21 条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、研究科長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

2 休学期間は、通算して、前期課程にあつては2年、後期課程にあつては3年を超えることはできない。

(単位の授与)

第 22 条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験は、筆記試験、口頭試問又は研究報告等により行う。

(学位論文の審査及び最終試験)

第 23 条 学位論文の審査及び最終試験については、神戸大学学位規程(平成16年4月1日制定)及び神戸大学学位規程人文学研究科細則(平成19年3月30日制定)の定めるところによる。

(成績評価基準)

第 23 条の 2 教学規則第 73 条の 2 に規定する成績評価基準については、別に定める。

(課程の修了要件)

第 24 条 前期課程の修了要件は、前期課程に2年以上在学し、別表第3の定めるところに従って30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本研究科と協定を締結している外国の大学院とのダブルディグリー・プログラムによる交流学生(派遣学生・受入学生)に係る前期課程の修了要件については、別に定める。

3 博士課程の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、別表第3の定めるところに従って10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、後期課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

4 前3項の課程修了の認定は、教授会の議を経るものとする。

(学位の授与)

第 25 条 課程を修了した者には、その課程に応じ、修士又は博士の学位を授与する。

2 前項の学位を授与するに当たっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

前期課程 文 学

後期課程 文学又は学術

(特別聴講学生)

第 26 条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して、研究科長に願い出るものとする。

2 特別聴講学生の受入れの時期は、その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし、聴講期間は、当該授業科目の開講される学期末までとする。

(特別研究学生)

第 27 条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科において特別研究学生として研究指導を受けようとする者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

2 特別研究学生の研究期間は、原則として1年を超えないものとする。

(研究生)

第 28 条 研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生は、研究科担当の教員の指導の下に研究を行うものとする。

3 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 29 条 前期課程において教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前期課程において、所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表第4のとおりとする。

(雑 則)

第 30 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 28 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行し、改正後の第 8 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 17 条、第 17 条の 2 及び第 18 条の規定は、令和 2 年 6 月 30 日から適用する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 3 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、改正後の別表第 2 及び別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和 3 年 10 月 13 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 5 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表第 1 専攻、コース及び教育研究分野(第 4 条関係)

専 攻	講 座	コ ー ス	教 育 研 究 分 野
文化構造専攻	哲 学	哲 学	哲学, 倫理学
	文 学	文 学	国文学(国語学を含む。), 中国・韓国文学 英米文学, ヨーロッパ文学
社会動態専攻	史 学	史 学	日本史学, 東洋史学, 西洋史学
	知識システム	知識システム 論	心理学, 言語学(英語学を含む。), 芸術学
	社会文化 文化資源論	社会文化論	社会学, 美術史学, 地理学, 文化資源論(連携講座: 後期 課程のみ)

別表第2 授業科目及び単位数 (第13条関係)

前期課程

専攻等	授業科目	単位数					
研究 科 共 通 科 目	古典力基盤研究	2			国文学中世演習III	2	
	海港都市研究交流演習	2			国文学近世演習I	2	
	地域歴史遺産活用演習	2			国文学近世演習II	2	
	地域歴史遺産活用研究	2			国文学近代演習I	2	
	倫理創成論研究	2			国文学近代演習II	2	
	倫理創成論演習	2			国語学演習I	2	
	日本語日本文化教育演習	2			国語学演習II	2	
	多文化理解演習	2			国語学演習III	2	
	日本語教育研究I	2			国語学演習IV	2	
	日本語教育研究II	2			国語学演習V	2	
	日本語教育内容論I	2			国語学演習VI	2	
	日本語教育内容論II	2			国語学演習VII	2	
	日本語教育方法論I	2			国語学演習VIII	2	
	日本語教育方法論II	2			中国古典文学特殊研究I	2	
	日本語教育方法論III	2			中国古典文学特殊研究II	2	
	日本語研究	2			中国現代文学特殊研究I	2	
	日本社会文化演習I	2			中国現代文学特殊研究II	2	
	日本社会文化演習II	2			中国語学特殊研究	2	
	グローバル人文学特殊研究※	2			中国思想史特殊研究	2	
	比較現代日本論特殊研究※	2			韓国文学特殊研究I	2	
	比較日本文化産業論特殊研究※	2			韓国文学特殊研究II	2	
	グローバル対話力演習I※	2			中国古典文学演習I	2	
	グローバル対話力演習II※	2			中国古典文学演習II	2	
	アカデミック・ライティングI※	2			中国古典文学演習III	2	
	アカデミック・ライティングII※	2			中国古典文学演習IV	2	
	オックスフォード夏季プログラム※	2			中国現代文学演習I	2	
	海外日本語日本文化教育実習	2			中国現代文学演習II	2	
	臨時科目1	1			中国語学演習	2	
	臨時科目2	2			韓国文学演習	2	
	文化 構 造 専 攻	選 択 科 目	哲学特殊研究I	2	文化 構 造 専 攻	選 択 科 目	英米文学特殊研究I
哲学特殊研究II			2	英米文学特殊研究II			2
哲学特殊研究III			2	英米文学特殊研究III			2
哲学史特殊研究I			2	英米文学特殊研究IV			2
哲学史特殊研究II			2	英米文学特殊研究V			2
哲学演習I			2	英米文学特殊研究VI			2
哲学演習II			2	英米文学特殊研究VII			2
哲学演習III			2	英米文学特殊研究VIII			2
哲学史演習			2	英米文学特殊研究IX			2
倫理学特殊研究I			2	英米文学特殊研究X			2
倫理学特殊研究II			2	英米文学演習I			2
現代思想特殊研究			2	英米文学演習II			2
倫理学演習I			2	英米文学演習III			2
倫理学演習II			2	英米文学演習IV			2
現代思想演習			2	英米文学演習V			2
国文学特殊研究I			2	英米文学演習VI			2
国文学特殊研究II			2	英米文学演習VII			2
国文学特殊研究III			2	英米文学演習VIII			2
国文学特殊研究IV			2	英米文学演習IX			2
国文学特殊研究V			2	英米文学演習X			2
国文学特殊研究VI			2	ドイツ文学特殊研究I			2
国語学特殊研究I			2	ドイツ文学特殊研究II			2
国語学特殊研究II			2	ドイツ文学特殊研究III			2
国語学特殊研究III			2	ドイツ文学特殊研究IV			2
国語学特殊研究IV			2	ドイツ文学特殊研究V			2
国語学特殊研究V			2	フランス文学特殊研究I			2
国文学古代演習I			2	フランス文学特殊研究II			2
国文学古代演習II			2	フランス文学特殊研究III			2
国文学中世演習I			2	フランス文学特殊研究IV			2
国文学中世演習II			2	フランス文学特殊研究V			2
		イタリア文学特殊研究I	2				

文化構造専攻	選択科目	イタリア文学特殊研究II	2	社会動態専攻	選択科目	西洋近現代史特殊研究II	2
		ドイツ文学演習I	2			西洋古代史演習I	2
		ドイツ文学演習II	2			西洋古代史演習II	2
		ドイツ文学演習III	2			西洋中世史演習I	2
		ドイツ文学演習IV	2			西洋中世史演習II	2
		フランス文学演習I	2			西洋近世史演習I	2
		フランス文学演習II	2			西洋近世史演習II	2
		フランス文学演習III	2			西洋近現代史演習I	2
		フランス文学演習IV	2			西洋近現代史演習II	2
		イタリア文学演習I	2			心理学特殊研究I	2
イタリア文学演習II	2	心理学特殊研究II	2				
	特別研究	4		心理学特殊研究III	2		
社会動態専攻	選択科目	日本古代史特殊研究	2	認知過程論I	2		
		日本古代中世史特殊研究I	2	認知過程論II	2		
		日本古代中世史特殊研究II	2	認知過程論III	2		
		日本中世史特殊研究I	2	認知情報論	2		
		日本中世史特殊研究II	2	心理学研究法I	2		
		日本近世史特殊研究	2	心理学研究法II	2		
		日本近世近代史特殊研究	2	心理学研究法III	2		
		日本近代史特殊研究I	2	心理学演習I	2		
		日本近代史特殊研究II	2	心理学演習II	2		
		日本現代史特殊研究I	2	心理学演習III	2		
		日本現代史特殊研究II	2	理論言語学特殊研究I	2		
		日本古代史演習	2	理論言語学特殊研究II	2		
		日本古代中世史演習I	2	英語学特殊研究I	2		
		日本古代中世史演習II	2	英語学特殊研究II	2		
		日本中世史演習I	2	認知言語学特殊研究I	2		
		日本中世史演習II	2	認知言語学特殊研究II	2		
		日本中世史演習III	2	音声学特殊研究I	2		
		日本近世史演習	2	音声学特殊研究II	2		
		日本近世近代史演習	2	日本語学特殊研究	2		
		日本近代史演習I	2	応用言語学特殊研究	2		
		日本近代史演習II	2	理論言語学演習I	2		
		日本現代史演習I	2	理論言語学演習II	2		
		日本現代史演習II	2	英語学演習I	2		
		日本現代史演習III	2	英語学演習II	2		
		東洋古典古代史特殊研究I	2	認知言語学演習I	2		
		東洋古典古代史特殊研究II	2	認知言語学演習II	2		
		東洋中世史特殊研究I	2	音声学演習I	2		
		東洋中世史特殊研究II	2	音声学演習II	2		
		東洋近世史特殊研究I	2	日本語学演習I	2		
		東洋近世史特殊研究II	2	日本語学演習II	2		
		東洋近現代史特殊研究I	2	応用言語学演習I	2		
		東洋近現代史特殊研究II	2	応用言語学演習II	2		
		東洋古典古代史演習I	2	芸術学特殊研究I	2		
		東洋古典古代史演習II	2	芸術学特殊研究II	2		
		東洋中世史演習I	2	美学特殊研究I	2		
		東洋中世史演習II	2	美学特殊研究II	2		
		東洋近世史演習I	2	芸術学演習I	2		
		東洋近世史演習II	2	芸術学演習II	2		
		東洋近現代史演習I	2	美学演習I	2		
		東洋近現代史演習II	2	美学演習II	2		
西洋古代史特殊研究I	2	作品分析演習I	2				
西洋古代史特殊研究II	2	作品分析演習II	2				
西洋中世史特殊研究I	2	作品分析演習III	2				
西洋中世史特殊研究II	2	文化社会学特殊研究	2				
西洋近世史特殊研究I	2	理論社会学特殊研究I	2				
西洋近世史特殊研究II	2	理論社会学特殊研究II	2				
西洋近現代史特殊研究I	2	社会学説史特殊研究	2				

社会動態専攻	選択科目	経験社会学特殊研究I	2
		経験社会学特殊研究II	2
		社会人類学特殊研究	2
		文化社会学演習	2
		理論社会学演習I	2
		理論社会学演習II	2
		経験社会学演習I	2
		経験社会学演習II	2
		社会人類学演習	2
		社会調査法演習I	2
		社会調査法演習II	2
		多変量解析演習	2
		質的分析演習	2
		日本美術史特殊研究I	2
		日本美術史特殊研究II	2
		アジア美術史特殊研究	2
		西洋美術史特殊研究	2
		比較造形文化史特殊研究	2
		近代造形史論特殊研究	2
		日本美術史演習	2
		アジア美術史演習	2
		西洋美術史演習	2
		美術作品資料演習I	2
		美術作品資料演習II	2
		地図史特殊研究I	2
		地図史特殊研究II	2
		社会地理学特殊研究I	2
		社会地理学特殊研究II	2
		歴史地理学特殊研究I	2
		歴史地理学特殊研究II	2
地図史演習	2		
社会地理学演習	2		
歴史地理学演習	2		
地理情報論演習	2		
地域調査法演習	2		
	特別研究	4	

※はグローバル科目を示す。

後期課程

専攻等	授業科目	単位数
共通研究科目	海港都市研究交流企画演習	2
	地域歴史遺産活用企画演習	2
	倫理創成論発展演習	2
	日本語発展演習	2
文化構造専攻	特別演習	4
社会動態専攻	特別演習	4

別表第3 課程の修了要件(第24条関係)

前期課程

専攻	区分	修得単位数	備考
文化構造 専攻 社会動態 専攻	研究科共通科目	2単位以上	1. 選択科目については、所属する専攻の授業科目のうち、指導教員の指定する特殊研究4単位以上、演習4単位以上を修得しなければならない。 2. 2単位を超えて修得した研究科共通科目の単位数は、選択科目の修得単位数に算入することができる。 3. 第16条第5項、第17条第3項、第17条の2第3項及び第18条第3項の規定により認められた単位数は、選択科目の修得単位数に算入することができる。
	選択科目	20単位以上	
	特別研究	8単位	
合計	30単位以上		

後期課程

専攻	区分	修得単位数
文化構造 専攻 社会動態 専攻	研究科共通科目	2単位以上
	特別演習	8単位
合計		10単位以上

別表第4 取得できる教員の免許状の種類及び免許教科(第29条関係)

前期課程

専攻	免許状の種類	免許教科
文化構造 専攻	中学校教諭専修免許状	社会, 国語, 英語
	高等学校教諭専修免許状	公民, 国語, 英語
社会動態 専攻	中学校教諭専修免許状	社会, 英語
	高等学校教諭専修免許状	地理歴史, 公民, 英語

科目ナンバリングの導入について

神戸大学では、各学部および研究科における教育課程の系統性、順次性及び科目の水準を明らかにし、学生の履修計画、学修活動の手助けとなるように、平成 28 年度の入学者対象のカリキュラムから、科目ナンバリングを導入します。

1. 基本方針

各授業科目のナンバリングコードは、以下のとおり 7 桁の英数字で構成されます。

(例) L 1 H M 1 0 0

第 1 桁	第 2 桁	第 3～第 4 桁	第 5 桁	第 6～第 7 桁
アルファベット	数字	アルファベット	数字	数字
科目提供母体の部局	課程	学科、専攻等	科目のカテゴリー	科目のナンバー
別表 1 参照	1：学士課程 2：博士課程前期課程 3：博士課程後期課程	別表 1 参照（開講部局で設定）	別表 2 のとおり	開講部局毎に設定
(例) L	1	HM	1	00
文学部	学士課程	人文学科	初級レベルの科目	初年次セミナー

第 5 桁 科目のカテゴリー

別表 2

1	学 士 課 程	全学共通授業科目・専門授業科目	初級レベルの科目
2			中級レベルの科目
3			上級レベルの科目
4			最上級レベルの科目（卒業論文関連科目を含む）
5	高度教養科目		
6	大 学 院 課 程	博士課程前期課程、専門職学位課程の専門授業科目	博士課程前期課程、専門職学位課程の基礎科目
7			博士課程前期課程、専門職学位課程の発展科目（修士論文関連科目）
8		博士課程後期課程の専門授業科目	
0		卒業要件外の科目（教職科目等資格関連科目）	

第 6 桁～第 7 桁

第 1 桁	第 2 桁	第 3～第 4 桁	第 5 桁	第 6～第 7 桁
アルファベット	数字	アルファベット	数字	数字
科目提供母体の学部	課程	学科等	科目のカテゴリー	科目のナンバー
L		HM		
文学部	1	人文学科		
大学院人文学研究科	2	文化構造・社会動態		

2. 科目ナンバリングの確認方法及び活用方法

- ・平成 29 年度からは、シラバス及び成績確認表でナンバリングコードを確認できます。

3. 科目ナンバリング一覧表 人文学研究科(前期課程)

専攻等	授業科目	単位数	科目ナンバー			
研究科 共通科目	古典力基盤研究	2	L2HM600	国文学中世演習II	2	L2HM700
	海港都市研究交流演習	2	L2HM600	国文学中世演習III	2	L2HM700
	地域歴史遺産活用演習	2	L2HM600	国文学近世演習I	2	L2HM700
	地域歴史遺産活用研究	2	L2HM600	国文学近世演習II	2	L2HM700
	倫理創成論研究	2	L2HM600	国文学近代演習I	2	L2HM700
	倫理創成論演習	2	L2HM600	国文学近代演習II	2	L2HM700
	日本語日本文化教育演習	2	L2HM600	国語学演習I	2	L2HM700
	多文化理解演習	2	L2HM600	国語学演習II	2	L2HM700
	日本語教育研究I	2	L2HM600	国語学演習III	2	L2HM700
	日本語教育研究II	2	L2HM600	国語学演習IV	2	L2HM700
	日本語教育内容論I	2	L2HM600	国語学演習V	2	L2HM700
	日本語教育内容論II	2	L2HM600	国語学演習VI	2	L2HM700
	日本語教育方法論I	2	L2HM600	国語学演習VII	2	L2HM700
	日本語教育方法論II	2	L2HM600	国語学演習VIII	2	L2HM700
	日本語教育方法論III	2	L2HM600	中国古典文学特殊研究I	2	L2HM700
	日本語研究	2	L2HM600	中国古典文学特殊研究II	2	L2HM700
	日本社会文化演習I	2	L2HM600	中国現代文学特殊研究I	2	L2HM700
	日本社会文化演習II	2	L2HM600	中国現代文学特殊研究II	2	L2HM700
	グローバル人文学特殊研究※	2	L2HM600	中国語学特殊研究	2	L2HM700
	比較現代日本論特殊研究※	2	L2HM600	中国思想史特殊研究	2	L2HM700
	比較日本文化産業論特殊研究※	2	L2HM600	韓国文学特殊研究I	2	L2HM700
	グローバル対話力演習I※	2	L2HM600	韓国文学特殊研究II	2	L2HM700
	グローバル対話力演習II※	2	L2HM600	中国古典文学演習I	2	L2HM700
	アカデミック・ライティングI※	2	L2HM600	中国古典文学演習II	2	L2HM700
	アカデミック・ライティングII※	2	L2HM600	中国古典文学演習III	2	L2HM700
	オックスフォード夏季プログラム※	2	L2HM600	中国古典文学演習IV	2	L2HM700
	海外日本語日本文化教育実習	2	L2HM600	中国現代文学演習I	2	L2HM700
	臨時科目1	1	L2HM600	中国現代文学演習II	2	L2HM700
	臨時科目2	2	L2HM600	中国語学演習	2	L2HM700
	文化 構造 専攻	哲学特殊研究I	2	L2HM700	韓国文学演習	2
哲学特殊研究II		2	L2HM700	英米文学特殊研究I	2	L2HM700
哲学特殊研究III		2	L2HM700	英米文学特殊研究II	2	L2HM700
哲学史特殊研究I		2	L2HM700	英米文学特殊研究III	2	L2HM700
哲学史特殊研究II		2	L2HM700	英米文学特殊研究IV	2	L2HM700
哲学演習I		2	L2HM700	英米文学特殊研究V	2	L2HM700
哲学演習II		2	L2HM700	英米文学特殊研究VI	2	L2HM700
哲学演習III		2	L2HM700	英米文学特殊研究VII	2	L2HM700
哲学史演習		2	L2HM700	英米文学特殊研究VIII	2	L2HM700
倫理学特殊研究I		2	L2HM700	英米文学特殊研究IX	2	L2HM700
倫理学特殊研究II		2	L2HM700	英米文学特殊研究X	2	L2HM700
現代思想特殊研究		2	L2HM700	英米文学演習I	2	L2HM700
倫理学演習I		2	L2HM700	英米文学演習II	2	L2HM700
倫理学演習II		2	L2HM700	英米文学演習III	2	L2HM700
現代思想演習		2	L2HM700	英米文学演習IV	2	L2HM700
国文学特殊研究I		2	L2HM700	英米文学演習V	2	L2HM700
国文学特殊研究II		2	L2HM700	英米文学演習VI	2	L2HM700
国文学特殊研究III		2	L2HM700	英米文学演習VII	2	L2HM700
国文学特殊研究IV		2	L2HM700	英米文学演習VIII	2	L2HM700
国文学特殊研究V		2	L2HM700	英米文学演習IX	2	L2HM700
国文学特殊研究VI		2	L2HM700	英米文学演習X	2	L2HM700
国語学特殊研究I		2	L2HM700	ドイツ文学特殊研究I	2	L2HM700
国語学特殊研究II		2	L2HM700	ドイツ文学特殊研究II	2	L2HM700
国語学特殊研究III		2	L2HM700	ドイツ文学特殊研究III	2	L2HM700
国語学特殊研究IV		2	L2HM700	ドイツ文学特殊研究IV	2	L2HM700
国語学特殊研究V		2	L2HM700	ドイツ文学特殊研究V	2	L2HM700
国文学古代演習I		2	L2HM700	フランス文学特殊研究I	2	L2HM700
国文学古代演習II		2	L2HM700	フランス文学特殊研究II	2	L2HM700
国文学中世演習I		2	L2HM700	フランス文学特殊研究III	2	L2HM700
				フランス文学特殊研究IV	2	L2HM700

文化構造専攻	フランス文学特殊研究V	2	L2HM700	社会動態専攻	西洋近世史特殊研究II	2	L2HM700
	イタリア文学特殊研究I	2	L2HM700		西洋近現代史特殊研究I	2	L2HM700
	イタリア文学特殊研究II	2	L2HM700		西洋近現代史特殊研究II	2	L2HM700
	ドイツ文学演習I	2	L2HM700		西洋古代史演習I	2	L2HM700
	ドイツ文学演習II	2	L2HM700		西洋古代史演習II	2	L2HM700
	ドイツ文学演習III	2	L2HM700		西洋中世史演習I	2	L2HM700
	ドイツ文学演習IV	2	L2HM700		西洋中世史演習II	2	L2HM700
	フランス文学演習I	2	L2HM700		西洋近世史演習I	2	L2HM700
	フランス文学演習II	2	L2HM700		西洋近世史演習II	2	L2HM700
	フランス文学演習III	2	L2HM700		西洋近現代史演習I	2	L2HM700
	フランス文学演習IV	2	L2HM700		西洋近現代史演習II	2	L2HM700
	イタリア文学演習I	2	L2HM700		心理学特殊研究I	2	L2HM700
	イタリア文学演習II	2	L2HM700		心理学特殊研究II	2	L2HM700
	特別研究	4	L2HM700		心理学特殊研究III	2	L2HM700
社会動態専攻	日本古代史特殊研究	2	L2HM700	認知過程論I	2	L2HM700	
	日本古代中世史特殊研究I	2	L2HM700	認知過程論II	2	L2HM700	
	日本古代中世史特殊研究II	2	L2HM700	認知過程論III	2	L2HM700	
	日本中世史特殊研究I	2	L2HM700	認知情報論	2	L2HM700	
	日本中世史特殊研究II	2	L2HM700	心理学研究法I	2	L2HM700	
	日本近世史特殊研究	2	L2HM700	心理学研究法II	2	L2HM700	
	日本近世近代史特殊研究	2	L2HM700	心理学研究法III	2	L2HM700	
	日本近代史特殊研究I	2	L2HM700	心理学演習I	2	L2HM700	
	日本近代史特殊研究II	2	L2HM700	心理学演習II	2	L2HM700	
	日本現代史特殊研究I	2	L2HM700	心理学演習III	2	L2HM700	
	日本現代史特殊研究II	2	L2HM700	理論言語学特殊研究I	2	L2HM700	
	日本古代史演習	2	L2HM700	理論言語学特殊研究II	2	L2HM700	
	日本古代中世史演習I	2	L2HM700	英語学特殊研究I	2	L2HM700	
	日本古代中世史演習II	2	L2HM700	英語学特殊研究II	2	L2HM700	
	日本中世史演習I	2	L2HM700	認知言語学特殊研究I	2	L2HM700	
	日本中世史演習II	2	L2HM700	認知言語学特殊研究II	2	L2HM700	
	日本中世史演習III	2	L2HM700	音声学特殊研究I	2	L2HM700	
	日本近世史演習	2	L2HM700	音声学特殊研究II	2	L2HM700	
	日本近世近代史演習	2	L2HM700	日本語学特殊研究	2	L2HM700	
	日本近代史演習I	2	L2HM700	応用言語学特殊研究	2	L2HM700	
	日本近代史演習II	2	L2HM700	理論言語学演習I	2	L2HM700	
	日本現代史演習I	2	L2HM700	理論言語学演習II	2	L2HM700	
	日本現代史演習II	2	L2HM700	英語学演習I	2	L2HM700	
	日本現代史演習III	2	L2HM700	英語学演習II	2	L2HM700	
	東洋古典古代史特殊研究I	2	L2HM700	認知言語学演習I	2	L2HM700	
	東洋古典古代史特殊研究II	2	L2HM700	認知言語学演習II	2	L2HM700	
	東洋中世史特殊研究I	2	L2HM700	音声学演習I	2	L2HM700	
	東洋中世史特殊研究II	2	L2HM700	音声学演習II	2	L2HM700	
	東洋近世史特殊研究I	2	L2HM700	日本語学演習I	2	L2HM700	
	東洋近世史特殊研究II	2	L2HM700	日本語学演習II	2	L2HM700	
	東洋近現代史特殊研究I	2	L2HM700	応用言語学演習I	2	L2HM700	
	東洋近現代史特殊研究II	2	L2HM700	応用言語学演習II	2	L2HM700	
	東洋古典古代史演習I	2	L2HM700	芸術学特殊研究I	2	L2HM700	
	東洋古典古代史演習II	2	L2HM700	芸術学特殊研究II	2	L2HM700	
	東洋中世史演習I	2	L2HM700	美学特殊研究I	2	L2HM700	
	東洋中世史演習II	2	L2HM700	美学特殊研究II	2	L2HM700	
	東洋近世史演習I	2	L2HM700	芸術学演習I	2	L2HM700	
	東洋近世史演習II	2	L2HM700	芸術学演習II	2	L2HM700	
	東洋近現代史演習I	2	L2HM700	美学演習I	2	L2HM700	
	東洋近現代史演習II	2	L2HM700	美学演習II	2	L2HM700	
西洋古代史特殊研究I	2	L2HM700	作品分析演習I	2	L2HM700		
西洋古代史特殊研究II	2	L2HM700	作品分析演習II	2	L2HM700		
西洋中世史特殊研究I	2	L2HM700	作品分析演習III	2	L2HM700		
西洋中世史特殊研究II	2	L2HM700	文化社会学特殊研究	2	L2HM700		
西洋近世史特殊研究I	2	L2HM700	理論社会学特殊研究I	2	L2HM700		

社会動態専攻	理論社会学特殊研究II	2	L2HM700
	社会学説史特殊研究	2	L2HM700
	経験社会学特殊研究I	2	L2HM700
	経験社会学特殊研究II	2	L2HM700
	社会人類学特殊研究	2	L2HM700
	文化社会学演習	2	L2HM700
	理論社会学演習I	2	L2HM700
	理論社会学演習II	2	L2HM700
	経験社会学演習I	2	L2HM700
	経験社会学演習II	2	L2HM700
	社会人類学演習	2	L2HM700
	社会調査法演習I	2	L2HM700
	社会調査法演習II	2	L2HM700
	多変量解析演習	2	L2HM700
	質的分析演習	2	L2HM700
	日本美術史特殊研究I	2	L2HM700
	日本美術史特殊研究II	2	L2HM700
	アジア美術史特殊研究	2	L2HM700
	西洋美術史特殊研究	2	L2HM700
	比較造形文化史特殊研究	2	L2HM700
	近代造形史論特殊研究	2	L2HM700
	日本美術史演習	2	L2HM700
	アジア美術史演習	2	L2HM700
	西洋美術史演習	2	L2HM700
	美術作品資料演習I	2	L2HM700
	美術作品資料演習II	2	L2HM700
	地図史特殊研究I	2	L2HM700
	地図史特殊研究II	2	L2HM700
	社会地理学特殊研究I	2	L2HM700
	社会地理学特殊研究II	2	L2HM700
	歴史地理学特殊研究I	2	L2HM700
	歴史地理学特殊研究II	2	L2HM700
地図史演習	2	L2HM700	
社会地理学演習	2	L2HM700	
歴史地理学演習	2	L2HM700	
地理情報論演習	2	L2HM700	
地域調査法演習	2	L2HM700	
特別研究	4	L2HM700	

※はグローバル科目を示す。

人文学研究科（後期課程）

専攻等	授業科目	単位数	科目ナンバー
共通研究科目	海港都市研究交流企画演習	2	L3HM800
	地域歴史遺産活用企画演習	2	L3HM800
	倫理創成論発展演習	2	L3HM800
	日本語発展演習	2	L3HM800
文化構造専攻	特別演習	4	L3HM800
社会動態専攻	特別演習	4	L3HM800

試験及び論文・レポートにおける不正行為に関する申合せ

(平成 29 年 1 月 25 日制定)

(令和 4 年 2 月 17 日改正)

1. 定期試験または授業中における試験において、試験時間中に以下の行為を行った場合、または行おうとした場合は、不正行為と認定することがある。

- (1) 受験のために許可された携帯品以外を机上または机の中に置いていた場合
- (2) 持ち込みが許可されていないノート、教科書、配付資料、参考書、メモ等を参照していた場合
- (3) 他人の答案を写す、または他人に答案を写させた場合
- (4) 代理受験させた、または代理受験をした場合
- (5) 試験内容について私語を交わす等、試験を妨害した場合
- (6) 試験監督者の指示に従わなかった場合
- (7) 以上に類する行為を行った場合

2. 論文・レポート作成において以下の行為を行った場合は、不正行為と認定することがある。

- (1) 他人のレポート内容を書き写す、または書き換えた場合
- (2) 盗用・剽窃(他の著作物や WEB 上の情報の出典を明記せず利用する等の行為)を行った場合
- (3) データ等の改ざん・捏造を行った場合
- (4) 以上に類する行為を行った場合

3. 不正行為と疑われる事案が発生した場合、授業担当教員は教務委員と共に当該学生の面談を行い、不正行為と認定された場合には事実確認書を提出させる。

4. 不正行為と認定された場合、原則として当該学期の全履修科目の成績を無効とする。処分については、教務委員会の議を経て人文学研究科又は文学部教授会が決定する。不正行為者の所属部局が異なる場合、研究科長又は学部長は、不正行為者の事実確認書を添付の上、所属研究科又は学部へ通知する。

なお、教養教育院、他研究科又は他学部等から不正行為の通知があった場合も同様の処置を行う。

附 則

この申合せは、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

海外協定大学の修士課程学生の神戸大学大学院人文学研究科 博士課程前期課程への受入れ並びに修了要件に関する内規

(平成 26 年 12 月 17 日制定)

(令和 3 年 1 月 20 日 改正)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学大学院人文学研究科規則（平成 19 年 3 月 20 日制定、以下「研究科規則」という。）第 24 条第 2 項の規定に基づき、ダブルディグリーの取得を目的とする海外協定大学（以下「協定大学」という。）の修士課程学生（以下「ダブルディグリー学生」という。）の神戸大学大学院人文学研究科博士課程前期課程（以下「前期課程」という。）への受入れ並びに修了要件について定めるものとする。

(入学者選抜)

第 2 条 協定大学の推薦に基づき、本研究科において選抜を実施する。

(選抜方法)

第 3 条 面接及び次の各号の提出書類により、教授会の議を経て、入学者の受入れを決定する。

- (1) 履歴書（所定の様式）
- (2) 研究計画書
- (3) 協定大学の推薦書
- (4) 協定大学が発行した学業成績証明書

(所 属)

第 4 条 ダブルディグリー学生は、前期課程の文化構造専攻または社会動態専攻に所属する。

(前期課程の修了要件)

第 5 条 前期課程修了に必要な単位数 30 単位を修得し、優れた業績を上げたダブルディグリー学生は、教授会の議を経て、1 年又は 1 年半で修了できる。

(授業科目の履修要件)

第 6 条 ダブルディグリー学生には、人文学研究科の履修要件を適用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第 7 条 研究科規則第 18 条の規定に基づき、協定大学での既修得単位は、教授会の議を経て 15 単位を限度として、前期課程の必要修得単位数に算入することができる。

(優れた業績)

第 8 条 第 5 条の優れた業績とは、次の各号のいずれかをさすものとする。

- (1) 修士論文の評価が秀又は優であること。
- (2) 指導教員の指定する特殊研究および演習のうち、6 単位が秀又は優であること。
- (3) その他、優れた業績と教授会が認めたもの。

附 則

この内規は、平成 26 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 1 月 20 日から施行し、改正後の第 7 条の規定は、令和 2 年 6 月 30 日から適用する。

神戸大学大学院人文学研究科博士課程前期課程の学生の海外 協定大学の修士課程への派遣並びに修了要件に関する内規

(平成 26 年 12 月 17 日制定)

(令和 3 年 1 月 20 日 改正)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学大学院人文学研究科規則（平成 19 年 3 月 20 日制定、以下「研究科規則」という。）第 24 条第 2 項の規定に基づき、ダブルディグリーの取得を目的とする本研究科博士課程前期課程（以下「前期課程」という。）の学生（以下「派遣学生」という。）の海外協定大学（以下「協定大学」という。）の修士課程への派遣並びに修了要件について定めるものとする。

(派遣学生要件)

第 2 条 ダブルディグリー・プログラムには、人文学研究科前期課程に所属する学生が出願できるものとする。

(派遣学生選抜)

第 3 条 本研究科の推薦にもとづき、協定大学において選抜を実施する。

(派遣学生の修士論文提出)

第 4 条 派遣学生は、協定大学への派遣終了後、本研究科に半年以上在籍し、修士論文を提出しなければならない。

(前期課程の修了要件)

第 5 条 前期課程修了に必要な単位数 30 単位を修得し、優れた業績を上げた派遣学生は、教授会の議を経て、1 年又は 1 年半で修了できる。

(授業科目の履修要件)

第 6 条 派遣学生には、人文学研究科の履修要件を適用する。

(協定大学での修得単位の認定)

第 7 条 研究科規則第 18 条の規定に基づき、協定大学での修得単位は、教授会の議を経て、15 単位を限度として、前期課程の必要修得単位数に算入することができる。

(優れた業績)

第 8 条 第 5 条の優れた業績とは、次の各号のいずれかをさすものとする。

- (1) 修士論文の評価が秀又は優であること。
- (2) 指導教員の指定する特殊研究および演習のうち、6 単位が秀又は優であること。
- (3) その他、優れた業績と教授会が認めたもの。

附 則

この内規は、平成 26 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 1 月 20 日から施行し、改正後の第 7 条の規定は、令和 2 年 6 月 30 日から適用する。

日本語日本文化教育プログラムに関する内規

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学大学院人文学研究科博士課程前期課程における日本語日本文化教育プログラムの履修等に関して必要事項を定めるものとする。

(目 的)

第 2 条 日本語日本文化教育プログラム（以下「プログラム」という。）は、学生各自が専攻する教育研究分野の研究の特性を生かしながら、留学生に対する日本語日本文化教育の実践をおししてコミュニケーション能力を身につけ、異文化理解の基本姿勢を学び、それによって現代社会の要求に応じた知識や実践能力を持った、国際性と幅広い視野を有する人材の養成を目的とする。

(授業科目等)

第 3 条 神戸大学大学院人文学研究科規則（以下「規則」という。）第 13 条別表第 2 に定める前期課程の授業科目のうち、別表に定める授業科目を履修することにより、プログラムの修得ができる。プログラムの授業科目の種類及び修得しなければならない単位数は別表のとおりとする。

(授業科目の履修)

第 4 条 プログラムを履修しようとする者は、人文学研究科教務学生係にその旨申し出なければならない。

2 人文学研究科博士課程後期課程及び他研究科の学生がプログラムを履修しようとするときは、人文学研究科教授会での承認を得なければならない。

(修了証書)

第 5 条 プログラムの修了に必要な単位を修得した者には、プログラム修了証書を発行する。

(前期課程修了要件単位への算入)

第 6 条 第 3 条の規定により修得した単位は、規則第 24 条第 1 項に規定する前期課程修了の要件となる単位数に含めることができる。

(雑 則)

第 7 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定めるところによる。

附 則

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成 27 年 10 月 28 日から施行する。

2 次に掲げる申し合せは、廃止する。

人文学研究科規則第 16 条第 4 項に関する申し合せ（平成 22 年 4 月 1 日決定）

附 則

この内規は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 3 年 4 月 28 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 授業科目及び必要修得単位数

	授 業 科 目	単位数	合計 単位数
必 修	日本語日本文化教育演習	2	12
I 群	多文化理解演習	4	
	日本語教育研究 I		
	日本語教育研究 II		
	日本語教育内容論 I		
	日本語教育内容論 II		
	日本語教育方法論 I		
	日本語教育方法論 II		
	日本語教育方法論 III		
海外日本語日本文化教育実習			
II 群	日本語研究	2	
	国語学特殊研究 I		
	国語学特殊研究 II		
	国語学特殊研究 III		
	国語学特殊研究 IV		
	国語学特殊研究 V		
	日本語学特殊研究		
	応用言語学特殊研究		
	認知言語学特殊研究 I		
	認知言語学特殊研究 II		
	音声学特殊研究 I		
	音声学特殊研究 II		
III 群	日本社会文化演習 I	2	
	日本社会文化演習 II		
	国文学特殊研究 I		
	国文学特殊研究 II		
	国文学特殊研究 III		
	国文学特殊研究 IV		
	国文学特殊研究 V		
	国文学特殊研究 VI		
	日本古代中世史特殊研究 I		
	日本古代中世史特殊研究 II		
	日本中世史特殊研究 I		
	日本中世史特殊研究 II		
	日本近代史特殊研究 I		
	日本近代史特殊研究 II		
	日本現代史特殊研究 I		
日本現代史特殊研究 II			
IV 群 (国際文化学 研究科科目)	日本語教育内容論特殊講義		
	日本語教育方法論特殊講義		
	日本語教育応用論特殊講義		
	言語コミュニケーション論演習[齊藤・川上]		

* 言語コミュニケーション論演習(2単位)は齊藤及び川上担当のものに限る。

[日本語日本文化教育演習]を2単位、I 群から4単位、II 群・III 群から各2単位、及び I 群・II 群・III 群・IV 群のいずれかから2単位、合計12単位を必要修得単位数とする。

人文学研究科規則第 16 条第 2 項に関する申合せ

(平成 19 年 3 月 20 日 制 定)

選択科目のうち、他研究科の授業科目について修得した単位は、4 単位以内において前期課程の選択科目とすることができる。

附 則

この申し合せは、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

人文学研究科特別試験に関する内規

平成 28 年 2 月 8 日 制定

第 1 条 この内規は、本研究科授業科目の試験における特別試験に関する事項について定める。

第 2 条 特別試験は原則として行わないが、次の各号の一に該当する場合は、人文学研究科教授会の議を経て行うことがある。

- (1) 急性の病気
- (2) 忌引（配偶者、二親等内の親族）
- (3) 不慮の事故（自損、他損を問わない。）
- (4) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
- (5) 大学の授業科目として行われる実習（学外での調査・見学等）
- (6) その他やむを得ない事由

2 前項第 2 号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 配偶者又は父母 7 日以内
- (2) 子 5 日以内
- (3) 配偶者の父母 3 日以内
- (4) 二親等の親族 3 日以内

第 3 条 特別試験の願い出は、事由を明記した特別試験受験願（所定の用紙）に医師の診断書（治療期間の明記されたものに限る）又は相当の説明書等を添付して人文学研究科長に提出するものとする。

第 4 条 特別試験受験願の提出期限は当該定期試験終了後 1 週間以内とする。

第 5 条 特別試験の実施時期は原則として、許可後 1 週間以内とする。

第 6 条 定期試験期間以外に実施される試験についても取扱いを同じとする。

第 7 条 休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については、特別試験を行わない。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

人文学研究科の成績評価基準に関する内規

平成 26 年 3 月 19 日制定

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学大学院人文学研究科規則(平成 19 年 3 月 20 日制定)第 23 条の 2 の規定に基づき、成績評価基準(以下「基準」という。)及び成績について必要な事項を定めるものとする。

(成績評価の方法)

第 2 条 各授業科目における成績評価は、当該授業科目の目的に添って、定期期末試験等の結果、レポート等の提出状況、指示された課題への対応状況、授業への出席状況、授業への取組みと成果等を考慮して行うものとする。

(基準の設定)

第 3 条 基準は、各授業科目毎に当該授業担当教員が定める。また、修士論文及び博士論文の評価基準は別に定める。

(基準の公表)

第 4 条 各授業科目の基準は、人文学研究科のシラバスに記載して公表するものとする。

(成績)

第 5 条 成績は、合否により成績評価を行う実習等の授業科目を除き、100 点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

和文標語	英文標語	評点区分	評 価 基 準
秀	S	90点以上	学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
優	A	80点以上90点未満	学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
良	B	70点以上80点未満	学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
可	C	60点以上70点未満	学修の目標を達成している。
不可	F	60点未満	学修の目標を達成していない。

※ この基準は平成 24 年 4 月 1 日以降に入学(進学)した者に適用する。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

令和3年5月26日 制定

この申合せは、学生から文学部・人文学研究科において開講している授業科目の成績評価に対する申し立てがあった場合に、成績評価の透明性、厳格性を確保するため、必要な手続きについて定めるものとする。

(申し立ての理由)

学生は、受講した授業科目の成績評価について、当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は、文学部長・人文学研究科長に申し立てを行い、成績評価について授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

(申し立ての手続き)

成績評価に対する申し立ては、成績発表後、原則として1週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により記入し、人文学研究科教務学生係に提出することとする。

(申し立てへの対応)

申し立てを受けた授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し、成績評価について速やかに人文学研究科教務学生係を通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等が書面により文学部・人文学研究科長に報告することとする。

附 則

この申合せは、令和3年5月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

神戸大学大学院人文学研究科研究生規程

(平成 19 年 3 月 30 日 制 定)

(平成 20 年 3 月 31 日 改 正)

(平成 21 年 3 月 31 日 改 正)

(平成 24 年 10 月 9 日 改 正)

(平成 27 年 3 月 31 日 改 正)

(令和 2 年 12 月 1 日 最終改正)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学大学院人文学研究科規則(平成 19 年 3 月 20 日制定)第 28 条第 3 項の規定に基づき、神戸大学大学院人文学研究科(以下「研究科」という。)の研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 前期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)
- (5) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 後期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第 118 号)
- (4) 研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の時期)

第 3 条 研究生の入学の時期は、4 月 1 日及び 10 月 1 日とする。ただし、特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(出願手続)

第 4 条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院人文学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 研究生入学願書及び履歴書(所定の用紙)
- (2) 最終出身学校の卒業(修了)証明書及び成績証明書
- (3) 従来の研究内容(研究業績)及び今後の研究計画の概要
- (4) 写真(出願前 3 月以内に撮影したもの)
- (5) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
- (6) その他研究科において必要と認める書類

2 在職者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、所属長の許可書を提出しなければならない。

3 日本に居住している外国人は、第 1 項各号及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前 30 日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第 5 条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、神戸大学大学院人文学研究科（以下「教授会」という。）の議を経て、面接を省略することができる。

(入学料及び授業料)

第 6 条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(研究期間)

第 7 条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き研究を願い出た者については、教授会の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

(研 究)

第 8 条 研究生は、指導教員の下で研究を行うものとする。

2 研究生は、指導教員の承認を得て、研究に関連のある授業を聴講することができる。ただし、聴講に際しては、当該授業科目の担当教員の許可を受けなければならない。

3 研究生は、研究期間の終了に当たって、研究報告書を研究科長に提出しなければならない。

(研究証明書の交付)

第 9 条 研究生が、研究事項について証明を願い出た場合には、研究証明書を交付する。

(退 学)

第 10 条 研究生が退学しようとするときは、指導教員を経て、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 11 条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長が除籍する。

(1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないものと認められる者

(2) 授業料納付の義務を怠る者

(雑 則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 3 月 31 日から施行し、改正後の第 2 条第 1 項第 2 号の規定は、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 9 日から施行し、改正後の神戸大学大学院人文学研究科研究生規程の規定は、平成 24 年 7 月 9 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行し、改正後の神戸大学大学院人文学研究科研究生規程の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

神戸大学大学院人文学研究科外国人特別学生入学選考規程

(平成 19 年 3 月 30 日 制 定)

(平成 24 年 10 月 9 日 改 正)

(平成 27 年 3 月 31 日 最終改正)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 83 条に規定する外国人特別学生として、神戸大学大学院人文学研究科(以下「研究科」という。)に入学を志願する者の選考について定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 前期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、外国人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)
- (4) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したもの
- (5) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 後期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、外国人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第 118 号)
- (4) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達したもの
- (5) 研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第 3 条 外国人特別学生として入学を志願する者は、所定の期日までに検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類等を神戸大学大学院人文学研究科長(以下「研究科長」という。)へ提出しなければならない。

- (1) 入学願書(所定の用紙)
- (2) 履歴書(所定の用紙)
- (3) 在籍大学又は出身大学が発行した卒業(修了)証明書及び成績証明書
- (4) 写真(出願前 3 月以内に撮影したもの)
- (5) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
- (6) その他研究科において必要と認める書類

2 在職者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、所属長の許可書を提出しなければならない。

3 日本に居住している外国人は、第 1 項各号及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前 30 日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選 考)

第 4 条 選考は、学力検査(筆記試験及び口頭試問をいう。以下同じ。)及び前条の規定により提出された書類を総合して行う。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、神戸大学大学院人文学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、学力検査を省略することがある。

(入学の時期)

第 5 条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、教授会の議を経て、学期の初めとすることがある。

(雑 則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 9 日から施行し、改正後の神戸大学大学院人文学研究科外国人特別学生入学選考規程の規定は、平成 24 年 7 月 9 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

博士課程前期課程学生の入学前の既修得単位の認定に関する内規

(平成 19 年 3 月 20 日 制 定)

(令和 3 年 1 月 20 日 最終改正)

第 1 条 この内規は、神戸大学大学院人文学研究科規則（平成 19 年 3 月 20 日制定。以下「規則」という。）第 18 条の規定により、入学前の既修得単位の認定について定める。

第 2 条 既修得単位の認定の申請資格は、大学院博士課程前期課程又はこれに相当する課程を修了又は退学した者とする。

第 3 条 認定できる授業科目の単位数は、15 単位を限度とする。

第 4 条 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに、次の書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 申請書（別紙様式）
- (2) 修了証明書又は在籍期間証明書
- (3) 成績証明書及び講義内容を明示できるもの（シラバス、講義要項等）

第 5 条 第 3 条の規定による既修得単位の認定は、申請した授業科目ごとに当該授業科目担当教員が試験（筆記又は口頭）により行う。

第 6 条 認定された授業科目の成績の表示は、「認定」とする。

附 則

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 1 月 20 日から施行し、改正後の 3 条の規定は、令和 2 年 6 月 30 日から適用する。

別紙様式（略）

日本語日本文化教育インターンシップ（海外日本語日本文化教育実習） の単位認定に関する内規

（令和3年10月6日制定）

（趣 旨）

第 1 条 この内規は、神戸大学大学院人文学研究科規則（平成19年3月20日制定）第13条に定める授業科目「海外日本語日本文化教育実習」（2単位）の単位認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（単位の申請）

第 2 条 学生は、神戸大学又は人文学研究科（以下「本研究科」という）の協定に基づき参加した日本語日本文化教育インターンシップについて、単位認定を申請することができる。申請できるインターンシップの実施期間は、10日（60時間）以上とする。

2 単位認定を希望する学生は、インターンシップ終了後、速やかに、日本語日本文化教育インターンシップ単位認定申請書（別紙様式1）を人文学研究科長に提出しなければならない。

（単位の認定）

第 3 条 本研究科教授会は、前条第2項に定める提出書類に基づき、単位認定について審査する。

（その他の必要事項）

第 4 条 この内規に定めるもののほか、インターンシップの単位認定に関して必要な事項は、本研究科教務委員会が定める。

附 則

この内規は、令和3年10月6日から施行する。

別紙様式（略）

人文学研究科学生の留学に関する内規

(平成 19 年 3 月 20 日 制 定)

(平成 27 年 4 月 22 日 改 正)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学大学院人文学研究科規則（平成 19 年 3 月 20 日制定。以下「規則」という。）第 20 条の規定により学生が留学する場合の取扱いについて定める。

(留学機関)

第 2 条 留学が認められる外国の大学は、正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの又はこれに相当する研究機関（以下単に「大学」という。）で、あらかじめ本研究科と協定を結んでいるものとする。

2 前項に規定するもののほか、事前協定を欠いている場合でも、次の各号に掲げる要件に基づき、本研究科において適当と認められた大学については、留学を認めることがある。

- (1) 規則第 17 条の規定により、授業科目を履修する場合は、留学する大学における教育課程（授業科目、担当教授、開講期間、授業時間数等）が明らかであること。
- (2) 規則第 19 条の規定により、研究指導を受ける場合は、留学する大学において指導を受けようとする教授及びその研究分野が明らかであり、かつ指導を受けることについて当該教授の承認を得ていること。

(留学の許可申請)

第 3 条 留学しようとする者は、次の書類を提出して、留学の許可を申請しなければならない。ただし、必要に応じてその他の書類の提出を求めることがある。

- (1) 留学許可申請書
- (2) 留学先の入学許可書(写)

(留学期間)

第 4 条 留学期間は、原則として 1 年以内とする。ただし、後期課程の学生について特に必要があると認めるときは、1 年を限度として延長を許可することがある。

2 前項ただし書きにより、留学期間を延長する場合は、当初の留学期間満了日前までに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 留学期間延長申請書
- (2) 留学先の延長許可書(写)

(修業年限への算入)

第 5 条 許可を受けて留学した期間は、修業年限に算入する。

(単位の認定)

第 6 条 規則第 17 条により授業科目を履修した者は、留学した大学の単位認定書又は成績証明書若しくはこれらに代わる証明書を提出しなければならない。

2 教授会は、単位の認定に当たっては、あらかじめ次の各号に掲げる委員に審査を付託する。

- (1) 指導教員（3 名）
- (2) 大学院委員

(研究指導の評価)

第 7 条 規則第 19 条により研究指導を受けた者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 留学した大学の指導教授の研究評価書

(2) 研究報告書

- 2 研究指導の評価は、指導教員（3名）が行う。

附 則

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 22 日から施行する。

人文学研究科学生の留学に関する内規第 5 条に関する申合せ

(平成 19 年 3 月 20 日 制定)

- 1 この申合せは、在学のまま留学する場合の取扱いであって、休学により、留学する場合は適用しない。
- 2 内規第 2 条の留学機関は、本研究科と同一水準以上と認められるものであること
- 3 内規第 3 条の申請に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けて留学計画を立てること。
なお、留学許可申請書には、理由欄に留学の目的、履修し又は研究指導を受けようとする事項の概要と現在の研究との関連について記入すること。
- 4 内規第 4 条の留学期間延長許可申請書提出に当たっては、研究報告書を添付すること。
- 5 (略)
- 6 内規第 7 条第 1 項第 1 号の研究評価書は、少なくとも、指導期間、指導テーマ及び評価が記入されたものであること。
- 7 内規第 7 条第 1 項第 2 号の研究報告書は、レポート様式とし、4,000 字以上とする。

附 則

この申合せは、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

人文学研究科学生の研究指導計画書及び学修プロセスフロー関連提出書類等に関する申合せ

(令和3年12月22日 改正)

1 研究指導計画書について

研究指導の方法及び内容並びに一年間の研究指導の計画をあらかじめ明示するために作成する研究指導計画書について次のとおり定める。

(入学年度の研究指導計画書の作成)

- (1) 主指導教員は、指導学生の入学後すみやかに、研究指導の方法及び内容並びに一年間の研究指導の計画に関する研究指導計画書(前期課程は別紙様式 1、後期課程は別紙様式 4)を作成し、指導学生に明示する。

(入学年度以外の研究指導計画書の作成)

- (2) 主指導教員は、入学年度以外の各年度の開始後すみやかに、前年度の研究指導計画の達成状況に鑑み、研究指導の方法及び内容並びに一年間の研究指導の計画に関する研究指導計画書(前期課程は別紙様式 1、後期課程は別紙様式 4)を作成し、指導学生に明示する。

(研究指導計画書の提出)

- (3) 主指導教員は、研究指導計画書を教務学生係に提出するものとする。

2 学修プロセスフロー関連提出書類等について

学生は、次の区分に従い、提出書類等を提出するものとする。

区 分	提出書類	提出期限
前期課程	1年次学生	修士論文作成計画書(別紙様式2) 5月20日
	2年次学生	修士準備論文 4月10日
		修士論文題目届(別紙様式3) 修士論文 11月16日(注1) 1月16日(注2)
後期課程	1年次学生	博士論文作成計画書(別紙様式5) 5月31日
	3年次学生	博士予備論文 5月31日 博士論文 12月1日～12月10日(注3)

* 提出期限が休日と重なった場合はその前の平日とする。ただし、修士論文は休日の後の平日とする。

(注1) 9月修了者は5月15日

(注2) 9月修了者は7月15日

(注3) 9月修了者は7月1日～7月10日

3 提出書類の免除について

神戸大学大学院人文学研究科規則(平成 19 年 3 月 20 日制定)第 24 条の規定に基づき、早期に学位論文を提出しようとする者は、論文提出日以降が提出期限となっている書類は免除する。

附 則

この申合せは、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式 (略)

人文学研究科学生の学修プロセスフロー

年次	時 期	事 項
【博士課程前期課程】		
1年次	4月20日まで	■ 「前期課程研究指導計画書」提出(主指導教員)
	5月20日まで	「 <u>修士論文作成計画書</u> 」提出
2年次	4月10日まで	■ <u>修士準備論文を一部提出</u>
	4月20日まで	■ 「前期課程研究指導計画書」提出(主指導教員)
	6月第3水曜日	前期課程公開研究報告会
	前期課程公開研究報告会	■ 「前期課程公開研究報告会終了報告書」提出(主指導教員)
	の翌週の金曜日	
	11月16日まで	■ 「 <u>修士論文題目届</u> 」提出
	1月16日まで	■ <u>修士論文を1部提出</u>
	2月中旬	最終試験
	3月上旬	博士課程前期課程修了判定
	3月下旬	学位記授与式
【博士課程後期課程】		
1年次	4月20日まで	■ 「後期課程研究指導計画書」提出(主指導教員)
	5月31日まで	「 <u>博士論文作成計画書</u> 」提出
2年次	4月20日まで	■ 「後期課程研究指導計画書」提出(主指導教員)
	7月1日まで	■ 「後期課程公開研究報告会発表題目」提出(主指導教員)
	9月30日	後期課程公開研究報告会
	10月10日まで	■ 「後期課程公開研究報告会終了報告書」提出(主指導教員)
	3年次	4月20日まで
3年次	5月31日まで	■ <u>博士予備論文を3部提出</u>
	6月最終水曜日 または7月第1水曜日	博士予備論文公開審査
	博士予備論文公開審査の 翌週の金曜日	■ 「博士予備論文公開審査報告書」提出(主指導教員)
	12月1日～12月10日	■ <u>博士論文を5部提出</u>
	1月～2月	最終試験
	3月上旬	博士課程後期課程修了者(学位授与)認定
	3月下旬	博士学位授与

備考: は、学生が提出するもの。

■ は教務学生係に提出するもの。

博士課程前期課程9月修了者の修士論文題目は5月15日まで、修士論文提出は7月15日まで。

博士課程後期課程9月修了者の博士論文提出は、7月1日から7月10日まで。

(注)時期が休日にあたる時は、その前日とします。ただし、修士論文提出については、その翌日とします。

各年度の時期については、前年度の12月に掲示により通知します。

海外協定大学の修士課程学生の神戸大学大学院人文学研究科博士課程前期課程における早期修了に関する申合せ

(平成 28 年 2 月 17 日制定)

(平成 28 年 9 月 21 日改正)

海外協定大学の修士課程学生の神戸大学大学院人文学研究科博士課程前期課程への受入れ並びに修了要件に関する内規第 5 条に定める優れた業績を上げたダブルディグリー学生に係る在学期間の短縮による課程の修了（以下「早期修了」という。）に関する取り扱いを次のとおり定める。

1. 早期修了を申請することができる者は、次の各号に該当する者とする。
 - (1) 主指導教員から推薦された者
 - (2) 所定の単位を修得した者
 - (3) 同内規 8 条に定める優れた業績を有する者
2. 早期修了の時期は学期末とする。
3. 早期修了しようとする者（以下「申請者」という。）は、次項に定める期日までに次の書類を提出するものとする。
 - (1) 早期修了申請書（所定の様式）
 - (2) 主指導教員及び副指導教員連名の推薦理由書（所定の様式）
 - (3) 修士準備論文
4. 申請者は次の各号に掲げる期日までに、前項各号に掲げる書類を人文学研究科長へ提出しなければならない。ただし、提出期日が休業日に当たるときは、その次の業務日までとする。
 - (1) 1 年次の後期末で課程修了を申請する場合・・・1 年次の 9 月 30 日
 - (2) 2 年次の前期末で課程修了を申請する場合・・・1 年次の 3 月 31 日
5. 前項の申請があった場合は、前期課程公開研究報告会を開催し、主指導教員は次の各号に掲げる期日までに教務学生係に「前期課程公開研究報告会終了報告書」を提出するものとする。
 - (1) 1 年次の後期末で課程修了を申請する場合・・・1 年次の 10 月の教務委員会開催予定日の一週間前
 - (2) 2 年次の前期末で課程修了を申請する場合・・・2 年次の 4 月の教務委員会開催予定日の一週間前
6. 申請者の早期修了の資格審査は、「前期課程公開研究報告会終了報告書」の提出を受け、当該主指導教員が出席のうえ教務委員会が行う。
7. 早期修了資格の有無の最終決定は、人文学研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。
8. 申請者は次の各号に掲げる期日までに、教務学生係に「修士論文題目届」を提出する

ものとする。ただし、提出期日が休業日に当たるときは、その前の業務日までとする。

(1) 1年次の後期末で課程修了を申請する場合・・・・・・・・1年次の11月16日

(2) 2年次の前期末で課程修了を申請する場合・・・・・・・・2年次の5月15日

9. 申請者は次の各号に掲げる期日までに、教務学生係に修士論文を1部提出するものとする。ただし、提出期日が休業日に当たるときは、その次の業務日までとする。

(1) 1年次の後期末で課程修了を申請する場合・・・・・・・・1年次の1月16日

(2) 2年次の前期末で課程修了を申請する場合・・・・・・・・2年次の7月15日

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成28年10月1日から実施する。

神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する申合せ

(平成 24 年 9 月 19 日 制 定)

(平成 25 年 3 月 19 日 改 正)

(平成 27 年 4 月 22 日 改 正)

神戸大学大学院人文学研究科規則第 2 4 条第 3 項ただし書に定める優れた研究業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程の修了（以下「早期修了」という。）に関する取り扱いを次のとおり定める。

1. 早期修了を申請することができる者は、次の各号に該当する者とする。
 - (1) 主指導教員から推薦された者
 - (2) 所定の単位を修得した者
 - (3) 優れた研究業績を有する者
2. 早期修了の時期は学期末とする。
3. 早期修了しようとする者（以下「申請者」という。）は、次項に定める期日までに次の書類を提出するものとする。
 - (1) 早期修了申請書（所定の様式）
 - (2) 主指導教員及び副指導教員連名の推薦理由書（所定の様式）
 - (3) 博士学位論文の草稿及びその要旨（日本語で4,000字程度）
 - (4) 研究業績一覧（所定の様式）、査読付きかどうかを明記すること。共著論文については分担を明記すること。
 - (5) 公表論文等及び公表準備中の論文等。ただし、投稿中の論文については、掲載決定を証明する書類を添付すること。
4. 申請者は次の各号に掲げる期日までに、前項各号に掲げる書類を人文学研究科長へ提出しなければならない。ただし、提出期日が休業日に当たるときは、その次の業務日までとする。
 - (1) 1 年次の後期末で課程修了を申請する場合 1 年次の 1 0 月 1 0 日
 - (2) 2 年次の前期末で課程修了を申請する場合 2 年次の 5 月 1 0 日
 - (3) 2 年次の後期末で課程修了を申請する場合 2 年次の 1 0 月 1 0 日
 - (4) 3 年次の前期末で課程修了を申請する場合 3 年次の 5 月 1 0 日
5. 申請者の早期修了の資格審査は、当該主指導教員が出席のうえ教務委員会が行う。
6. 早期修了資格の有無の最終決定は、人文学研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この申合せは、平成 24 年 9 月 19 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成 25 年 3 月 19 日から実施する。

附 則

この申合せは、平成 27 年 4 月 22 日から実施する。

人文学研究科博士課程後期課程再入学に関する申合せ

平成 28 年 2 月 17 日制定

1. 目的

本申合せは、神戸大学大学院人文学研究科規則（平成 19 年 3 月 20 日制定）第 10 条に基づき、神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程（以下、「後期課程」という。）への再入学に関する必要な事項について定めるものとする。

2. 出願資格

出願資格を有する者は、以下の 3 つの条件をともに満たす者とする。

- (1) 後期課程に籍を置き、事情により退学を許可された者、または除籍された者。
- (2) 修業年限の 2 倍の在学年限を越えていないこと。
- (3) 再入学の時点で、退学または除籍から 10 年未満の者。

3. 推薦

再入学を願い出る者は、本研究科教員 2 名の推薦を得る必要がある。

4. 推薦基準

後期課程への再入学は、博士号の取得が確実と認められる者に限定する。推薦者は、特にこの点を十分に考慮して推薦する。

5. 出願手続

再入学を希望する者は、次の書類等を取りそろえ、再入学を希望する前年度の 11 月末日までに、教務学生係に提出するものとする。

- 1 再入学願書及び履歴書（本研究科所定の様式）
 - 2 再入学を希望する理由書（800 字程度）
 - 3 研究計画書（4000 字程度）
 - 4 修士論文以降の主な研究業績（コピーも可）
 - 5 推薦書（本研究科教員 2 名の推薦書）
 - 6 再入学への出願を許可する旨の勤務先所属長発行の書類（在職者のみ）
 - 7 検定料（後期課程入学試験検定料と同じ額）
 - 8 既に日本に居住している外国人は住民票の写し（提出日前 30 日以内に作成され、在留資格等が明記されているもの、またはこれに代わる書類）
- ※ただし、国内に在留していない者は、入学時に提出するものとする。

6. 選考方法

再入学希望者に対する選考は、選考を行うことについての教務委員会、教授会での議を経た上で、当該教育研究分野の教員による書類審査及び面接によって行う。

面接は原則として1月中に行うものとする。

合格判定は、後期課程の通常の入進学試験と同じ教務委員会、教授会で行う。

選考結果については、後期課程の通常の入進学試験の合格発表と同じ期日もしくはそれ以降に出願者に通知する。

7. 再入学条件

教務委員会が再入学は適切と判断した場合は、正副大学院委員は下記の事項についての教授会原案を作成する。

- (1) 再入学年次
- (2) 標準修業年限
- (3) 最長在学年限（在学年限は、中途退学等の残りの在学年限とする）
- (4) 休学可能年限
- (5) 適用される規則（再入学の年度のもものが適用される）
- (6) 旧在籍期間中の既修得単位の認定
- (7) 再入学後に修得すべき単位数
- (8) 博士論文提出のための要件

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から実施する。

7 教育職員免許・学芸員資格取得関係 (学部・大学院共通)

教育職員免許状取得について

1 関係法規

教育職員の免許状に関する基準は、次の法規に規定されている。

「教育職員免許法」、「同施行令」、「同施行規則」、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」、「同施行規則」他

備考

本学部では、中学校・高等学校教諭の普通免許状を取得することができる。

2 中学校・高等学校教諭の普通免許状

中学校・高等学校教諭の普通免許状を取得するには、次の表に定める基礎資格を有し、かつ、各々の「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」の単位を修得しなければならない。

1 免許状取得のための基礎資格と最低修得単位数

免許状の種類	所要資格 基礎資格	大学における最低修得単位数				
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること。	28	10	10	7	4
中学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること。	28	10	10	7	28
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること。	24	10	8	5	12
高等学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること。	24	10	8	5	36

※ 大学が独自に設定する科目の単位は「大学における最低修得単位数」の最低単位数を超えて履修した科目の単位とする。

備考

上記単位の他に、日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位及び情報機器の操作 2 単位を必ず修得しなければならない。

2 教科及び教科の指導法に関する科目の単位修得方法

中学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目を修得すること。

第一欄	第二欄
免許教科	教科及び教科の指導法に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学〔高等学校教諭の場合〕 漢文学 書道（書写を中心とする。） } [中学校教諭の場合] 教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）
社会	日本史・外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」 } [中学校教諭の場合] 教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学・自然地理学 地誌 } [高等学校教諭の場合] 教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」 } [高等学校教諭の場合] 教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）
英語	英語学 英語文学 英語コミュニケーション 異文化理解 教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）

備考

- (1) 第二欄に掲げる教科及び教科の指導法に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。
- (2) 「 」内に表示された教科及び教科の指導法に関する科目の単位の修得は、当該教科及び教科の指導法に関する科目の1以上にわたって行うものとする。

3 教科及び教職に関する科目の単位

教職に関する科目		免許状の種類	中学校教諭一種免許状	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭一種免許状	高等学校教諭専修免許状
最低修得単位数	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	28	24	24
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）				
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	10	10
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）				
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）				
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	10	8	8
		総合的な学習の時間の指導法				
		特別活動の指導法				
		教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法				
		生徒指導の理論及び方法				
教育実践に関する科目	教育実習	7	7	5	5	
	教職実践演習					
大学が独自に設定する科目		4	28	12	36	

注 意

- (1) 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」は、中学校教諭は 31 単位以上、高等学校教諭は 27 単位以上修得すること。
- (2) 各教科の指導法の単位は、取得しようとする免許教科ごとに修得しなければならない。
- (3) 道徳の理論及び指導法は、中学校教諭の場合、2 単位以上修得しなければならない。
- (4) 教育実習は、最高学年の前学期に行う。

(5) 教育実習を受けようとする者は、所定の時期までに、教育実習志望願を学務部の教育実習担当部署に提出しなければならない。

4 介護等の体験（中学校教諭普通免許状の授与を受ける場合）

平成10年4月（1998年）入学者から、小学校及び中学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、特別支援学校及び社会福祉施設において、7日間以上の「介護等体験」とすることが義務づけられた。

「介護等体験」は、障害者、高齢者等に対する介護、介助、及びこれらの者との交流等を行う内容となっている。また、介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなど交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった受け入れ施設の職員に必要とされる業務の補助などの幅広い体験もある。

詳細は掲示等で通知するので、中学校教諭普通免許状の授与を受けようとする者は必ず履修する

教職・教科に関する科目履修要領（文学部）

（令和5年度以降入学者用）

教育職員免許状を取得しようとする者は、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」の単位取得が必要なので、下記を参照のうえ履修計画を立てること。

※ 免許状取得に必要な修得単位数については、「教育職員免許状取得についての1. 免許状取得のための基礎資格と最低修得単位数」を参照のこと。

免許法施行規則に定める科目区分等		神戸大学授業科目	単位数		履修方法等	対象年次	
科目	各科目に含めることが必要な事項		必修	選択			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	次ページからの「2. 教科及び教科の指導法に関する科目の単位」を参照					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理 教育史	2			1年次以上 2年次以上	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論（中・高）	2			1年次以上	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育行政学（中・高） 教育経営学（中・高）	2		2	1年次以上 2年次以上	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	心の発達と教育1（学習・言語心理学1）		1			1年次以上
		心の発達と教育2（教育・学校心理学1） 青年心理学		1	2		1年次以上 2年次以上
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	中等特別支援教育論		2			2年次以上
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	中等カリキュラム論		2			2年次以上
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中等道徳教育論			2	中免のみ必修 2年次以上	
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の指導法（中・高）		2		2年次以上	
	特別活動の指導法	中等特別活動指導論		2		3年次以上	
	教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	中等学習指導・ICT活用論		2		2年次以上	
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	中等生徒指導論		2		3年次以上	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	中等学校教育相談		2		2年次以上	
教育実践に関する科目	教育実習	中等教育事前・事後指導	1			4年次以上	
		中学校教育実地研究A		2	中免のみ必修	4年次以上	
		中学校教育実地研究B		2	中免のみ必修	4年次以上	
		高等学校教育実地研究		2	高免のみ必修	4年次以上	
学校体験活動							
教職実践演習	教職実践演習（中・高）		2			4年次以上	
「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の最低合計単位数		・ 中学校免許取得 31単位 ・ 高等学校免許取得 27単位					

- (注1) 科目名の最後に1もしくは2の記載がある科目は、同科目名1・2をセットで修得すること。
- (注2) 教科の指導法は中学校教諭一種免許状を取得する場合は8単位、高等学校教諭一種免許状を取得する場合は4単位を修得すること。（8単位が必修に設定されている教科においては、高等学校一種免許状取得の場合でも8単位が必要なので注意すること。）
- (注3) 上記の表中の授業科目以外に、学務部開講の「日本国憲法1・2」、全学共通授業科目の「健康・スポーツ科学実習基礎」、「健康・スポーツ科学実習1・2」又は「健康・スポーツ科学講義A」のどちらか、「Academic English Communication A1・A2」、「Academic English Communication B1・B2」、「情報科学1・2」を必ず修得すること。
- (注4) 教育実習を受けるまでに、次のとおり単位を修得していることが望ましい。
 ・ 中学校教諭一種免許状取得の場合
 【教科及び教科の指導法に関する科目】（14単位以上）及び【教育の基礎的理解に関する科目】及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」（16単位以上）
 ・ 高等学校教諭一種免許状取得の場合
 【教科及び教科の指導法に関する科目】（14単位以上）及び【教育の基礎的理解に関する科目】及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」（11単位以上）

2. 教科及び教科の指導法に関する科目の単位
社 会（中学校一種）

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目名	単位数		履修方法	
		必修	選択		
教科に関する専門的事項	日本史	2			
	日本古代中世史		2		
	日本近世近代史		2		
	日本史特殊講義		2		
	日本史演習		2		
	東洋史	2			
	東洋古代中世史		2		
	東洋近世近代史		2		
	東洋史特殊講義		2		
	東洋史演習		2		
	西洋史	2			
	西洋古代中世史		2		
	西洋近世近代史		2		
	西洋史特殊講義		2		
	西洋史演習		2		
	古文書学		2		
	考古学		2		
	日本美術史		2		
	アジア美術史		2		
	西洋美術史		2		
	地誌	2			
	地理学概論	2			
	人文地理学		2		
	自然地理学		2		
	地域環境学		2		
	文化財学		2		
	景観文化財学		2		
	地理学特殊講義		2		
	地理学演習Ⅰ		2		
	地理学演習Ⅱ		2		
	地理学実習Ⅰ		1		
	地理学（地誌を含む。）				

教科に関する専門的事項	地理学（地誌を含む。）	地理学実習Ⅱ		1		
	「法律学、政治学」	* 法律学		2	} 2単位選択必修	
		* 政治学		2		
	「社会学、経済学」	社会学概論	2			
		社会学史		2		
		社会学講読		2		
		社会人類学		2		
		比較社会学		2		
		社会思想史特殊講義		2		
		社会調査概論		2		
		社会学特殊講義		2		
		社会学演習		2		
	「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論	2			
		倫理学講義	2			
		宗教学		2		
		西洋哲学史		2		
		科学哲学・科学思想史		2		
		哲学特殊講義		2		
		西洋哲学史特殊講義		2		
		倫理学特殊講義		2		
		論理学特殊講義		2		
		哲学演習		2		
		西洋哲学史演習		2		
科学哲学・科学思想史演習		2				
倫理学演習		2				
応用倫理学演習		2				
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	* 社会科教育論A	2			} 2単位選択必修	
	* 社会科教育論B	2				
	* 社会科・地歴科教育論		2			
	社会科・地歴科教育論A		2			
	* 社会科・公民科教育論	2				
最低合計単位数		28単位				

注1. *印は国際人間科学部開講科目、網掛けは一般的包括的内容を含む科目を表す。

注2. 28単位を超えて修得した教科及び教科の指導法に関する科目の単位は、大学が独自に認定する科目の単位とすることができる。

地理歴史（高等学校一種）

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目名	単位数		履修方法	
		必修	選択		
教科に関する専門的事項	日本史	日本史	2		
		日本古代中世史		2	
		日本近世近代史		2	
		日本史特殊講義		2	
		日本史演習		2	
		古文書学		2	
		考古学		2	
		日本美術史		2	
	外国史	東洋史	2		
		西洋史	2		
		東洋古代中世史		2	
		東洋近世近代史		2	
		東洋史特殊講義		2	
		東洋史演習		2	
		西洋古代中世史		2	
		西洋近世近代史		2	
		西洋史特殊講義		2	
		西洋史演習		2	
		アジア美術史		2	
		西洋美術史		2	
	人文地理学・自然地理学	人文地理学	2		
		自然地理学	2		
		地理学概論		2	
		地域環境学		2	
		文化財学		2	
		景観文化財学		2	
		地理学特殊講義		2	
		地理学演習Ⅰ		2	
		地理学演習Ⅱ		2	
		地理学実習Ⅰ		1	
		地理学実習Ⅱ		1	
	地誌	地誌	2		
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	*地歴科教育論		2	セットで履修
*社会科・地歴科教育論			2		
地歴科教育論A			2	セットで履修	
社会科・地歴科教育論A			2		
最低合計単位数		24単位			

注1. *印は国際人間科学部開講科目、網掛けは一般的包括的内容を含む科目を表す。

注2. 24単位を超えて修得した教科及び教科の指導法に関する科目の単位は、大学が独自に認定する科目の単位とすることができる。

公 民（高等学校一種）

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目名	単位数		履修方法	
		必修	選択		
教科に関する専門的事項	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	* 法律学	2	2単位選択必修	
		* 政治学	2		
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	社会学概論	2		
		社会学史		2	
		社会学講読		2	
		社会人類学		2	
		比較社会学		2	
		社会思想史特殊講義		2	
		社会調査概論		2	
		社会学特殊講義		2	
		社会学演習		2	
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学概論		2	1科目選択必修
		倫理学講義		2	
		心理学概論		2	
		宗教学		2	
		西洋哲学史		2	
		科学哲学・科学思想史		2	
		哲学特殊講義		2	
		西洋哲学史特殊講義		2	
		倫理学特殊講義		2	
		論理学特殊講義		2	
		哲学演習		2	
		西洋哲学史演習		2	
		科学哲学・科学思想史演習		2	
		倫理学演習		2	
		応用倫理学演習		2	
		心理学研究法		2	
心理学特殊講義			2		
心理学演習			2		
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	* 公民科教育論	2			
	* 社会科・公民科教育論	2			
最低合計単位数		24単位			

注1. *印は国際人間科学部開講科目、網掛けは一般的包括的内容を含む科目を表す。

注2. 24単位を超えて修得した教科及び教科の指導法に関する科目の単位は、大学が独自に認定する科目の単位とすることができる。

国 語（中学校一種、高等学校一種）

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目名	単位数		履修方法	
		必修	選択		
教科に関する専門的事項	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	国語学概論	2		
		音声言語	2		
		文章表現	2		
		国語学特殊講義		2	
		国語学演習		2	
	国文学（国文学史を含む。）	国文学概論	2		
		国文学史	2		
		国文学特殊講義		2	
		国文学演習		2	
	漢文学	漢文学	2		
	書道（書写を中心とする。）	書道実技	1		中学校一種のみ
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	国語科教育論A	2		
		国語科教育論B	2		
		国語科教育論C	2		
国語科教育論D		2			
最低合計単位数		28単位			

注1. 網掛けは一般的包括的内容を含む科目を表す。

注2. 28単位を超えて修得した教科及び教科の指導法に関する科目の単位は、大学が独自に認定する科目の単位とすることができる。

英 語（中学校一種、高等学校一種）

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目名	単位数		履修方法
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	英語学	英語学概論	2		
		言語学概論		2	
		英語学特殊講義		2	
		英語学演習		2	
	英語文学	イギリス文学史	2		
		アメリカ文学史	2		
		イギリス文学特殊講義		2	
		アメリカ文学特殊講義		2	
		イギリス文学演習		2	
		アメリカ文学演習		2	
	英語コミュニケーション	英会話	1		
		英作文	2		
	異文化理解	比較文化	2		
		比較文学概論		2	
		比較文学方法論		2	
		比較文学演習		2	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	* 英語科教育論 A	2		○中学校一種 6単位選択必修 ○高等学校一種 2単位選択必修	
	* 英語科教育論 B		2		
	英語科教育論 C		2		
	* 英語科教育論 D		2		
	英語科教育論 E		2		
最低合計単位数			24単位	中学校免許取得は28単位	

注1. *印は国際人間科学部開講科目、網掛けは一般的包括的内容を含む科目を表す。

注2. 最低合計単位数を超えて修得した教科及び教科の指導法に関する科目の単位は、大学が独自に認定する科目の単位とすることができる。

◎人文学研究科博士課程前期課程で取得できる教育職員免許状は、次のとおりです。

中学校教諭専修免許状	社会、国語、英語
高等学校教諭専修免許状	地理歴史、公民、国語、英語

上記の免許状を取得しようとする者は、基礎免許取得の上、次の教科に関する科目の単位が必要です。

【文化構造専攻】

教科に関する科目	最低修得単位数	授業科目名	備考
社会に関する科目 (中学校教諭) 公民に関する科目 (高等学校教諭)	24	哲学特殊研究Ⅰ 哲学特殊研究Ⅱ 哲学特殊研究Ⅲ 哲学史特殊研究Ⅰ 哲学史特殊研究Ⅱ 哲学演習Ⅰ 哲学演習Ⅱ 哲学演習Ⅲ 哲学史演習 倫理学特殊研究Ⅰ 倫理学特殊研究Ⅱ 現代思想特殊研究 倫理学演習Ⅰ 倫理学演習Ⅱ 現代思想演習	
国語に関する科目 (中学校・高等学校教諭)	24	国文学特殊研究Ⅰ 国文学特殊研究Ⅱ 国文学特殊研究Ⅲ 国文学特殊研究Ⅳ 国文学特殊研究Ⅴ 国文学特殊研究Ⅵ 国語学特殊研究Ⅰ 国語学特殊研究Ⅱ 国語学特殊研究Ⅲ 国語学特殊研究Ⅳ 国語学特殊研究Ⅴ 国文学古代演習Ⅰ 国文学古代演習Ⅱ 国文学中世演習Ⅰ 国文学中世演習Ⅱ 国文学中世演習Ⅲ 国文学近世演習Ⅰ 国文学近世演習Ⅱ 国文学近代演習Ⅰ 国文学近代演習Ⅱ 国語学演習Ⅰ 国語学演習Ⅱ 国語学演習Ⅲ 国語学演習Ⅳ 国語学演習Ⅴ 国語学演習Ⅵ 国語学演習Ⅶ 国語学演習Ⅷ 中国古典文学特殊研究Ⅰ 中国古典文学特殊研究Ⅱ 中国現代文学特殊研究Ⅰ 中国現代文学特殊研究Ⅱ 中国思想史特殊研究 中国古典文学演習Ⅰ 中国古典文学演習Ⅱ 中国古典文学演習Ⅲ 中国古典文学演習Ⅳ 中国現代文学演習Ⅰ 中国現代文学演習Ⅱ	

教科に関する科目	最低修得単位数	授業科目名	備考
英語に関する科目 (中学校・高等学校教諭)	24	英米文学特殊研究Ⅰ 英米文学特殊研究Ⅱ 英米文学特殊研究Ⅲ 英米文学特殊研究Ⅳ 英米文学特殊研究Ⅴ 英米文学特殊研究Ⅵ 英米文学特殊研究Ⅶ 英米文学特殊研究Ⅷ 英米文学特殊研究Ⅸ 英米文学特殊研究Ⅹ 英米文学演習Ⅰ 英米文学演習Ⅱ 英米文学演習Ⅲ 英米文学演習Ⅳ 英米文学演習Ⅴ 英米文学演習Ⅵ 英米文学演習Ⅶ 英米文学演習Ⅷ 英米文学演習Ⅸ 英米文学演習Ⅹ	

【社会動態専攻】

教科に関する科目	最低修得単位数	授業科目名	備考
社会に関する科目 (中学校教諭) 地理歴史、公民に関する科目 (高等学校教諭)	24	◎日本古代史特殊研究 ◎日本古代中世史特殊研究Ⅰ ◎日本古代中世史特殊研究Ⅱ ◎日本中世史特殊研究Ⅰ ◎日本中世史特殊研究Ⅱ ◎日本近世史特殊研究 ◎日本近世近代史特殊研究 ◎日本近代史特殊研究Ⅰ ◎日本近代史特殊研究Ⅱ ◎日本現代史特殊研究Ⅰ ◎日本現代史特殊研究Ⅱ ◎日本古代史演習 ◎日本古代中世史演習Ⅰ ◎日本古代中世史演習Ⅱ ◎日本中世史演習Ⅰ ◎日本中世史演習Ⅱ ◎日本中世史演習Ⅲ ◎日本近世史演習 ◎日本近世近代史演習 ◎日本近代史演習Ⅰ ◎日本近代史演習Ⅱ ◎日本現代史演習Ⅰ ◎日本現代史演習Ⅱ ◎日本現代史演習Ⅲ ◎東洋古典古代史特殊研究Ⅰ ◎東洋古典古代史特殊研究Ⅱ ◎東洋中世史特殊研究Ⅰ ◎東洋中世史特殊研究Ⅱ ◎東洋近世史特殊研究Ⅰ ◎東洋近世史特殊研究Ⅱ ◎東洋近現代史特殊研究Ⅰ ◎東洋近現代史特殊研究Ⅱ ◎東洋古典古代史演習Ⅰ ◎東洋古典古代史演習Ⅱ ◎東洋中世史演習Ⅰ	◎印は社会及び地理歴史に関する科目

		<ul style="list-style-type: none"> ◎東洋中世史演習Ⅱ ◎東洋近世史演習Ⅰ ◎東洋近世史演習Ⅱ ◎東洋近現代史演習Ⅰ ◎東洋近現代史演習Ⅱ ◎西洋古代史特殊研究Ⅰ ◎西洋古代史特殊研究Ⅱ ◎西洋中世史特殊研究Ⅰ ◎西洋中世史特殊研究Ⅱ ◎西洋近世史特殊研究Ⅰ ◎西洋近世史特殊研究Ⅱ ◎西洋近現代史特殊研究Ⅰ ◎西洋近現代史特殊研究Ⅱ ◎西洋古代史演習Ⅰ ◎西洋古代史演習Ⅱ ◎西洋中世史演習Ⅰ ◎西洋中世史演習Ⅱ ◎西洋近世史演習Ⅰ ◎西洋近世史演習Ⅱ ◎西洋近現代史演習Ⅰ ◎西洋近現代史演習Ⅱ ◎地図史特殊研究Ⅰ ◎社会地理学特殊研究Ⅰ ◎社会地理学特殊研究Ⅱ ◎歴史地理学特殊研究Ⅰ ◎歴史地理学特殊研究Ⅱ ◎社会地理学演習 ◎歴史地理学演習 ◎地理情報論演習 ◎地域調査法演習 ○文化社会学特殊研究 ○理論社会学特殊研究Ⅰ ○理論社会学特殊研究Ⅱ ○社会学説史特殊研究 ○経験社会学特殊研究Ⅰ ○経験社会学特殊研究Ⅱ ○文化社会学演習 ○理論社会学演習Ⅰ ○理論社会学演習Ⅱ ○経験社会学演習Ⅰ ○経験社会学演習Ⅱ ○社会調査法演習Ⅰ ○社会調査法演習Ⅱ ○多変量解析演習 ○質的分析演習 □心理学特殊研究Ⅰ □心理学特殊研究Ⅱ □心理学特殊研究Ⅲ □認知過程論Ⅰ □認知過程論Ⅱ □認知過程論Ⅲ □認知情報論 □心理学研究法Ⅰ □心理学研究法Ⅱ □心理学研究法Ⅲ □心理学演習Ⅰ □心理学演習Ⅱ □心理学演習Ⅲ 	<p>◎印は社会及び地理歴史に関する科目</p>
<p>社会に関する科目 (中学校教諭)</p>	<p>24</p>		
<p>地理歴史、公民に関する科目 (高等学校教諭)</p>			<p>○印は社会及び公民に関する科目</p> <p>□は公民に関する科目</p>

教科に関する科目	最低修得単位数	授業科目名	備考
英語に関する科目 (中学校・高等学校教諭)	24	理論言語学特殊研究Ⅰ 理論言語学特殊研究Ⅱ 英語学特殊研究Ⅰ 英語学特殊研究Ⅱ 認知言語学特殊研究Ⅰ 認知言語学特殊研究Ⅱ 音声学特殊研究Ⅰ 音声学特殊研究Ⅱ 応用言語学特殊研究 理論言語学演習Ⅰ 理論言語学演習Ⅱ 英語学演習Ⅰ 英語学演習Ⅱ 認知言語学演習Ⅰ 認知言語学演習Ⅱ 音声学演習Ⅰ 音声学演習Ⅱ 応用言語学演習Ⅰ 応用言語学演習Ⅱ	

学芸員資格取得に関する科目履修内規

平成 16 年 4 月 1 日 制 定
最終 令和 5 年 1 月 18 日 改 正

第 1 条 この内規は、神戸大学文学部規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 23 条の規定に基づき、学芸員資格取得に関する授業科目の履修について定める。

第 2 条 学芸員の資格を取得しようとする者は、次の表に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

授業科目	単位数	博物館法施行規則に定める科目	単位数
ESD 生涯学習論 A	1	生涯学習概論	2
ESD 生涯学習論 B	1		
* 社会教育計画論	2		
博物館概論	2	博物館概論	2
博物館経営論	2	博物館経営論	2
博物館資料論	2	博物館資料論	2
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2
博物館展示論	2	博物館展示論	2
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2
博物館教育論	2	博物館教育論	2
博物館実習	3	博物館実習	3

*印は、国際人間科学部開講科目を示す。

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- この内規施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- この内規施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- この内規施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、改正後の学芸員資格取得に関する科目履修内規は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- この内規は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この内規施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- この内規は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- この内規施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。

学芸員資格取得に関する科目履修について

学芸員資格取得に関する科目履修内規第 2 条に定める授業科目については次のことに留意して履修すること。

1 博物館実習（3 単位）は次のとおり履修すること。

美術史関係	単位数	歴史関係	単位数
博物館実習 A I	1	博物館実習 A II	1
博物館実習 B I	1	博物館実習 B II	1
博物館実習 C	1	博物館実習 C	1

- (1) 博物館実習は、見学実習、実務実習、館園実習で構成され、これに対応する A、B、C すべての科目を修得した場合に「博物館実習」3 単位を認定し、2 科目以内の修得の場合には、単位は認定されない。評価は「合格」又は「不合格」とする。
- (2) A は見学実習に相当する（実施時期、場所、履修手続き等については掲示により通知する）。
- (3) B は実務実習に相当する（実施時期、場所、履修手続き等については掲示により通知する）。
- (4) C は博物館等における 1 週間程度の館園実習（実施時期、場所、履修手続き等については掲示により通知する）とし、事前・事後指導を含む。

2 博物館実習 A は、できるだけ 2 年次に履修すること。

3 博物館実習 B について

- (1) 4 年次に履修すること。
- (2) 博物館実習 B を受講するまでに、博物館実習 A を修得しておくこと。

4 博物館実習 C について

- (1) 4 年次生を対象として、原則として夏季休業中に 1 週間程度の実習を、主として兵庫県、大阪府内の博物館、美術館等で実施する。
- (2) 博物館実習 C を受講するまでに、博物館実習 B を履修しておくこと。
- (3) 履修希望者は、「博物館実習 C 履修登録願」を提出しなければならない。

社会調査士及び専門社会調査士資格取得について

社会調査士資格取得のための授業科目修得および申請について

神戸大学文学部では、社会調査協会による科目認定を受けて、下記のような社会調査士資格にかかわる授業科目を開講している。社会調査士資格の取得を希望する者は、これらの授業科目を履修し単位を修得すること。

その上で、大学卒業時に資格認定申請(有料)を社会調査協会に対して行う必要がある(正規資格の取得には大学卒業が要件となる)。資格認定申請の手続きの方法については、所定の時期に掲示するので留意すること。

詳しい情報は、社会調査協会ホームページ(<http://jasr.or.jp>)から収集すること。

社会調査協会の定める標準カリキュラム	神戸大学文学部が開講する対応授業科目 (隔年＝隔年開講、毎年＝毎年開講)
【A】 社会調査の基本的事項に関する科目	社会調査概論 (2単位、隔年)
【B】 調査設計と実施方法に関する科目	社会調査方法論 (2単位、隔年)
【C】 基本的な資料とデータの分析に関する科目	社会分析法 (2単位、隔年)
【D】 社会調査に必要な統計学に関する科目	社会統計学 (2単位、隔年)
【E】 量的データ解析の方法に関する科目	量的調査法 (2単位、隔年)
【F】 質的分析の方法に関する科目	質的調査法 (2単位、隔年)
【G】 社会調査の実習を中心とする科目	社会調査演習 I・II (各2単位、毎年)

(注) E科目＝量的調査法とF科目＝質的調査法については、どちらか1つの授業科目を修得すること。

G科目＝社会調査演習は、IとIIの両方の授業科目を修得する必要がある。

専門社会調査士資格取得のための授業科目修得および申請について

神戸大学大学院人文学研究科(博士課程前期課程)では、社会調査協会による科目認定を受けて専門社会調査士資格にかかわる授業科目を開講している。専門社会調査士資格を取得するためには、これらの授業科目の単位修得を含めた、以下の要件をすべて満たす必要がある。

①社会調査士資格を有する。

※ 社会調査士資格を有していない場合であっても、専門社会調査士資格を取得する際、社会調査士資格と専門社会調査士資格を同時に申請することも可能である(この場合、E科目/F科目は選択制、G科目は不要。なおE、F、G科目の意味は、社会調査協会の定める「社会調査士資格取得のための標準カリキュラム」を参照のこと)。

②下記の授業科目を修得する。

社会調査協会の定める標準カリキュラム	神戸大学大学院人文学研究科(前期課程)が開講する対応授業科目(隔年＝隔年開講、毎年＝毎年開講)
【H】 調査企画・設計に関する演習(実習)科目	社会調査法演習 I・II (各2単位、毎年)
【I】 多変量解析に関する演習(実習)科目	多変量解析演習(2単位、隔年)
【J】 質的調査法に関する演習(実習)科目	質的分析演習(2単位、隔年)

(注) 社会調査法演習については、I・IIの両方の授業科目を修得する必要がある。

③社会調査結果を用いた研究論文（修士論文を含む）を執筆する。

④神戸大学大学院人文学研究科博士課程前期課程を修了する。

.....
資格認定を受けようとする者は、以上の要件を満たした上で、神戸大学大学院人文学研究科博士課程前期課程修了時あるいはその後に、社会調査協会に申請を行うこと（有料）。資格認定申請の手続きの方法については、所定の時期に掲示をするので留意すること。

詳しい情報は、社会調査協会ホームページ（<http://jasr.or.jp>）から収集すること。

社会調査士認定規則（抜粋）

一般社団法人 社会調査協会

第 1 条 本協会は、高等教育機関における社会調査教育の向上を図り、社会調査知識と技能を有する人材育成を目的として、大学の学部教育において一定の要件をみたした社会調査の科目を履修した者に社会調査士の資格を認定する。

第 2 条 大学、大学院等の教育組織(以下「教育組織」と呼ぶ)が、「社会調査士資格の標準カリキュラム」に対応する授業科目の認定を受けるためには、授業内容を説明するものなど必要な資料を添えて「社会調査士科目認定申請書」を提出し、承認を得なければならない。

第 3 条 前条の教育組織は、あらかじめ「連絡責任者」を定め、「社会調査士連絡責任者申請書」を協会に提出し、承諾を得るものとする。

第 4 条 社会調査士の資格を取得しようとする者は、所属する教育組織において第 2 条に定める授業科目を履修しなければならない。

第 5 条 教育組織において所定の科目を履修し、社会調査士の資格認定を申請する者は、連絡責任者を通じて、以下の書類に認定審査手数料を添えて本協会に提出しなければならない。

(1) 認定申請書

(2) 資格認定科目に関わる成績および卒業または修士修了を証明する書類

2 資格が認定された者に対しては、「社会調査士認定証」を交付する。

第 6 条 (キャンディデイト申請) 前条の規定にかかわらず、在学中の学生は、連絡責任者を通じて以下の書類に認定審査手数料を添えて、社会調査士（キャンディデイト）認定を申請することができる。

(1) 認定申請書

(2) 前年度までの成績証明書および当該年度の履修科目証明書ないしそれに代わるもの

2 在学中に申請し、承認された者には「社会調査士資格（キャンディデイト）証明書」を発行し、卒業後に卒業証明書及び成績証明書の提出を待って「社会調査士認定証」を交付する。

第 7 条 第 2 条に定める社会調査士資格の標準カリキュラムの変更は、理事会の議を経るものとする。

専門社会調査士認定規則（抜粋）

一般社団法人 社会調査協会

第 1 条 現代社会において、社会調査を用いた研究もしくは実務にたずさわる職業人にふさわしい、社会調査に関する高度な専門的知識と技能をもつ人材の育成を目的として、これら知識と技能の修得を認めうる一定の要件をみたした者に、専門社会調査士の資格を認定する。

第 2 条 専門社会調査士の資格を認定されるためには、原則として次の各号をすべて満たしていな

ければならない。

- (1) 大学院の修士課程修了以上の教育を受けているか、もしくはそれと同等の学力があると認められること。
 - (2) 社会調査士の資格を取得していること。
 - (3) 大学院において、別表2の「専門社会調査士資格の標準カリキュラム」に対応する授業科目を履修していること。
 - (4) 社会調査データ(質的・量的は問わない)を用いて独自に執筆した実証的研究論文を修士(博士)論文もしくは他の形態において発表しており、かつその論文が専門社会調査士の資格にふさわしいと、社会調査協会において認められること。
- 2 前項(4)号に定める研究論文は、本人の執筆部分が明確であれば、共同論文の一部であってもよい。
 - 3 第1項(4)号に定める研究論文は、修士論文もしくは博士論文として合格しているか、雑誌ないし編著書に掲載されているか、報告書ないしワーキングペーパーの形で広く配布されているか、あるいは投稿論文として受理されて審査中ないし掲載が決定されているか、など一定の公共的な学問の場に提示されたものであることをもって「発表されている」とみなす。ただし、個人のホームページ上の掲載は除く。
 - 4 第1項(2)号に定める社会調査士の資格は、専門社会調査士資格の申請と同時に認定申請することができる。

第3条 大学、研究科、専攻、コース、研究室等の大学院教育組織(以下「教育組織」と呼ぶ)が、「専門社会調査士資格の標準カリキュラム」に対応する授業科目の認定を受けるためには、授業内容を説明するものなど必要な資料を添えて、「専門社会調査士科目認定申請書」を提出し、承認を得なければならない。

第4条 前条の教育組織は、あらかじめ「連絡責任者」を定め、「専門社会調査士連絡責任者申請書」を協会に提出し、承認を得るものとする。

第5条 第2条4項の規定により、同時に社会調査士資格認定を申請するばあいは、次のいずれかの方法による。

- (1) あらかじめ社会調査士認定規則の必修科目を履修すること。ただし、「G 社会調査を実際に経験し学習する科目」は履修を要しない。なお、履修は、学部および大学院の在学期間にまたがってよい。
- (2) 社会調査協会が開講する講習会において、指定の講習科目を履修すること。

第6条 教育組織において所定の科目を履修し、専門社会調査士の資格認定を申請する者は、連絡責任者を通じて、以下の書類に認定審査手数料を添えて本協会に提出しなければならない。

- (1) 認定申請書
- (2) 資格認定科目に関わる成績および修士修了を証明する書類
- (3) 第2条1項(4)号に定める研究論文もしくはそのコピーおよび「研究論文概要説明書」

2 資格が認定された者に対しては、「専門社会調査士認定証」を交付する。

第7条 (予備認定申請) 前条の規定にかかわらず、在学中の院生は、連絡責任者を通じて以下の書類に認定審査手数料を添えて、資格の予備認定を申請することができる。

- (1) 認定申請書
- (2) 申請時点までの成績証明書および当該年度の履修科目証明書ないしそれに代わるもの
- (3) 第2条1項(4)号に定める研究論文(コピー可)、もしくは「研究論文計画書」
- (4) 指導教員の推薦書

2 在学中に予備認定を申請し、承認された者には「専門社会調査士(キャンディデイト)証明書」を交付する。

3 予備認定を受けた者が専門社会調査士の資格を認定されるためには、修士課程の修了後、以下の書類等を提出して本協会による審査を経なければならない。

- (1) 修士修了証明書
- (2) 成績証明書

(3) 研究論文が未提出の者は、研究論文ないしそのコピー

第 8 条 第 2 条から第 7 条までの規定にかかわらず、次の(1)もしくは(2)に該当する者は、専門社会調査士の資格を申請することができる。

(1) 次のイからハのすべてみたす者

イ 修士号を取得していること、もしくは、それと同等の能力があると認められること。修士号を取得している場合には、取得から 3 年以上経過していること。

ロ 研究論文を発表していること。

ハ 実証的な調査研究にたずさわった経験を有すること。

(2) 次のイおよびロをみたす者

イ 社会調査に関わる実務経験が 4 年以上あること。

ロ 研究論文を発表していること、もしくは調査報告書等を作成していること。

2 前項(1)によって申請する者は、以下の書類に認定審査手数料を添えて、本協会に申請しなければならない。

(1) 「認定申請書」

(2) 研究論文(コピーも可) 1 点および「研究論文概要説明書」

ただし、提出研究論文が共著論文で、かつ申請者が筆頭執筆者でない場合には「共著論文担当役割証明書」を提出するものとする。

(3) 学歴、職歴および研究教育歴、調査実施歴、研究業績を記した「履歴書」

3 第 1 項(2)によって申請する者は、以下の書類に認定審査手数料を添えて、本協会に申請しなければならない。

(1) 「認定申請書」

(2) 研究論文(コピーも可) 1 点および「研究論文概要説明書」、もしくは研究論文に代わる調査報告書等の成果物

ただし、提出研究論文が共著論文で、かつ申請者が筆頭執筆者でない場合には「共著論文担当役割証明書」を、研究論文に代えて調査報告書等の成果物を提出する場合には「調査報告書等担当役割証明書」を、それぞれ追加して提出するものとする。

(3) 「調査実務経歴書」

(4) 学歴、職歴、社会調査教育歴、社会調査実施歴、研究業績を記した「履歴書」専門社会調査士資格制度発足時の特別な移行処置として、第 2 条から第 7 条までの規定にかかわらず、これら各条の規定によって認定される者と同等の社会調査に関する知識と技能を有し、かつ以下の要件をみたす者は、専門社会調査士の資格を申請することができる。

(1) 1. 修士号を取得していること、もしくは、それと同等の能力があると認められること。

修士号を取得している場合には、取得から 3 年以上経過していること。

(2) 研究論文をすでに発表していること。

(3) 実証的な調査研究にたずさわった経験を有すること。

8 学生生活（厚生）関係 （学部・大学院共通）

証明書等の発行について

卒業（見込）証明書、成績証明書、在学証明書、学割証等の申込方法及び発行期日等は下記のとおりです。

証 明 書	申 込 方 法	交 付 日	備 考
通学証明書交付願	証明書自動発行機	即 時	必要事項を記入して教務学生係へ提出 (休学中は発行不可)
学割証	〃	〃	1回2枚まで(年間15枚以内) 有効期間は発行日から3ヶ月間
仮受験票	〃	〃	試験時等に学生証を忘失した際に、発行日に限り有効とし、1学期に5枚以内
在学証明書 (和文/英文)	〃	〃	
※成績証明書 (和文/英文)	〃	〃	
※卒業・修了見込証明書 (和文/英文)	〃	〃	4/1 は証明書自動発行機更新のため、発行は4/2以降(最終学年対象)
健康診断証明書	インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門(保健管理センター)に申込	申込日の翌日	受検者のみ
その他	教務学生係に申込	申込日より2日後の午後以降	

※人文学研究科博士課程後期課程学生は、証明書自動発行機では発行不可のため、教務学生係に申し込んでください。(申込日より2日後の午後以降に交付) 修了見込証明書は、博士論文提出後に発行できます。

住所変更の届出について

住所を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を教務学生係へ提出してください。

身上異動について

休学、復学、退学、欠席、住所変更、改姓等在学中の身分等の異動を生じたときは速やかに願い出又は届け出てください。遅れると授業料等本人に不利になることがあるので、できる限り早急に教務学生係に申し出てください。(『神戸大学共通細則』参照)。

授業料納付について

学生は、前期分を4月1日から4月30日まで、後期分を10月1日から10月31日までに納付しなければなりません(『神戸大学教学規則』第50条参照)。

納付方法は、入学手続き時にWeb入力により指定した授業料振替口座からの引き落とし(口座振替)によって行います。

授業料免除申請，奨学金，アルバイトについて

「学生生活案内」を参照してください。

教室の使用について

- 1 授業、学部行事等に支障のない限り、研究又は勉強会等のため教室を使用することができます。
(ただし、原則として土曜・日曜、祝日及び年末年始の使用はできません。)
使用する場合は、所定の「施設使用願」に教員との連名により、事前に教務学生係に願い出て許可を受けてください。
- 2 使用者は、消火器の位置及び使用方法を熟知しておいてください。
- 3 使用者は、使用後の部屋の戸締り、窓の施錠、火気、水道、電気、ガスを必ず点検すること。また、使用しない廊下灯等の消灯につとめてください。

大学院学生研究室の使用について

- 1 平日（月曜日～金曜日）の使用
人文学研究科学生研究室・・・原則として、午前9時から午後10時まで
- 2 土・日曜日及び休日の使用
原則として閉室とするが、教育・研究上の必要によりやむを得ず土・日曜日及び休日（以下「休日等」という。）に使用を希望する者は、休日等の前日までに「施設使用願」を教員連名により教務学生係に提出し、許可を得てください。
- 3 使用上の注意事項等
 - (1) 使用者は、退出するときには部屋の戸締り、窓の施錠、火気、水道、電気を必ず点検してください。また、使用しない廊下灯等の消灯につとめてください。
 - (2) 学舎の玄関施錠後に入退出する時には、事故防止のため夜間出入口を必ず施錠して、開放のままとしないこと。
 - (3) 使用者は、消火器の位置及び使用方法を熟知しておいてください。
 - (4) 平日の午後5時以降及び休日等に万一事故が発生した場合は、理学研究科警務員室に連絡してください。

構内への車両乗入れ規制について

文学部、理学部、農学部、人文学研究科、理学研究科及び農学研究科においては、許可を受けていない車両（二輪車を含む。）の構内乗入れを規制しています。

これは、文・理・農等キャンパス委員会、車両対策委員会において、事故及び騒音の防止並びに環境保全のため、自動ゲート方式による車両入構管理システムを導入し、秩序あるキャンパスとして入構・駐車を整理することを目的として決定されたことによるものです。

なお、特別の理由により、車両の構内乗入れを必要とする者は、「駐車許可交付申請書」を事務室に提出して許可を受けてください。

構内駐車許可要領

- 1 この要領は、文理農等のキャンパスにおける車両（二輪車を除く。）の構内入構及び駐車について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 車両の構内入構及び駐車を許可される者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 身体上の理由により車両の使用を必要とする者
 - (2) 常時実験実習及び勤務の都合上車両の使用を必要とする者
(学生については4年次生及び大学院生等)
 - (3) 車両を使用しなければ通勤通学に著しく支障のある者
 - (4) その他業務上入構を必要とする者
- 3 前項各号に該当する者には、申請により「入構許可証」及び「パスカード」を交付するので、「入構許可証」を車内フロントに置くこと。
- 4 「入構許可証」及び「パスカード」の有効期間は1年間とし、更新の許可を得ようとするときは、毎年申請しなければならない。
- 5 車両の臨時入構・駐車をしようとする者は、駐車券（可能駐車時間1時間以内）により一時入構・駐車し、駐車時間の延長については、止むを得ない理由により認める場合があることとし、その都度所用先の学部又は研究科（以下「学部等」という）の担当係に申し出ること。
- 6 駐車許可申請の受付、入構許可証及びパスカードの交付、有効期間は次のとおりとする。
 - ① 申請の受付期間 4月中旬
 - ② 許可証の交付期間 4月下旬
 - ③ 許可証の有効期間 5月1日～翌年4月30日(注) 申請の受付期間等の具体的な日程はその都度通知する。
- 7 駐車許可申請の受付は、所属学部等の担当係とする。
- 8 学生、教職員等の資格を失ったときは、直ちに入構許可証及びパスカードを返還すること。
- 9 その他、車両の構内入構及び駐車については、学部等の担当者の指示によるものとする。
- 10 その他必要な事項については、文理農等車両対策委員会が定める。

自動車・二輪車駐車許可者の遵守事項

- 1 構内では、歩行者の安全を第一とし、制限速度20km/hを厳守すること。
また、ロータリーを逆方向に走行しないこと。
- 2 所定の駐車区域に駐車すること。特に、ロータリーの周囲、建物の入口付近、狭い幅員の通路に駐車しないこと。
- 3 教育・研究に迷惑とならないよう、必要以上にエンジン音等の騒音を出さないこと。
- 4 対人・対物事故、盗難等については、自己の責任において処理し、大学に一切迷惑をかけること。
- 5 上記のほか、「構内駐車許可要領」に従うこと。
入構許可証を運転席の前面の見えやすい所に置くこと。

【注意】 遵守事項に従わなかった場合は、入構許可を取り消す。

神戸大学バイク駐輪登録要領

平成26年9月3日
学生委員協議会 決定

本学は傾斜地が多く駐車スペースが限られていること及び近辺の公共交通網が整備されていることから、マイカー通学を禁止し、バイク通学の自粛を要望しているが、キャンパス内外でバイクによる事故・トラブルが多発している。

このため、バイクの利用実態を把握し事故防止を図るとともに、駐輪場整備に役立てる目的で、バイク駐輪の登録を実施する。

1. 登録可能者

本学学生（研究生など非正規生を含む）で、バイク（対象：自動二輪車（50cc を超えるもの）、原動機付自転車（50cc 以下のもの））をキャンパス内に駐輪しようとする者。

2. 登録期間

毎年4月10日～4月30日（平成26年度は、10月1日～10月15日）
ただし、登録期間後も未登録者について随時受付を行う。

3. 登録書配付・提出場所

所属学部・研究科の学生担当係又は学生支援課学生相談担当（学生センター）

4. 登録書様式

様式1のとおり

5. 登録シール

登録書を提出した者には、登録シールを交付する。

様式：様式2のとおり

登録シールの料金は無償とする。

登録シールの貼付場所：車体後部の泥除けの見やすい位置に貼付すること。

有効期限：在籍期間中

6. 遵守事項

登録した者は、以下の事項を遵守しなければならない。登録後、遵守しない者の登録を取り消すことがある。

・大学キャンパス内では、必ず交通規則を遵守し、制限速度を守り、歩行者、他の車両に十分注意すること。

・バイク自賠責保険は、必ず加入・更新すること。

・指定された場所にもみ駐輪し、それ以外の場所には駐輪しない。

7. 駐輪・駐車スペース

大学キャンパス内では、指定場所にもみ駐輪すること。

登録シールを貼付していないバイク及び指定場所以外に駐輪しているバイクは撤去・廃棄し、費用を請求することがある。

様式 2

令和××年度
0001
登録シール
登録番号シール 0001 令和××年度

バイク駐輪登録書

登録番号シール貼付

令和 年 月 日			
神戸大学長 殿			
私は、裏面の神戸大学バイク駐輪登録要領を理解し、下記のとおり、キャンパス内へのバイクの駐輪登録をしますので、登録シールを交付願います。			
所属学部・研究科	学部 ・ 研究科		
学籍番号		氏名	
車種・形式	CC		
プレートナンバー			
自賠責保険満期年月	年	月	<u>※必ず自賠責保険証明書を提示すること</u>
任意保険加入の有無	有 ・ 無		

【遵守事項】

登録した者は、以下の事項を遵守しなければならない。登録後、遵守しない者の登録を取り消すことがある。

- ・大学キャンパス内では、必ず交通規則を遵守し、制限速度を守り、歩行者、他の車両に十分注意すること。
- ・バイク自賠責保険は、必ず加入・更新すること。
- ・指定場所にもみ駐輪し、それ以外の場所には駐輪しない。

定期健康診断及び健康相談について

健康診断

学校保健法に基づき毎年 1 回定期健康診断が実施される。この健康診断は神戸大学学生健康診断規程に従い実施され、学生の健康の保持と増進をはかることを目的としている。

未受診者には奨学生出願等の際、健康診断書の発行ができない。特に、卒業年次の学生は、就職あっせんなどの際に必要な書類となるから受検もれないよう十分注意する必要がある。

健康相談

健康管理は学生生活上重要なことである。そのために本部庁舎 2 階にインクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門（保健管理センター）が設けられ、救急処置、健康相談（「からだの健康相談」、「こころの健康相談」）、保健指導などの業務を行っている。

神戸大学学生健康診断規程

（平成 16 年 4 月 1 日 制 定）

（令和 4 年 3 月 31 日 一部改正）

（趣 旨）

第 1 条 この規程は、神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

（実施機関）

第 2 条 健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門（以下「保健管理部門」という。）が行う。

（健康診断の種類）

第 3 条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長（以下「保健管理部門長」という。）が必要と認めたときに行うものとする。

（受診の義務）

第 4 条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理部門長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理部門に提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理部門長に申し出て指示を受けなければならない。

（健康診断の結果の区分及び通知）

第 5 条 保健管理部門長は、健康診断の結果を別表により区分し、学部長等（各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。）に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

（事後措置）

第 6 条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者がいるときは、保健管理部門長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

（復学時の受診）

第 7 条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、保健管理部門長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

（証明書の発行）

第 8 条 第 3 条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することがある。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

健康相談（「からだの健康相談」と「こころの健康相談」）

からだの健康相談・・・内科その他の医師が身体の不調に関する相談を受け付けています。病気は予防と早期発見・早期治療が一番です。気になることがあったら、いつでも気楽に相談してください。詳しくは下記の健康相談日程表を御覧ください。

こころの健康相談・・・カウンセラーと精神神経科医があらゆる心の悩みや心配事の相談に応じます。例えばこんな時、一人でくよくよしないで気楽に相談してみてください。

- 心理について** 対人関係で悩んでいる。(友人・異性)。
自分の性格や能力について悩みがある。
ノイローゼ気味で毎日が不安である。
何もやる気がしない。
- 心身の状態について** 最近睡眠がたいへん短くなっている。
食事が減ったり、逆に食べ過ぎたりしている。
- 学業について** 学業に対する意欲がなく、身が入らない。
転学部・転学・休学・退学をしようと迷っている。
- 将来について** 卒業後や今後のことについて悩んでいる。
自分にとってどういう進路や職業が適しているのかを迷っている。
- 日常生活について** サークルのことで悩んでいる。
大学生活や人生の意義・目的が分からない。
家庭や下宿でうまくいかない。
ハラスメントやストーカーの被害にあっている。

・・・などです。

「相談内容の秘密は厳守されます。」

健康相談日程表

曜日	月	火	水	木	金
からだの健康相談	○	○	○	○	○
こころの健康相談	○	○	○	○	○

(備考) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門(保健管理センター)の開所時間は土・日・祝日を除く毎日 9:00~12:00(受付は 11:30 まで)と 13:00~17:00(受付は 16:30 まで)です。救急処置を必要とする方については 9:00~17:00 の間いつでも受け付けています。詳しくはインクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門(保健管理センター)へお尋ねください。

新入生健康診断実施日とその前後、年末・年始は休みです。

健康相談を希望される方はインクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門(保健管理センター)へ直接来られるか、電話で申し込んでください。(待ち時間の緩和のために、できればまずお電話をください。特に午前中は健康診断や再検査・精密検査等で混雑している場合があります。また、「こころの相談」では、予約がないと十分な相談時間をお取りできないことがあります。)
「こころの健康相談」については、手紙や電話での相談も受け付けています。

福利厚生用具等について

学務部貸出物品

学内外で行う課外活動用等として次の貸出物品がありますので、借用希望者は1週間前までに、**学生会館事務室 (TEL078-803-7550)** で学生証を持参の上、手続きしてください。

なお、土曜日・日曜日・休日及び年末年始(12月28日～1月4日)の借用手続及び返却はできません。

貸出物品	数量	貸出物品	数量
プロジェクター	2台	発電機	1台
長机(折畳式)	52台	ドラムコード	4台
パイプ椅子	105脚	ソフトボール用具	2組
巻尺(50m)	2個	トランシーバー	5台
巻尺(100m)	1個	マイク(コード付)	4本
ストップウォッチ	3個	ハンドマイク	7本
ラウドネスアンプ・スピーカー	1組	マイクスタンド	4台
キャンプ用テント(5人用)	10張	マイクスタンド(小)	1台
大テント	4張	ワイヤレスアンプ・マイク	2組
シュラフ	15個	スライド映写機	1台
*ビデオデッキ(SVHS)	1台	ラインカー	2台
MDラジカセ	2台	デスクトップスクリーン(100×75cm)	1台
ベンチ(長椅子)	39脚	延長コード(5m)	2本
担架	2台		

*2階談話室備付

9 教育交流（国内外）

国内の大学等との交流協定状況

学部等名	大学学部等名	協定締結日
人文学研究科	奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科	令和 2 年 4 月 1 日
文 学 部	大阪大学文学部	平成 19 年 4 月 1 日
人文学研究科	大阪大学大学院人文学研究科	
人文学研究科	神戸松蔭女子学院大学大学院文学研究科	
人文学研究科	神戸市外国語大学大学院外国語学研究科	

外国の大学等との交流協定状況

○ 大学間協定（文学部、人文学研究科が賛同している協定のみ抜粋）

国 名	大 学 名 等	協 定 締 結 日
大 韓 民 国	木浦大学校	平成 14 年 5 月 20 日
	成均館大学校	平成 14 年 10 月 15 日
	韓国海洋大学校	平成 15 年 10 月 6 日
	ソウル国立大学校	平成 21 年 4 月 28 日
	高麗大学校	平成 24 年 5 月 15 日
	国立群山大学校	平成 15 年 10 月 1 日
	木浦海洋大学校	平成 15 年 10 月 1 日
中 華 人 民 共 和 国	山東大学	平成 12 年 5 月 8 日
	華東師範大学思勉人文高等研究院	平成 23 年 12 月 15 日
	中山大学	平成 12 年 7 月 17 日
	南京大学	平成 29 年 2 月 17 日
	中国海洋大学	平成 18 年 9 月 6 日
	復旦大学	平成 20 年 3 月 12 日
	北京外国語大学	平成 20 年 11 月 3 日
	武漢大学	平成 20 年 11 月 26 日
	上海交通大学	平成 21 年 4 月 9 日
	清華大学	平成 21 年 4 月 28 日
	上海海事大学	平成 15 年 10 月 1 日
	大連海事大学	平成 15 年 12 月 1 日
台 湾	国立台湾大学	平成 14 年 2 月 27 日
	国立政治大学	平成 29 年 7 月 21 日
	国立台湾海洋大学	平成 15 年 10 月 1 日
インドネシア	スラバヤ工科大学	平成 15 年 12 月 29 日
シンガポール	南洋理工大学	平成 28 年 12 月 1 日
モンゴル	モンゴル国立大学	平成 29 年 4 月 1 日
トルコ	イスタンブール工科大学	平成 16 年 1 月 15 日
オーストラリア	クイーンズランド大学	平成 16 年 11 月 9 日
	西オーストラリア大学	平成 18 年 10 月 20 日
	ウーロンゴン大学	平成 29 年 7 月 24 日
	ニューサウスウェールズ大学	平成 30 年 6 月 29 日
アメリカ	ピッツバーグ大学	平成 21 年 6 月 25 日
	ジョージア工科大学	平成 29 年 10 月 30 日

国名	大学名等	協定締結日
カナダ	オタワ大学	平成27年1月13日
オーストリア	グラーツ大学	平成18年8月22日
チェコ共和国	カレル大学	平成18年11月2日
フランス	パリ第2大学	平成17年7月14日
	パリ第10大学	平成18年4月6日
	リヨン高等師範学校	平成21年1月21日
	パリ第7大学	平成23年1月5日
	リール大学	平成30年7月24日
	エクス=マルセイユ大学	令和元年6月16日
スペイン	バルセロナ大学	平成28年9月30日
スイス	バーゼル大学	平成29年9月7日
イギリス	バーミンガム大学	平成11年10月28日
	SOAS ロンドン大学東洋アフリカ研究学院	平成19年3月17日
	オックスフォード大学	平成23年3月2日
	エセックス大学	平成29年2月4日
オランダ	ライデン大学	平成21年4月28日
ブルガリア	ソフィア大学	平成24年7月25日
ベルギー	ブリュッセル自由大学	平成28年10月12日
イタリア	ヴェネツィア大学	平成23年5月10日
	ボローニャ大学	平成28年3月18日
	トリノ大学	平成28年12月20日
ポーランド	ヤゲウォ大学	平成25年10月10日
ドイツ	キール大学	平成28年5月12日
	マルティン・ルター大学ハレ・ヴィッテンベルク	平成28年7月16日
	トリーア大学	平成27年6月2日
	ダルムシュタット工科大学	平成30年8月7日
	ベルリン自由大学	令和元年8月29日
ルーマニア	ブカレスト大学	平成28年12月15日
ロシア	サンクトペテルブルグ大学	平成28年11月25日
ハンガリー	エトヴェシュ・ロラード大学	平成30年4月12日
	ブタペスト・コルヴィヌス大学	令和元年12月2日
ポーランド	ニコラウス・コペルニクス大学	平成29年5月31日

◎部局間協定

国名	大学等名	協定締結日
大韓民国	韓国外国語大学校日本語大学	平成29年1月13日
中華人民共和国	江南大学設計学院	平成17年4月27日
	鄭州大学美術系	平成18年5月18日
	浙江大学人文学院、伝媒と国際文化学院	平成19年1月29日
	香港大学文学院	平成20年3月31日
	東北大学外国語学院	平成29年3月9日
ドイツ	ハンブルク大学人文科学部アジア・アフリカ研究所	平成20年3月10日
ルーマニア	「ディミトリエ・カンテミル」キリスト教大学外国語学部	平成30年3月20日

オーストリア	インスブルック大学社会・政治学部	平成 30 年 11 月 30 日
クロアチア	プーラ大学人文学部	令和元年 6 月 14 日
セルビア	ベオグラード大学	令和 2 年 8 月 19 日

10 院生協議会規約等

神戸大学大学院人文学研究科院生協議会会則

第 1 条 総 則

- 第 1 項 本会は神戸大学人文学研究科院生協議会と称す（以下本会と略す）。
- 第 2 項 本会は神戸大学人文学研究科院生の研究環境の改善・保全を旨とし、院生の総意の代表として活動するものである。
- 第 3 項 本会の会員たる資格は、神戸大学人文学研究科博士課程前期・後期課程、もしくはそれに準ずる課程に在籍し会費をおさめている者とする。
- 第 4 項 入会・脱会は神戸大学人文学研究科入学・卒業をもって行われる。

第 2 条 総 会

- 第 1 項 神戸大学院生協議会総会（以下総会）は、定期総会と臨時総会の二つとする。
- 第 2 項 定期総会は、四月と十月の年二回行われ、総役員員の三分の二以上の参加をもって開催される。主に予算の報告、本会全体の運営に関する決議、役職の任命・罷免などを行う。
- 第 3 項 臨時総会は、会の運営上の問題を即急に解決するため、各役員員の提言のもと、総役員員の二分の一以上の参加をもって開かれる。
- 第 4 項 本会の会員は総会への参加と発言及び議決に関わる権利を有する。
- 第 5 項 総会の決議は有効議決数の過半数の賛成をもって決定される。

第 3 条 理事及び役員

- 第 1 項 本会は、会務執行のため次の役員を置く。
 - (1)理事 五名
 - (2)分野委員 若干名
- 第 2 項 理事の選出は、別に定める選出規約に則って行う。
- 第 3 項 理事は、会長、副会長、書記、会計、及び庶務から構成される。
- 第 4 項 役員員の任期は、十月の定期総会での任命を受けてから一年間とする。

第 4 条 院生協議会会長

- 第 1 項 神戸大学院生協議会会長（以下会長）は、本会における全ての決議・事務の最終責任を負う。また、院生協議会所有の備品の総括管理や各役員への総会の連絡、事務的な折衝を行う。
- 第 2 項 会長の任期は一年とし、再任は認められない。会長は人文学研究科博士課程後期課程一年から選ばれるのが望ましい。
- 第 3 項 会長は他の役職と兼任できない。

第 5 条 会 計

- 第 1 項 神戸大学院生協議会会計（以下会計）は、本会における全ての会計事務における総責任者である。
- 第 2 項 会計の任期は一年とし、再任は認められない。会計は人文学研究科博士課程後期課程一年から選ばれるのが望ましい。
- 第 3 項 会計は他の役職と兼任できない。
- 第 4 項 会計は会費の徴収、備品の購入管理を行い、不必要な備品購入に対して、会長との協議や総会の決議のもと、返金請求を行うことが出来る。
- 第 5 項 本会の会計年度は、毎年十月一日に始まり、翌年の九月三十日に終わる。

第 6 項 本会は、当該年度の総会に先立って次年度会計の予算案を作成し、全分野委員によって構成される予算委員会からその承認を受けなければならない。

第 7 項 本会は、当該年度の総会に先立って前年度会計の決算書を作成し、理事会が委嘱した二名の会員によって構成される会計監査委員会の監査を受けなければならない。

第 6 条 印刷機管理担当

第 1 項 神戸大学院生協議会印刷機担当（以下庶務）は、コピーカードの配布や購入手続き、コピー機・プリンターの管理の責任を負う。

第 2 項 庶務の任期は一年とし、再認は認められない。庶務は人文学研究科博士課程前期課程一年から選ばれるのが望ましい。庶務はコピーカードの配布作業、院生印刷室の管理を行う。

第 3 項 コピーカードの制度は印刷機管理担当の存続を持って成立する。

第 7 条 書記

第 1 項 神戸大学院生協議会書記（以下書記）は、総会及び本会の理事によって行われる定例会において文責を負う。

第 2 項 書記の任期は一年とし、再委任は認められない。書記は人文学研究科博士課程前期課程一年から選ばれるのが望ましい。

第 8 条 分野委員

第 1 項 神戸大学院生協議会分野委員（以下分野委員）は担当研究室の代表として総意をまとめ、また備品（機の鍵や延長コード等）の管理表を作り、備品管理及び申請を行う。

第 2 項 担当は各研究室に一名を置き、任期は一年とする。再任は原則望ましくないが、特段の理由があるときのみ再任を認める。分野委員は人文学研究科博士課程前期課程一年から選ばれるのが望ましい。

第 3 項 分野委員は自己推薦または前任の分野委員の推薦によって決定される。

第 9 条 役職の任命・罷免

第 1 項 役職は定期総会において任命・引き継ぎが行われる。

第 2 項 各役職員の罷免権は総会が有し、会員の提言によって決議が行われる。

第 10 条 会 費

第 1 項 本会の運営に必要な会費は会員から一律で年一回徴収する。

第 2 項 会費の金額は原則千円とするが、前年度の予算を基に総会の決議の下、単年度に限って金額を加減することができる。

第 3 項 会費の徴収は会計がその責任を負い、分野委員を通じて行う。

第 4 項 臨時徴収は総会の決議によって適宜行うことができる。

第 5 項 会費は主に院生研究室の環境改善や備品購入のために用いられるが、会の運営上必要となる文具等の購入にも正当な範囲で充てることができる。

第 11 条 コピーカードの配布

第 1 項 コピーカードの配布は、各研究室一括で行い、分野委員がその任を負う。

第 2 項 分野委員は担当研究室のコピーカード受給希望者の一覧を作成したのち、庶務に申請し受領する。受領したコピーカードは分野委員がその配布・管理の責任を負うものとする。

第 3 項 庶務は当年度の会費未払いの者に対して、コピーカードの配布を停止することができる。

第 4 項 未配布のコピーカードは庶務が管理し、一年を限度に残余分を神戸大学人文学研究科に返還する。

第 12 条 備品の管理・購入

- 第 1 項 分野委員は各研究室の備品の管理に勤め、必要に応じて購入申請を行うことができる。
- 第 2 項 備品の購入は申請書類を提出し、会長と会計両名の決議によって認可される。
- 第 3 項 購入物は当該研究室全体の研究環境改善に役立つものに限り、私的なものや消耗品及び不要と判断されたものは認められない。私的なものとはある特定の会員のみが必要とするもので、その会員が退会後他の会員によって再利用できないものを指す。消耗品とはそのものを数度にわたって利用することができないものを指す。
- 第 4 項 申請された購入物の金額が一万円を越える、当該研究室以外の研究室にも関わるものである場合は、総会によって購入に関して決議をとらなければならない。
- 第 5 項 すでに総会で決議された全院生共有の備品（プリンターなど）の維持費に関しては、その決議自体が取り消されない限り、決議なしで申請できる。
- 第 6 項 一度申請が認可された備品に関しては、それが申請された年度に限り、決議なしで会計の判断の下、購入することができる。
- 第 7 項 総会にて協議会全体での備品購入予算を決定し、それをもとに各研究室の利用可能予算額を均等に分配する。基本的に購入申請はこの予算内で行い、これを越えて申請する場合は総会の決議を必要とする。

第 13 条 決議の優劣

- 第 1 項 定期総会、臨時総会、会長、分野委員、会計・庶務・書記の順でその決議を優越させる。
- 第 2 項 上位の決議と下位の決議が対立した場合、上位の決議が今後採用される。
- 第 3 項 それまでの決議によって認められていたことによって発生した諸利益は、それが本会の運営に支障をきたすものでない限り、相殺を行わない。

第 14 条 会則の改正・追加・削除

- 第 1 項 会則は必要に応じて改正・追加・削除を行うことができる。
- 第 2 項 会則の改正・追加・削除は総会で審議され、有効議決数三分の二以上の賛成によって決議される。
- 第 3 項 変更後の会則は変更と同時に適用されるが、それまでの事項に対して遡って適用してはならない。
- 第 4 項 会則の改正・追加・削除に関する本条項は、改正・追加・削除の対象にはならない。

附則

この会則は 2010 年 4 月 1 日から施行される。

2021 年 4 月 1 日改正。

2023 年 4 月 1 日改正。

11 教員名簿

神戸大学文学部・大学院人文学研究科棟
平面図等

文学部教員名簿

文学部長 長坂一郎 (5500)

() は 803-0000 を示す

人文学科

哲学

哲学専修

(併) 教授 茶谷直人 (5504) 中真生 (5505)
(併) 准教授 加藤憲治 (5506)
(併) 講師 新川拓哉 (5503) 安倍里美 (5528)

文学

国文学専修

(併) 教授 樋口大祐 (5538)
(併) 准教授 石山裕慈 (5574) 梶尾文武 (5537)
(併) 講師 有澤知世 (5540)

中国文学専修

(併) 教授 濱田麻矢 (5553)
(併) 特任准教授 劉萍 (5558)
(併) 講師 早川太基 (5552)

英米文学専修

(併) 教授 山本秀行 (5543) 芦津かおり (5544)
(併) 准教授 奥村沙矢香 (5542)
(併) 特任講師 大住めぐみ (5557)
(併) 助教 平川和 (5545)

ドイツ文学専修

(併) 教授 増本浩子 (5549)
(併) 准教授 久山雄甫 (5548)

フランス文学専修

(併) 教授 中畑寛之 (5551)

史学

日本史学専修

(併) 教授 奥村弘 (5523) 市澤哲 (5521) 古市晃 (5520)
(併) 講師 吉川圭太 (5522)

東洋史学専修

(併) 教授 緒形康 (5536) 真下裕之 (5525)
(併) 准教授 伊藤隆郎 (5526) 村井恭子 (5527)

西洋史学専修

(併) 教授 高田京比子 (5530) 小山啓子 (5529) 佐藤昇 (5531)
(併) 准教授 藤澤潤 (5532)

知識システム

心理学専修

(併) 教授 喜 多 伸 一 (5517)
(併) 准教授 野 口 泰 基 (5516) 柳 澤 邦 昭 (5518)

言語学専修

(併) 教授 岸 本 秀 樹 (5546) 田 中 真 一 (5555)
(併) 准教授 澤 田 治 (5554)

芸術学専修

(併) 教授 長 坂 一 郎 (5579) 大 橋 完 太 郎 (5508)
(併) 講 師 小 寺 里 枝 (5507)

社会文化

社会学専修

(併) 教授 白 鳥 義 彦 (5511) 平 井 晶 子 (5513)
(併) 准教授 佐々木 祐 (5515)
(併) 講 師 梅 村 麦 生 (5512)

美術史学専修

(併) 教授 宮 下 規 久 朗 (5510)
(併) 講 師 野 田 麻 美 (5509)

地理学専修

(併) 准教授 原 口 剛 (5534) 菊 地 真 (5535)

講座外

(併) 講 師 岡 野 靖 子 (5524)
(併) 助 教 林 由 華 (5571)

大学院人文学研究科教員名簿

大学院人文学研究科長 長 坂 一 郎 (5500)

【文化構造専攻】

哲学講座

哲学

教授	茶 谷 直 人 (5504)
准教授	加 藤 憲 治 (5506)
講 師	新 川 拓 哉 (5503)

倫理学

教授	中 真 生 (5505)
講 師	安 倍 里 美 (5528)

文学講座

国文学

教授	樋 口 大 祐 (5538)	
(兼)教授	實 平 雅 夫 (5276)	
准教授	石 山 裕 慈 (5574)	梶 尾 文 武 (5537)
講 師	有 澤 知 世 (5540)	

中国・韓国文学

教授	濱 田 麻 矢 (5553)
(兼)教授	朴 鍾 祐 (5271)
特任准教授	劉 萍 (5558)
講 師	早 川 太 基 (5552)

英米文学

教授	山 本 秀 行 (5543)	芦 津 かおり (5544)
准教授	奥 村 沙矢香 (5542)	
特任講師	大 住 めぐみ (5557)	
助 教	平 川 和 (5545)	

ヨーロッパ文学

教授	増 本 浩 子 (5549)	中 畑 寛 之 (5551)
(兼)教授	河 合 成 雄 (5279)	
准教授	久 山 雄 甫 (5548)	

【社会動態専攻】

史学講座

日本史学

教授	奥 村 弘 (5523)	市 澤 哲 (5521)	古 市 晃 (5520)
講 師	吉 川 圭 太 (5522)		

東洋史学

教授	緒 形 康 (5536)	真 下 裕 之 (5525)
准教授	伊 藤 隆 郎 (5526)	村 井 恭 子 (5527)

西洋史学

教授	高 田 京比子 (5530)	小 山 啓 子 (5529)	佐 藤 昇 (5531)
准教授	藤 澤 潤 (5532)		

知識システム講座

心理学

教授 喜多伸一 (5517)
准教授 野口泰基 (5516) 柳澤邦昭 (5518)

言語学

教授 岸本秀樹 (5546) 田中真一 (5555)
(兼)教授 リチャード・ハリソン (5275)
准教授 澤田治 (5554)

芸術学

教授 長坂一郎 (5579) 大橋完太郎 (5508)
講師 小寺里枝 (5507)

社会文化講座

社会学

教授 白鳥義彦 (5511) 平井晶子 (5513)
准教授 佐々木祐 (5515)
(兼)准教授 黒田千晴 (5296)
講師 梅村麦生 (5512)

美術史学

教授 宮下規久朗 (5510)
講師 野田麻美 (5509)

地理学

准教授 原口剛 (5534) 菊地真 (5535)

文化資源論講座 (連携)

客員教授 岩井共二
客員教授 谷口耕生

講座外

講師 岡野靖子 (5524)
助教 林由華 (5571)

名誉教授

(文学部)

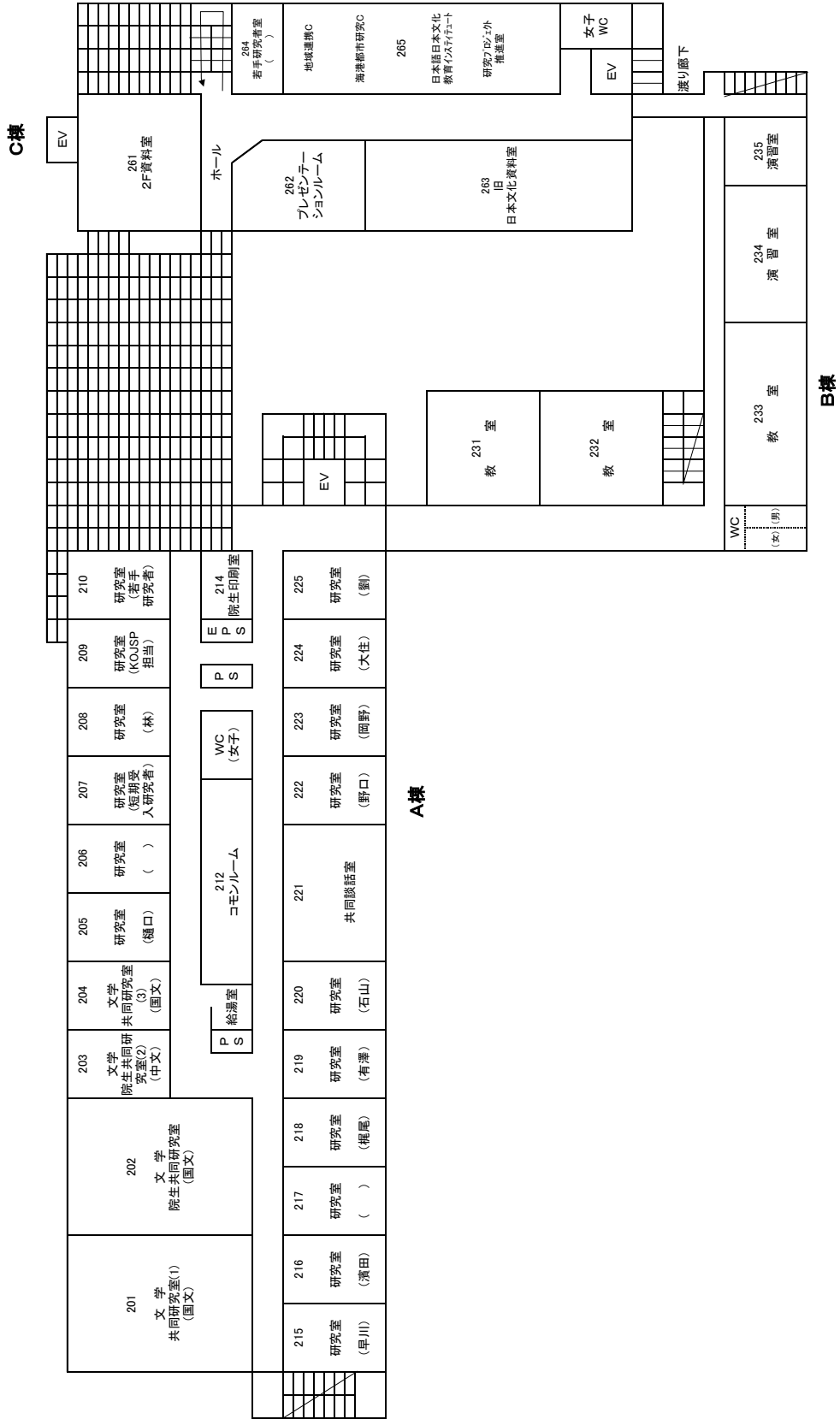
宮崎芳三	木内孝	森清善行
田中眞吾	向井守	栗原優
山田敬三	蜂屋良彦	鈴木利章
中川ゆきこ	池上洵一	野口武彦
渡邊孔二	山縣熙	真方忠道
柴谷方良	濱田正美	鈴木正幸
山本道雄		

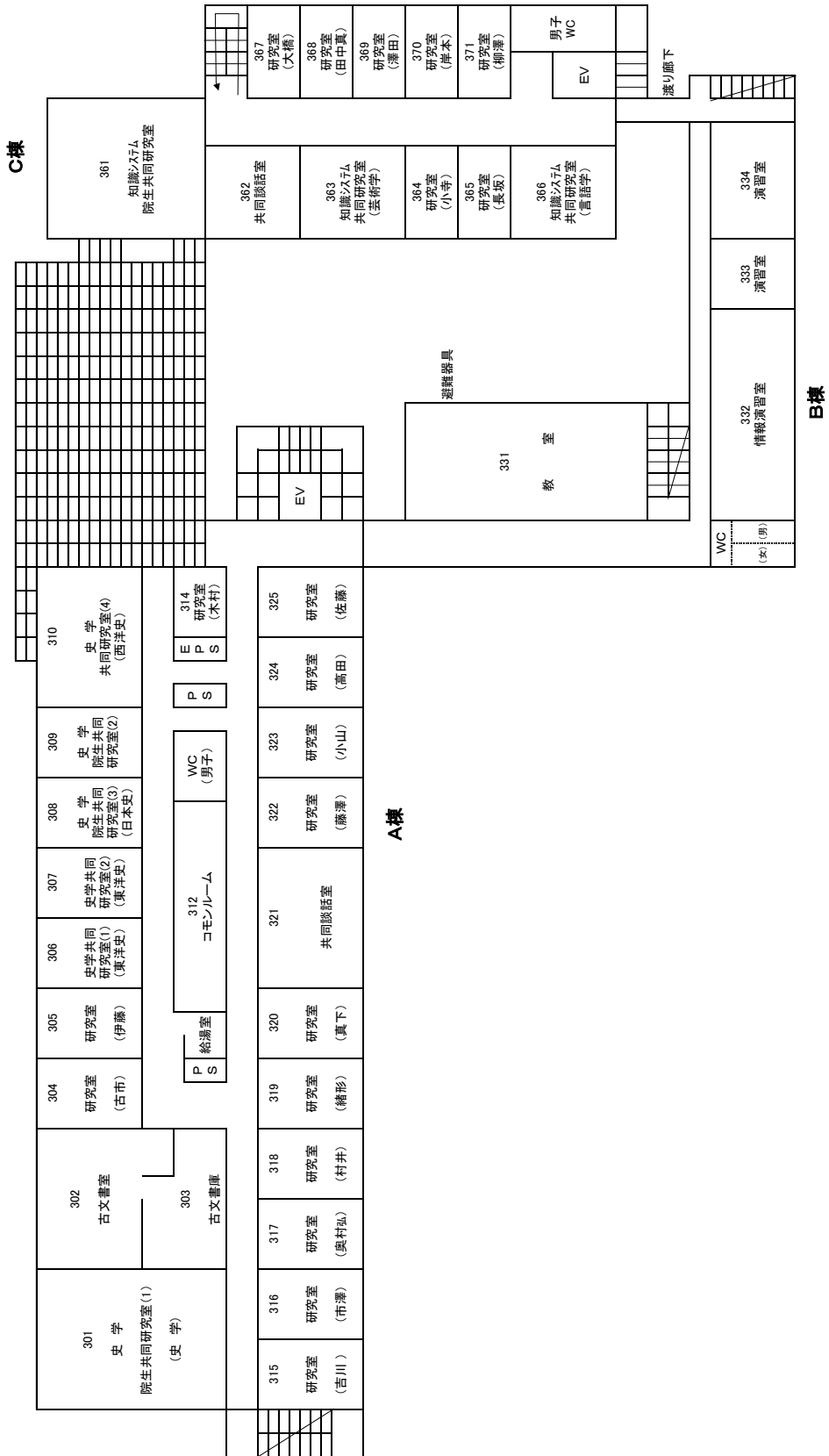
(大学院人文学研究科)

枝川昌雄	高橋昌明	松嶋隆二
小椋たみ子	森紀子	窪菌晴夫
毛利晶	長谷川孝治	林原純生
佐々木衛	百橋明穂	長野順子
大津留厚	松本曜	嘉指信雄
釜谷武志	菱川英一	油井清光
藤井勝和	前川修	福長進
鈴木義嗣	松田浩則	松田毅
藤田裕嗣		

(大学院文化学研究科)

岩崎信彦





主な部局等所在地及び電話番号

部 局 等	所 在 地	電 話 番 号
事 務 局	神戸市灘区六甲台町 1-1	} 大代表 881-1212
インクルーシブキャンパス&ヘル スケアセンター保健管理部門 (保健管理センター)		
人 文 学 研 究 科	神戸市灘区鶴甲 1 丁目 2-1	
学 務 部		
大学教育推進機構		
国際文化科学研究科	神戸市灘区鶴甲 3 丁目 11	
人間発達環境学研究科	神戸市灘区六甲台町 2-1	
法 学 研 究 科		
経 済 学 研 究 科		
経 営 学 研 究 科	神戸市灘区六甲台町 1-1	
理 学 研 究 科	神戸市中央区楠町 7 丁目 5-1	大代表 382-5111
医 学 研 究 科	神戸市須磨区友が丘 7 丁目 10-2	代表 792-2555
保 健 学 研 究 科	神戸市灘区六甲台町 1-1	} 大代表 881-1212
工 学 研 究 科		
システム情報学研究科		
農 学 研 究 科	神戸市東灘区深江南町 5 丁目 1-1	大代表 431-6200
海 事 科 学 研 究 科	神戸市灘区六甲台町 2-1	} 大代表 881-1212
国際協力研究科		
科学技術イノベーション研究科	神戸市灘区六甲台町 2-1	
経 済 経 営 研 究 所		
附 属 図 書 館	神戸市灘区六甲台町 2-1	
社 会 科 学 系		
人 文 科 学	神戸市灘区六甲台町 1-1	
自 然 科 学 系		

学 生 便 覧 2023

(令和5年4月発行)

神戸大学大学院人文学研究科
神戸大学文学部

神戸市灘区六甲台町1-1

神戸(078)-803-5595

